

令和4年 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	5
(1) 憲法	5
(2) 民法	7
(3) 刑法	9
3. 論文式試験について	11
(1) 公法系	11
(ア) 憲法	11
(イ) 行政法	14
(2) 民事系	17
(ア) 民法	17
(イ) 商法	21
(ウ) 民事訴訟法	24
(3) 刑事系	29
(ア) 刑法	29
(イ) 刑事訴訟法	31
(4) 知的財産法	35
(5) 労働法	37
(6) 租税法	40
(7) 倒産法	41
(8) 経済法	43

(9) 国際関係法(公法系)	46
(10) 国際関係法(私法系)	48
(11) 環境法.....	51
3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	53
(1) 公法系	53
(ア) 憲法	53
(イ) 行政法.....	53
(2) 民事系	54
(ア) 民法	54
(イ) 商法	57
(ウ) 民事訴訟法.....	58
(3) 刑事系	59
(ア) 刑法	59
(イ) 刑事訴訟法.....	60
(4) 知的財産法	60
(5) 労働法	61
(6) 租税法	62
(7) 倒産法	62
(8) 経済法	64
(9) 国際関係法(公法系)	65
(10) 国際関係法(私法系)	66
(11) 環境法.....	67
3-2. 各年の「出題趣旨」及び「採点実感」についてのご意見	68
(1) 公法系	68
(ア) 憲法.....	68

(1) 行政法	69
(2) 民事系	69
(ア) 民法	69
(イ) 商法	70
(ウ) 民事訴訟法	71
(3) 刑事系	72
(ア) 刑法	72
(イ) 刑事訴訟法	73
(4) 知的財産法	74
(5) 労働法	74
(6) 租税法	74
(7) 倒産法	75
(8) 経済法	75
(9) 国際関係法（公法系）	76
(10) 国際関係法（私法系）	76
(11) 環境法	77
3-3. 新たな法曹養成ルート of 創設に伴う各科目の試験のあり方について	78
(1) 公法系	78
(ア) 憲法	78
(イ) 行政法	79
(2) 民事系	80
(ア) 民法	80
(イ) 商法	82
(ウ) 民事訴訟法	83
(3) 刑事系	84

(ア) 刑法	84
(イ) 刑事訴訟法	86
(4) 知的財産法	87
(5) 労働法	88
(6) 租税法	89
(7) 倒産法	89
(8) 経済法	91
(9) 国際関係法(公法系)	92
(10) 国際関係法(私法系)	92
(11) 環境法	93
4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	95

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・判例に関する知識、論理的な整合性を問うものなど問題の内容や配置だけでなく、難易度を含め、適切であるように思われます。
- ・従来通り判例の理解を中心とするもので、適切であった。
- ・出題の範囲、分量、形式及び難易度いずれも法科大学院における憲法学修の水準に照らして適切である。ただし、第1問は誤解を招く表現と思われる。
- ・例年同様、奇をてらいすぎず標準的な知識と理解を問う出題となっていた。
- ・全体として、憲法の判例・学説についての基本的知見を問う適切な問題だと評価できる。ただ、第6問は憲法の範囲を少々逸脱しており、しかも選択肢が注意を払って読まないと正解できない細かい内容となっており、もう少し配慮が必要だったと考える。
- ・例年通りの難易度で妥当な問題だと思われます。
- ・基礎的な学習項目を反映しており、かつ単なる暗記にもとどまらない内容であるため。
- ・判例等の基礎的知識を問う内容になっている
- ・憲法についての判例学説の基礎知識が求められており、論文式での応用能力の前提としての基礎知識の理解度が試されているため。
- ・基本的な知識を問うものであり、適切な問題であったと思う。
- ・重要判例と学説についての基本的事項を問っている。特に、学説については論理的に正答を導くことができる問題も多く、細かな知識を問うというものではない。
- ・基本的人権の分野では専ら最高裁判所の判例の趣旨をベースとした問題であり、また統治機構の分野では天皇から憲法改正までの各テーマに関する問題であるところ、いずれも法科大学院の授業で通常検討する判例やテーマであり、また基本的かつ正確な知識を必要とする問題であることから、適切な問題であると評価することができる。
- ・基本判例、憲法上の基本的な制度、基本的な学説の理解を問う問題である。
- ・憲法各分野の論点がまんべんなく問われている。

b. どちらかといえば適切である

- ・正誤問題の肢で、やや細かすぎるのではないかとと思われるような記述を含むものが散見される。
- ・例年より難しい問題がある一方で、明らかに誤りだとわかる選択肢もあるが、全体として

は適切であるから。

- ・憲法の全領域からバランスよく出題され、選択肢の内容も基本的な事項が多い。
- ・それぞれの設問は適切であるが、組み合わせ問題により少し時間が足りなくなる可能性があるように思われる

c. どちらともいえない

- ・第1問は趣旨が不明確。問11はコアカリの範囲を超えているのではないか
- ・知識問題と論理問題のバランスが取れており、難易度もちょうどよい。
- ・憲法史を直接的に問う出題が司法試験において適切か否かは、再検討の余地があるのではないか。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問の限りでは内容に特に問題はないが、そもそも問いかけ方に問題がある。短答式の憲法では依然として、それぞれの文章の正誤を聞く8択問題を主軸としているのであるが、そもそも法律学(社会科学)で絶対的な正誤を問うのは危険であり、それを避けようとする、判例の細かい言い回しなどに問題が集中しがちである。事実命題となり、暗記勉強を推奨するという問題もある。このような出題は、共通テストでも主流ではないばかりか、司法試験短答式においても、民法・刑法が、5つの文のうち適当なものを2つ選べ、という出題を主としている中では、浮いているのである(せいぜい副次的に用いるのに止めるべきではないか)。3科目の試験で問いかけ方がこれほど異なることは不可解である。ここでは、基本的には、憲法が他に合わせるべきである(他方、民法・刑法も選択肢を5つに絞っており、10択で部分点あり、とする方がスマートであろう)。このほかに、3対3の組合せを問う6択などの方法もあり、ありうべき問いかけ方を3科目である程度は統一すべきである。短答式は、論文式で逆転不能なほどなので採点する意味がない者を不十分にすれば十分で、難問を誇るべきものでもない。

e. 適切でない

(2) 民法

a. 適切である

- ・まんべんなく出題されており、レベルも標準的でよい
- ・特に目立った傾向はみられず、従来どおり、条文及び判例の理解を確かめる穏当なものである。
- ・オーソドックスな出題形式が続いている。旧司法試験時代の刑法のような変なテクニックは要求されていない。内容においても、条文知識を中心に、重要判例の理解も問う形である。

新司法試験開始当初の要件事実重視の傾向が改められたことは評価が分かれよう。個人的に、これらの内容を試験で問うのは難しいのではないかと考えるので、このままで良い。

以上より、短答式試験における民法は、全体として極めて適切であると考ええる。

- ・例年のとおり、民法の広範囲から出題がなされているから。
- ・論述式で聞きづらいが、実務上重要な民法上の制度について聞く形になっており、実務家を要請する試験として適切なものと考ええる。たとえば、成年後見（問2）、相隣関係（問9）、法定地上権（問15）、履行強制（問17）、供託（問21）などのほか、家族法全般である。また、各分野からまんべんなく聞く形になっており、幅広い知識の確認になっていると考える。
- ・民法の基礎知識を問える設問である。
- ・基本的な知識であり、特に家族法は条文だけで解ける問題が多い。特に2017年民法改正で変わった内容の知識を確認する問題が多くあり、これは復習して勉強をする素材として、これから勉強するための問題集の大罪としてよい。形式については、誤ったものの組み合わせと正しいものの組み合わせがある。作問上微妙なものもあるので作成者の便宜からはこれでよいかもしれない。判例の立場が明確ではないものの組み合わせとか工夫を凝らして、判例を勉強させる問題を作るとマンネリを避けられるかもしれない。成年被後見人が土地の贈与を受ける事例は、現在議論されている負の財産としての土地があることを考えさせる問題でもあり面白い。判例の評価が分かれる問題はなかったように思われる。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから。
- ・基本的な問題であり、知識を問うには適切
- ・全分野から広く出題されている。
- ・基本的な制度理解を聞く問題であり、学生の理解を問ううえで適切と思われた。
- ・基礎的理解を問う問題として適切である。
- ・各分野からバランスよく出題されている。

- ・ 条文や判例に関する基礎的な知識を問うものであって、分野にも偏りがないため。
- ・ 周到に準備され、良く練られた問題でした。
- ・ 条文およびその趣旨を問う問題、従来の判例の趣旨に照らして問う問題であったため
- ・ 基本的知識、条文の正確な理解を問うている。
- ・ 受験者の基礎的知識の有無を図る問題といえる受験者の基礎的知識の有無をはかる問題といえる
- ・ 基本的には、制度の基本的理解、条文・判例の内容を問う問題であると考えられ、出題範囲の偏りもないから。
- ・ 条文の知識や基本的な論点についての判例知識の組合せに基づく問題である。いくつかやや難しい肢もあるが、他の肢の問題を検討することで正答にたどり着くことができるので適切であると考ええる。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 条文の文言それ自体の出題か、条文の基本的な事項の解釈に関する出題か、基本的な判例に関する出題か、であり、また、分野についても総則から相続までまんべんなく出題されている。近時の短答式問題の出題には、基本的な知識があれば解答できるものが増えており、そのような傾向は今回の出題でも維持されており、おおむね適切である。
- ・ 細かいと感じられる分野からの出題もまま見受けられるが、合格最低点にとって障害となる程度とまではいえず（また、自らの知識に照らした識別能力も重要であろう）、全体としては法曹にとって必要な基礎的な知識が問われていると評価できる。
- ・ 基本的事項が満遍なく出題されているため。
- ・ 基本的な知識を問う問題であった
- ・ 改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・ やや易しいという印象を受けるが、基本を確認するという意味では適切と感じた。

c. どちらともいえない

- ・ 問うている内容がやや細かい問題や、間違いの肢の不正確さがやや判明しにくい問題が多少見受けられたため。

d. どちらかといえば適切でない

- ・基本的な知識を問う良問が多いが、やや細かい知識を問う肢や問い方が微妙で判断に迷う肢が散見され、短時間で六法も見ずに解答しなければならない短答式試験を前提とすれば、改善の余地がある。

e. 適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・刑法学の基本事項や判例の初歩的理解を問うている。
- ・法科大学院での標準的な学習内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思う。
- ・基本的事項につき満遍なく出題されており、受験生の理解度をはかる点で適切に思われる。
- ・バランス良く問われているから。
- ・法曹として要求される基礎知識（条文、基本的概念、学修上の基本判例）を確認する趣旨の問題を中心としつつ、最近の判例の理解を問う問題、学説対立の意義の理解や論理的思考力を問う問題などもバランスよく織り交ぜられ、難易度も含め、法曹を目指す者が何をどの程度に学んでいるべきかを示す指針としてふさわしい内容となっているため。
- ・ほぼ全ての問題でコンパクトに判例の知識を確認していて、実務家になるための試験としてとてもよい。また、判例がない部分については、簡単な学説対立を訊いていて、それも、適度でよいと思われる。
- ・LS 修了者の理解を問うのに十分な内容と思われる
- ・過度に複雑な形式によることなく、また、分野の偏りなく、判例等に関する基本的な知識および推論能力を適切に確認する内容であるから。
- ・難易度は適切な範囲と考えられるため。
- ・刑法に関する基本的知識を確認することに適した問題だと思われるため。
- ・過度に難しくもなく、過度に易しいこともない良問である。
- ・分量、難易度とも基本的知識の有無を判定するのに適している。
- ・刑法総論・各論の基本的な知識や、重要判例の理解を問う問題がバランスよく出題されており、難易度も分量も適切であると思われるため。

b. どちらかといえば適切である

- ・学説に関する出題も含まれており適切。問9は勉強していなくてもできるので、問答形式にして時間がかかるようにするなど工夫したほうがよかった。問17の3 (No. 28) は判例の併合罪処理が学説の包括一罪説によって有力に批判されていると思われ、他の例でも同様であるが不人気判例の取り上げ方には検討の余地があると考える。
- ・不自然に受験生を困惑させるような問題はないように思われる
- ・出題内容・方法に奇をてらうものではなく、そのレベルも適切であると思われませんが、どの問題も一通り選択肢等を解析する必要があるので、事務処理能力にさほどウエイトを置くものでなければ解答数をもう少し減らすことなどは検討していただきたい。
- ・第9問の1, 第11問の5, 第16問のウは難易度等に疑問があり, 第14問のウや第17問の3について適切性に疑問が示されたものの、全体として適切な難易度に設定され、平均点もそのような水準となっているため。
- ・依然として細かすぎる知識を問う肢が散見されるから。
- ・幅広い範囲から出題されており、難易度も適切であると感じました。
問題内の設問によっては、文章が長過ぎるものもあったので、文章量に配慮する必要もあるように感じました。
- ・問いの設定もさほど複雑でなく、基本的知識を問うている。最新の判例動向も含まれ、バランスよい学習を奨励している。
- ・正誤の個数を答えさせる設問形式については疑問がある。
- ・判例を中心に、基本的な知識を問う問題である。
- ・単純な知識を問う問題ばかりでなく思考力を問う問題が多かった点は適切であると思いますが、たとえばある説をとるところといった結論になるという思考力を問う問題の難易度はもう少し上げて良いかと思えます

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・「判例の立場に従って検討する場合」という問題が多すぎる。

e. 適切でない

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・ 学問の自由については、受験生は必ずしも詳しく学修しているわけではないが、問題文はかなりはっきりと憲法上の問題となる事情を示しているので難しすぎるわけではなく、むしろ憲法問題を考える力を測るには適切な出題だったと評価できる。
- ・ 抽象的な理論のみに拘泥する学説とは異なり、実際の憲法判例は事案に即した憲法解釈を行っていることから、本試験においても、実務家としての憲法解釈の理解が試されている。
- ・ 学問研究・発表・教授の自由および大学の自治の趣旨と内容および最高裁の判旨（ポロ事件と旭川学テ事件）も正確に理解しておくことが不可欠な問題であり、弁護士としての自分の見解を想定される反論と参考となるべき判例を指摘させつつ説明させるという良問であると考えられる。
- ・ 基本的な事項につき、深いところを考えさせる問題であるから。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 憲法の論文式試験は、思考力を問う良問だと思いますが、ここ数年、その難易度が高くなってきているように思われます。
- ・ 現実的にあり得る題材を元にして考えさせる問題であった。もっとも、限られた時間の中で検討すべき点が多く、また学問の自由の分野について学説の展開が十分に浸透していない部分もあり、いわゆる規範定立やその前提となる論証において、受験生にとって難しい面もあったのではないかと。可能であれば、複数の判例があったり学説の対立が広く知られている分野からの出題が望ましいのではないかと。
- ・ 本問は、X大学側に立つ合憲論を最初に問い、それに続けて、Y側からの違憲の主張を想定して、私見を展開することを求めている。当事者主張想定型という設問形式は通常、裁判手続における主張の対立を念頭に置いており、合憲の主張（反論）は、違憲の主張を踏まえてなされるはずである。通常の設定問順をわざわざ変更する意義が理解できない。決定1及び2が大学の自治に含まれるかを問うことが出題趣旨の一つであり、さらには当該決定の合憲性を論じさせるならば、大学の自治と当該決定を介在し、当該決定の根拠にな

る学内の準則がいかなるものであるかをより明確に示す（例えば、学内規則も参考資料として示す）方がよいと思われる。

- ・学問の自由についての標準的論点を踏まえた問題といえる。
- ・学長選考に関する議論と対応するかもしれないが、問題設定の意図が少し分かりづらいように思われたため。
- ・司法試験受験生であれば論じ切ってほしい問題ではあるが、判例・学説においても議論の蓄積が十分とは言えない問題領域からの出題であるだけに、平均的な受験生にとっては少々難易度が高すぎたのではないかという気がする。特に、先例とよべるようなめぼしい事例があるわけではないにもかかわらず、「参考とすべき判例」への言及を求めるのは、受験生にとってはいささか酷なのではないかと感じる。
- ・難しいが、良問であるから。
- ・近年社会的にも問題となった研究の自由にかかわるテーマと、助成の問題を組み合わせた問題であり、個人的には良問であったように思われる。ただし、その反面、司法試験の問題としては従来の試験と比して難易度が高かったように思われる。その理由は、まず形式面として、問題の出題形式が変更され、大学側の抗弁から主張を展開する必要があり、研究員 Y の主張を正確に理解し、それを前提に主張を行う必要があるため、その点で戸惑った受験生も多かったのではないかと思われる。また、内容については、研究助成金の交付を受けて研究活動を行う自由が保障されるかどうかという点については、まず学問の自由の意義を問い、また事案の理解を問う問題であり、設問 1 においては、大学の自治の理解についても判例をもとに検討することが可能であり、その意味では基礎的な勉強によって解答することが困難な問題ではなかったように考えられる。また設問 2 において、実質的な研究員の権利主張を行えるかが重要な論点であり、その点をただ単に基準などに当てはめるだけではなく、事実関係を深く理解して学問の自由の制約を構成しうるかを問う良問であったようにも思われる。そのため、どちらかといえば適切な問題であったのではないかと考える。
- ・問われている憲法論は基本的なものであるが、「独立行政法人」を場の設定としたことにつきやや疑問がある。独立行政法人における大学と教員との関係に関する一定の理解を受験生に所与の前提として求めることができない状況の下では、解答すべき点について（特に私人間効力論との関係で）受験生に無用の困惑を発生させたのではないか、という危惧を抱くからである。
- ・憲法 23 条マターは受験生にはややマイナーな感がある。
- ・問題の内容と設問の形式が過去 4 回とは大きく異なるものとなったが、それ以前の出題に近いものだったので、受験生の混乱も少なかったのではないかと推測する。
- ・基本判例の理解とその応用力が問われている問題である。

c. どちらともいえない

- ・近年の出題傾向からすると難易度が高かったように思われる。代表的なテキストでは十分に触れられていない論点からの出題となり、試験当日、面を食らった受験生も少なくなかったのでは。
また、設問1での合憲主張を要求していたが、これには書き方で悩む受験生が多かったかもしれない。というのも、何らかの違憲主張を前提ないし想定しないことには、合憲主張を展開するということが現実にはイメージしづらいからである。
ただ、これは受験生に同情するという意味であって、出題方式多様化の試み自体は肯定的に評価している。
- ・Xの主張と、Yからの反論を踏まえた自己の見解とを、別個の設問として解答させる形式の適否について、再検討の余地があるのではないか。
- ・①近年の司法試験の過去問で問われている事項と重複せず、かつ、②論証パターンでは解けないという点は良いと思う。しかし、本問が扱う事項について、各法科大学院の教育にてどの程度の時間が割かれているか疑問である。多くの受験生にとってマイナーな問題が出題された結果として、事案をどこまで拾えるかといった単純な作業量で差がついたのではないかと危惧する。
- ・出題形式について検証が必要ではないか（問題文の長さ、紛争のあり方、等）。
- ・事案が少し複雑過ぎるかもしれない

d. どちらかといえば適切でない

- ・大学の自治（精神的自由）をテーマにしたことには正当性と出題意欲を感じるが、依然として、立法や制度について顧問弁護士としての意見を言えという形式であることは賛成できない。2018年から、その意味では劣化している。司法試験が法曹の適性を測る試験であるとするならば、それはまず何よりも、法廷において、その法律をきちんと使った立論ができるかを判断する問題を出題すべきである。日本では、通常司法裁判所による付随的違憲審査制が憲法裁判というものであるところだが、近年の出題形式は、まるで憲法裁判所が抽象的違憲審査を行う国であるが如きのものである。司法権の動的正当性も考えさせることはない（要するに、憲法訴訟論の軽視。本年は、わざわざ司法権の限界を論じなくていいとの注意書きまで付いた）。以前のように、3者それぞれの主張を組み立てる出題形式が、しばしばイデオロギッシュな答案が散見される憲法科目で、そうではない、法律論を展開することを誘導するには適していたと思うのであるが、なぜ、この形式をやめたのか、不思議でならない。方針転換の理由が十分に示された印象もない。方針の原点回帰を望む（法科大学院協会司法試験等検討委員会「令和2年度司法試験に関するアン

ケート調査結果に関する報告書」(令和3年3月31日)でも、法科大学院全44校中の38校の回答は、「今年度の積極的評価は憲法が91.2%(昨年度81.6%、一昨年度79.2%)」で、「新たな出題形式も定着してきた感があり、問い方にも一定の工夫がみられることなどが評価されてきているようである」という纏めになっている。しかし、当該年度の出題は経済政策の是非を事前の法案の合憲性の装いを採りつつ判断するものとなっており、非常に適切でない設問だったのであるが、多数の回答をした、そして、以上の報告を纏めた憲法学者の評価がこのようなものであったことには相当に違和感があり、大変遺憾に思う)。

- ・試験の形式が必ずしも評判の良くなかった、三者間の立場を問う内容になっている。この形式だと、受験生の多くが、憲法の基礎的知識や考え方ではなく、書き方に注力しがちになってしまう。法科大学院の授業でも何を書けばいいのかというよりもどう書けばいいのかという質問が多数寄せられる。また、本問の場合、公権力の主体としての県立大学であるのか、私法上の行為主体としての県立大学であるのかははっきりしないところがあり、さらに受験生に混乱を招いたのではないかと思う。そもそも、試験形式を絡んで十分な実力を発揮できなかった受験生が多い。単純に、判例と予想される反論を踏まえたうえで、あなたの見解を述べよという形式ではだめなのか。このような形式にした意図、そのような形式にせざるを得ない理由を出題の趣旨等で示すべきではないかと思う。また、出題範囲が人権分野に偏っており、一行問題でもいいので、憲法総論や統治分野についても出題を検討すべきである。
- ・論点の発見は容易でも、相当に高度な分析能力と事案処理能力が求められる難問であり、結果的に得点に差がつかなかったのではないかと思われる。

e. 適切でない

(イ) 行政法

a. 適切である

- ・林地開発許可をめぐる原告適格の範囲という、オーソドックスな論点について各原告の立場に立った多面的な主張を展開することを求めた問題であり、出題として適切である。
- ・基本的な論点の理解を問うている問題だったから。
- ・基本判例の正確な知識と理解を踏まえ、具体的事案に即してその応用能力を試す問題であるため。

- ・法科大学院教育を受けていれば学習するであろう著名な判例を基に作問がされており、適切な難易度と思われるから。
- ・過度に難解になることなく、適正に理解力を測ることができる良問であるとお見受けしました。
- ・各設問とも、法科大学院で通常学ぶ学習事項を扱っており、また法科大学院で通例学ぶ重要判例を想起すれば十分に解答の糸口を見つけることのできる問題であったと考える。
- ・複雑でない基本的な事例に基づくオーソドックスな出題であり、出題意図もつかみやすい。
- ・判例のしっかりとした基礎知識の上に答えさせる問題であるから。
- ・極めて素直な問題であり、受験生の学修成果を適切に評価することができる出題となっている。
- ・取消訴訟の原告適格・主張制限、いわゆる個別事情考慮義務等の重要論点について比較的重要な判例を絡めつつ多角的に解かせるオーソドックスな問題であって、受験生に過度の負担をかけることなくその能力を的確に問うものであったように思われる。
- ・行政法の基本的知識を問うとともに、法令の解釈と事案の事実の読み解きが適切に行われることを測る、良い問題であった。
- ・基本的なテーマで学生の実力をはかるのに適切な問題であった。本案のところの問い方が、裁判所(或いは自分)の見解を書かせない形になっており、そのこと自体は妥当だが、受験生の中には、裁判所の判断まで書いてしまう者もいたようなので、今後は、問題文に注記することも考えてよいのではないかと思われる。
- ・問題の質、量ともに適切と考える
- ・出題のテーマは特異なものではない。保安林や林地開発許可の問題を考える際には森林の公益的機能に関する理解が不可欠であるが、今回の出題では担当課長にその点を説明させており、必要な知識は提供されている。
- ・参照されるべき関連判例の内容が良い。
- ・取消訴訟に関する基本的な出題である。判例を正確に理解しているかがわかる良問である。

b. どちらかといえば適切である

- ・行政法の重要論点について習得すべき事項をバランスよく問うているが、会議録の誘導のなかには必ずしも必須とはいえない検討を求める趣旨にも読める部分があったから。
- ・基礎的な理解を確認する良問と思われる。

c. どちらともいえない

- ・法律の仕組みはあまり複雑なものではないし、ボリュームとしても多いものではないので、全体としてみれば受験者に対して過剰な要求をするものではないように見える。ただし、設問1(2)について疑問に思った点がある。昭和59年最判で問題となる建築基準法9条では、単純に建築物が法令違反であれば、建築確認がどうかということとは関わりなく是正措置命令ができるようになっている。それに対して、本問で問題となる森林法10条の3はそのような規定の仕方にはなっていない。したがって、昭和59年最判を本問で利用しようとしても、前提となる法律の規定の仕方が異なっているので、昭和59年最判の論理をきれいに当てはめることは出来ない。そうだとすれば、建築基準法9条も参照した上で規定の仕方の違いについても誘導することが必要であるように思った。

d. どちらかといえば適切でない

- ・先例を参考にしながら考えればよい、それ故さほど深みがある訳ではない問題(論点)について細かな論述を要求する出題を多くしすぎではないかと思いました。問題(論点)をしぼり、じっくり考えさせる問題(論点)を1つ設定すべきだったように思います。また、設問1の原告適格や狭義の訴えの利益に関する問題については最高裁先例を明示しておきながら、設問2に関して、出題趣旨でも言及される最判平成16年12月24日民集58巻9号2536頁が検討会議の会議録において言及されないのは、誘導(ヒント)ではない会議録とはいえ、恣意的であることよと苦笑せざるを得ませんでした。

e. 適切でない

- ・設問1(訴訟要件)については、著名判例をベースとしており、かつ、判例の判旨だけを暗記していれば足りるのではなく、判例が前提としている個別法の仕組みとともに理解しているかどうかを問う出題であり(特に訴えの利益)、適切であると考えられる。

それに対し、設問2(本案主張)は、処分の根拠法から許可要件が何かを分析することが必須であるにもかかわらず、それを問う出題になっていないのではないかという疑問がある。

たとえば、検討会議の会議録および出題趣旨には、森林法施行規則4条2号により求められる権利者の相当数の同意を得たことを証する書類の提出があったことが、あたかも許可要件であるかのように扱われている記述がある。しかし、同号の規定は森林法10条の2第1項および施行規則4条柱書の文言から明らかなおおりに、申請の手続を定めた

規定であって、許可要件を定めた規定ではない。したがって、施行規則 4 条 2 号の書類の提出がなかったことを理由として不許可とすれば、その不許可が違法とされるおそれがある。答案においては、まずそのことの検討を求めるべきだろう。ところが、検討会議の会議録は同号の書類の提出が許可要件となるかのような前提で書かれており、これは受験者を誤導するものといわざるを得ない。出題の趣旨にもそのような問題意識が見られないため、審査委員においては、そもそも森林法施行規則 4 条 2 号の趣旨をどのように理解した上でこのような出題をし、また採点においてはその点をどのように考慮したのかを再検証することが強く望まれる。

また、出題の趣旨 4 頁には、「開発行為に関する許可につき B 県知事に裁量権が認められることから」、何をもって「相当数」の同意があったかの判断についても裁量が認められるかのような記述がある。しかし、この許可についての裁量を要件裁量と考えているのか、効果裁量と考えているのか、出題趣旨からは明らかではない。仮に要件裁量であるとすると、その裁量は森林法 10 条の 2 第 2 項各号の要件該当性の判断について認められるものであり、施行規則 4 条 2 号は前述のとおり許可要件と解すべきではないから、同号該当性の判断に裁量が認められることにはならない。効果裁量であるとすると、森林法 10 条の 2 第 2 項各号の事由に該当しない（したがって許可要件を充足している）にもかかわらず、「相当数の同意」の有無という法定外の要素を考慮して不許可とすることを認めることになりかねないが、これは許可制の通常解釈から大きく逸脱した解釈であり、採ることができない。結局ここでも、本問の出題者が林地開発許可の許可要件を森林法 10 条の 2 からどのように読み取って作問をしたのかが不明確であり、受験者に対して誤ったメッセージを発しているといわざるを得ない。

結論として、設問 1 の適切性を考慮してもなお、設問 2 の出題の疑義が大きすぎるため、本年度の出題は全体として「適切でない」といわざるを得ない。

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・小問 4 問とも基本的な出題が多い。法科大学院生は、譲渡担保をあまり勉強しておらず、勉強しても、理解が進まないようである。今回の出題を踏まえ、譲渡担保や所有権留保といった非典型担保への理解を高める努力をされると思われる。実務で問題となっている点と司法試験との連動は大変好ましい。

- ・物権変動（民 94 条 2 項類推適用、背信的悪意者からの転得者）、詐害行為取消権、将来債権譲渡担保と賃貸目的物の譲渡、死因贈与契約と特定遺贈など、民法の広範囲から考えさせる出題がなされているから。
- ・いずれの問題も、基本的な論点を前提に、これを論理的に一貫する形で大前提を作ることが求められ、かつ、事案に過不足なく表れている事実を当てはめることで結論が出せるように作成されており、基礎力と展開力を見る上での良問だと考える。
- ・民法の全分野（総則、物権、担保物権、債権総論、債権各論（契約法）、家族法（相続法））にわたる極めて基本的な論点を下敷きにしており、かつ、やさしすぎず、難しすぎない、バランスのとれた、法律実務家として必須の基礎力の有無を確認するのに適切な出題であったと思う。
- ・先ず、事案が簡潔であり長すぎなく、また、余計な事実は少ない。質問の形式が、昨年までと大きくかわったが、マンネリ化を避けるためのよい。また、作問が非常に親切であり、緊張している受験生がへたなところで誤解して不合格にならないような配慮がされている点もよい。内容としても、基本的な論点であり、あまり答案が点でばらばらに分かれるということはなく、採点のしやすさも考えたよい問題である。採点基準を緻密に作り採点も張られないようにできるものと思います。
- ・単なる知識やどのような結論になるかのみを問うのではなく、設問事実から法的処理・考え方の分岐点となる重要な事実を分析する能力を試し、また、制度の趣旨を踏まえて具体的事案における適切な法的処理を行う能力を試す出題となっているため。
- ・分野間に偏りがなく、法曹にとって必要な能力が満遍なく問われていたため、「優等生」とでも評すべき出題であった。なお 2 時間という試験時間を踏まえると出題の軽量化が望ましいが、難しい注文かもしれない。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから。
- ・日頃から判例等を確実に学習していれば解ける問題であり、受験生の知識・理解力等を確認するには適切である。
- ・法科大学院で学ぶべき事項についての出題である。
- ・各設問において、検討されるべき争点はいずれも基本事項であり適切なレベルと感じた。ただ設問 2 については、制度の趣旨ないし基本的な理解を問う意味で 605 条の 2 第 2 項の類推適用を問題としたものと思われるが、当該規定が新設規定であることもあり、なかなか難しい問題であったのではないかと思われる。そのうえで、条文と事実を比べ、さらに制度趣旨を踏まえて類推適用の可否を考えさせる意味で解釈力を問う良問だと思った。
- ・設問 1 (1)、(2)及び設問 3 は基本的知識があれば解ける問題であり、設問 2 は基本的知識に対する理解と共に思考の柔軟性が問われる問題であって、バランスの取れた適切な出題と考える。
- ・設問 1 から設問 3 までほぼオーソドックスなテーマに関する出題で、よく練られた問題であったように思われるから。

- ・平成 29 年改正民法の理解、重要判例の理解、論理的思考力などを見るのに適切な問題である。
- ・受験者の基礎的な理解の有無と具体的事案での適用の可否、および発展的な問題への対応力の有無をはかることのできる問題といえる

b. どちらかといえば適切である

- ・事務処理スピードの速さで決着がつく出題となっているように思われ、方針として最善といえるかどうかは議論の余地があるが、幅広い領域から偏りなく出題されており、かつオーソドックスで平易な問題と応用力・即応力を問われる問題がよい塩梅に組み合わせられており、バランスはとれている。
- ・新司法試験開始当初は悪問の出題が続いていたと思う。明らかに制限時間内の解答が難しい問題や、答案なのか訴状なのかレポートなのか書くべき形式がわかりにくい問題が多かった。

近時の出題はオーソドックスで、受験生の力量を素直に問えるものとなっている。

ただ、なお制限時間の制約が厳しいように思う。もう 1 時間、せめて 30 分の時間的余裕があれば、より良い答案が出揃うに違いない。また、オーソドックスな出題となっている点は歓迎すべきだが、検討すべき請求を設問で指定するなど、誘導が丁寧すぎないかという気もしている。適切な請求を立てること自体が 1 つの技能であり、そこまで誘導してしまうと、受験生が些末な点にばかり目を向けてしまうのではないかと危惧している。

以上より、論文式試験における民事系・民法は、全体としてどちらかといえば適切であると考えられる。

- ・設問 2・3 が応用的な内容であり、ここで悩むと典型論点の設問 1 も時間が足りなくなったのでは、と予想される。その点で、分量を多少落としてもよかったのではないか。
- ・基本的な論点を扱うことで、法的问题点について法の解釈・適用を適切に行えているかはかることのできる出題となっている。また、抽出すべき問題点が何かという点もわかりやすいものとなっている。これらの点で適切であると考えられる。

一方で、都合 4 問（設問 1 (1)、同 (2)、設問 2 及び設問 3）が出題されている。解答時間を考えると、論理的思考力・表現力を判定するためには、たとえば設問 1 の (1) と (2) はどちらか一方のみの出題としてもよかったように思う。

- ・基本的な内容の理解を問うている点は適切であるが、書くべきとされている内容について、解答時間との関係でやや多いと感じられたため。
- ・典型的な論点の出題であり、実力が点数に反映する良問であった。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・基本となる判例（とりわけ百選掲載のもの）の知識を問う問題と制度の基本的な構造から

結論を論理的に導き出す問題のバランスは良い。問われている項目数はやや多いと感じる。

- 貸貸人の地位の留保が関連する問題等、判例・学説が固まっていない論点についての出題のように、思考力を問う出題がなされている点は適切であるが、試験時間に比して問題の分量が多いように思われ、出題者の意図に反して、深く考えて論ずる答案が必ずしも多くならないという結果になったのではないかと推測されるからである。
- 未修者でも法科大学院の課程を終えた段階で十分取り組みうる程度の難易度となっている点で適切であるが、特に〔設問1〕に関しては、典型的な問題であるため、受験者間で差がつきにくいのではないかと感じられたため。

事案の丁寧な分析，条文および基本的知識の運用ならびにそれらを踏まえた論理的思考といった，司法試験において評価すべき能力を評価できていると考えられるから。ただし，実質的には既に短め～中程度の長さの事例問題の組み合わせになっていたとはいえ，事例を設問ごとに完全に切り離してしまうことが，司法試験における出題形式として適切なかどうかは，なお検討の余地があるように思われる。

c. どちらともいえない

- 出題数が多すぎる。事務処理能力を競う試験となってしまう。
- 各問いは基本的な知識・理解をベースに適切な応用力を試すものであり内容的には適切であるが、論点数が多すぎる。実際に答案を作成してみたところ、2時間以内で事案を分析して各論点を抽出したうえで各論点のポイントに言及して8頁以内でしっかり論じることが無理だと感じた。今回の問題では、少しでも多くの論点を要領よく簡潔に記載した事務処理能力の高い答案が高い評価を受けたと推察される。せつかく各問いの内容は適切であるのに、論点数が多すぎるため、結果的に、過度に事務処理能力を求める問題となってしまうと思われた。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(4) 商法

a. 適切である

- ・基本判例を押さえ地道に会社法の勉強をしていれば解答はそれほど困難でない一方で単なる論点暗記型の学習では対応できない思考力を要する問題であるため、良問であると評価する。
- ・事実から論点を抽出するという法曹に必要な能力を測れるような出題になっており、また、重要な論点について学生の実力を測る問い方がなされているから
- ・判例を参考にした問題であり、法科大学院教育との接続性に配慮されていると感じられる。また、問題の分量や難易度に関しても、適切であると思われる。
- ・〔設問1〕は、いわゆる典型論点を少し捻った形で出題することで、①基本的な知識とそれに基づく論述能力を測ると同時に、②応用的な問題に対する現場での対応能力（事案分析能力と法律構成能力）を問うものであり、妥当な出題であったと思われる。

〔設問2〕は、利益相反的な状況がある中で行われた経営判断に関する取締役の責任を問うものであり、設問に示された具体的な事実関係をもとに事案を分析する能力を問う良問であると思われる。なお、本問の分析には様々な立論が考えられ、それゆえ答案のバリエーションも大きくなりうるように思われるため、採点の公平性を確保する上で、採点基準には相応の工夫を要するよう思われる。

〔設問3〕は、商号続用責任の類推適用に関する設問であり、司法試験には珍しく会社法総則からの出題であるが、近年下級審裁判例の展開がみられる重要なトピックについての学習と理解の程度を問う良問であると思われる。設問自体も、商号続用責任の趣旨を踏まえて事案を分析する能力を問うものであり、妥当であると思われる。

総じて、会社法に関する基本的な知識を基礎として事案を分析する能力を問う良問であったと思われる。もっとも、こうした出題は、上位層の差別化には大いに成功するであろうが、中位層～下位層の差別化に適するかどうか、いささか心もとないように思われる。

- ・条文の基本的な理解を問うとともに、近時の裁判例も理解していないと対応できない問題であって良問であると思われる。
- ・基本的な知識を問う問題であるから。
- ・いずれも基本的な論点に関する問題であるが、事実を丁寧に当てはめることが要求されるものであり、ロースクール教育の理念に適合する良問であると考えられる。
- ・近年の判例の動向・M&Aにおける利益相反という中心的な論点、網羅性に配慮した事案となっている
- ・会社法上の重要な制度や判例に関する基本的な理解を問いつつ、設問の事実関係を踏まえながら結論を導き出す事案分析力も問う内容となっており、良問であると思われる。会社法総則からの設問がある点も、受験生に対して学修すべき内容に対する良いメッセージ

となっているように思われる。

- ・いずれも基本的な論点であると考えられるため
- ・論点や論証は基本的なものを問いながら、事実関係の丁寧な分析を要求している点は、分析力・構成力・表現力が必要な良問であると考えられる。また、学生にとっておろそかになりがちな商号に関する問を設けたのも、問題意識として共感できる。
- ・昨年よりも応用的・先端的な問題であり、難易度は若干高いものの、法科大学院で学ぶ会社法上の重要な制度についての理解を前提に、文章中から意味のある事実を適切に拾い上げながら具体的結論を導く能力が問われている。

b. どちらかといえば適切である

- ・尋ねられている論点は典型的なものなので、年月日の誤植がなければ、適切なレベルの問題だと思われる。
- ・会社法の基本的規律および判例を用いて解答する問題であり、おおむね適切と思われるが、3問とも応用的考察（設問1は会社法339条2項の類推適用の可否、設問2は会社法356条1項2号・3号とは異なる構造的な利益相反関係を踏まえた考察、設問3は会社法22条の類推適用の可否）が必要とされることから、2時間の試験時間に鑑みて、難問となっているように思われる。
- ・出題された論点は、いずれも学部・法科大学院で学ぶ基本的事項（取締役解任の損害賠償責任、経営判断原則、商号続用者の責任）について知っていることを前提に、非典型的な場面における各規定・法理の適用の可否を検討させるものである。基本的事項をその理論的基礎に遡って深く理解しているか、基本的事項から論理的に一貫した議論をする力があるかを確認するという点で、法科大学院教育の目的に沿った出題といえる。ただ、設問中でかなりの誘導がついているとはいえ、現場で考えるには相当の能力が求められる。大半の受験生が規範レベルの検討でつまずき、不十分な記述に止まってしまって、結果としてあまり差がつかない可能性もある。小問3題中最低1題は、規範としては基本的事項をそのまま問い、基本的事項の正確な知識を確認するとともに、規範への事実の当てはめが適切に行えているかを見る中で基本的事項の法的意味を十分に理解しているか（論証パターンを表面的に暗記しているだけではないこと）を問う形の問題を出す方がいいかもしれない。基本的知識の確認と、未知の問題を解決するために基本的知識をベースに自分なりに法律論を組み立てて議論する力の確認との間で、うまくバランスをとることが必要であるように思われる。
- ・各設問とも、比較的最近の裁判例、また近時の企業法務において議論されている課題をテーマとしている。ただし、最近の裁判例、あるいは近年の議論（経済産業省から公表される指針など）を知らないと、全く手が付けられないわけではなく、法科大学院で学

ぶ標準的な内容に基づき、法の趣旨などを丁寧に説明することで、一定水準の結論を導き出すことは可能であると考えられる。

設問1及び設問3は、ともに法の類推適用の可否について論じることが求められ、内容的には法科大学院で通常は学ぶレベルである。

設問2は特に、善管注意義務違反があると評価できるか、評価を根拠づける事実と評価否定事実が課題文の事実の中に混在しており、善管注意義務違反について肯定するにせよ、否定するにせよ、事実を適切に引用しながら、自己の評価を根拠づけることが求められている。取締役の責任について2年次ないし3年次演習の教材として利用することのできる好事例であると思う。

- ・重要な項目からのバランスの取れた出題であるため。
- ・出題されている内容は適切、ただ例年と比して問題文が長く、本題にたどり着くまでが大変であったかと思われる。
- ・設問の数は適切と思われるが、事例が長く、任務懈怠の判断枠組みを選択するために考慮すべき事情が多く与えられたため、検討に時間がかかり解答時間は不足したとみられる。設問2について、深く考えることなく早々に経営判断原則の問題と捉えて一通りの解答を仕上げ設問3の解答時間を確保する答案と、設問2の任務懈怠を判定する規範を丁寧に選択し正当化した結果、設問3の解答時間に不足した答案の間で、優劣を簡単に付けられないという問題があるのではないかと。じっくり考える力を試す狙いをもって作問されたとしても、同じ論点を問うために、半ページほどは事例を短くできるのではないかと。
- ・設問1は、取締役の任期に関する下級審判決を題材とするもので、最高裁の判決ではなく、内容的にも十分な議論がなされているものではなく、前提についての考え方もわかる可能性がある問題であって、司法試験において受験生の力を計る問題としては適切ではない。

設問2および3は、基本的な論点についての出題ではあるが、事実関係がやや錯綜していて、限られた時間内で+-の各事情を適切に取り上げて十分に論じることは容易ではない問題であったように思われる。

- ・全体的に難しい問題ではないが、少なくない学生が設問3に困惑したのではないかとと思われる。
- ・本年度の問題はいずれも応用的な問題であり、それぞれを個別にみれば悪い問題ではないが、これらの3問を同時に出题するのが適切かどうかはよく分からないところがある。ただ、採点の仕方により、適切に能力を判断することは可能であると思われる。
- ・出題内容は適切であるが、2時間で解答するには若干分量が多い。

c. どちらともいえない

- 平均的な受験生にとって設問2は難しすぎる。出題趣旨は、経営判断原則の下、デュー・ディリジェンスを行う必要性がどの程度あったかなどを踏まえて任務懈怠の有無を検討することが求められるとあるが、設問の事実関係において40分（配点35点）でこれらを検討して答案を書くことを求めるのは、酷な気がする。アパマン最高裁判決を無批判的に適用して合格点がつくのであれば、難しくはないが…。経営判断原則の適用につき、利益相反を考慮して検討することが求められると言うが、何をどう検討した答案が求められているのか、はっきりしない。
- 分量は適切であるが、扱う論点はもう少し基本的なものに比重を置くほうが受験者の実力を測りやすい。出題者・採点者と個々の受験生の波長が合うかどうかを図る問題になっているのではないか。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- 基本的な事項から学生の理解が手薄になりがちな分野まで幅広く出題されているため。
- 法科大学院の講義と演習で取り上げているはずの基本的な知識と重要判例についての十分な理解があれば、少なくとも合格点をとることはできたはずである。
- 基本的な論点について正確な知識を確認したうえで、これを事例に正確に当てはめることを求める良問である。
- 素材の設定、出題の難度ともに適切な範囲内のものと思われる。
- 判例の形式的な結論に依存させずに自分で考えることを求める出題は適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・概ね適切であるが、設問3は、通常の受験生にとって手薄な分野であり、また、課題を前半と後半とに分割したことにより、かえって解答しづらくなってしまったのではないかと思われる。
- ・関連する判例に関する知識を試すのではなく、その考え方の理解を問う出題が含まれているため。
- ・問うている事項・論点自体は標準的であり、民訴の知識を答えさせる問題、判例の射程を聞く問題、自分の頭で考える能力を測る問題などが満遍なく出題された点は、非常によかった。他方で、解答の仕方がやや分かりにくかったように思われた問題（特に設問1課題2）があり、その点は改善が必要と思いました。
- ・基本的な事項について尋ねようとしている点では、いずれの設問も良問であると感じた。とりわけ、設問1は判例が明確な判断を示さないままの当事者確定の議論について、学説の対立状況をきちんと理解しているかを問う点が良かった。主観的追加的併合に消極的な判旨から、許容すべき範囲や正当化根拠を引き出そうとする点も、議論状況の把握を前提とする点で優れていた。もっとも、設問の誘導によって易化しすぎたのではないかという点は、両設問について指摘できる問題点だろうと思う。設問1をきちんと解くためには、事例が粗雑である点が否めず、あてはめに工夫のしようがなかったし、設問2は判旨の理由付けから離れた正当化の余地を消したため、国語の問題のようになった感が否めない。これに対し、設問3は現代的な問題について、その基本事項を押さえて論ずることを意識させる問題であり、書証手続についての理解度が評価にきちんと反映しそうな素晴らしい問題だった。
- ・法科大学院の民事訴訟法において通常学修する判例・論点をもとに、その射程を具体的事案に即して問う問題と、典型的な論点ではあるが、様々な学説についての帰結を正確に問う問題などは評価できる。もっとも、一部の設問（設問3）については、法科大学院修了者に問うのはやや酷とみられる（実務家でも的確な解答が難しいと思われる）設問もあった。
- ・各設問とも、比較的わかりやすい事例をもとに、民事訴訟法の基本的知識によって解答ができる問題であり、おおむね適切である。
 ただ、設問1の課題1と設問2の課題は、いずれも論点が指示され、結論を決められた上で、理由づけを論述するという問題である。このような問題が不適切というわけではないが、法的思考力より作文力で差がつくように思う。事例をもとにして、受験生に、問題点を抽出させ、その結論と理由づけを考えさせる出題の方が望ましいと考える。また、事例は、かなり特異であり、このような事例によって対立する学説や判例を論じるのが適切かという問題もあるだろう（設問1、2についていえば、実務では被告は乙とされることが予想され、かつ、ビルの一部の明渡訴訟の手数料はそれほど高額ではないから、弁護士は、判例や多数説によると不利な内容の主張を展開するより、すぐに別訴を提起するだろう。）。

- ・基礎的な原理、原則や概念についての理解及び知識と、これを具体的事案に当てはめる法的思考力を問う問題となっている。

c. どちらともいえない

- ・設問1の発問の表現が、少し不明瞭であった。
設問2は、重要な論点ではあるが、過去に出題された問題との重複の程度が大きい。
設問3は、今後検討されるべき重要な問題ではあるが、論文式試験で問うことが適切であるかは検討の余地がある。
- ・基本的な問題も出題されていたが、司法修習で扱えばよいような問題が含まれていた。また、実務とはかけ離れた理論を扱うことにどれくらいの意味があるのかよく分からない。
- ・最後の問題が、法曹としての適格を判断する指標になるとは思えません。法科大学院における授業で一般に講義されているとも思えません。法科大学院の授業や日常の勉強の成果を測るものしてほしいと思います。

試験委員の先生方には、受験生が司法試験のために日夜努力していることを理解して法曹としての適格を有しているかを測る問題を出題願いたい。

- ・設問1に関し、賃貸借契約の借借人「甲」とその後甲が商号変更した「乙」との関係や、単にAの一連の行為を知らないだけで貸借人Xが乙を被告欄に記載して訴訟を提起している事情、およびその後のA(乙)の自白の撤回に関する錯誤・反真实性を基礎づける事情等に関して、当事者の主張からは、裁判所が斟酌しうる事情の範囲が必ずしも明確ではないと思われる(裁判所としての判断を求められている以上、当該事件の裁判所が利用できない事実は解答に利用できないと思われるが、訴訟提起前の事実がどこまで訴訟手続にあらわれているか不明である)。設問2に関し、あらかじめ主観的追加的併合の要件を示しているので、受験生にとっては、解答しやすかったと評価できる。

設問3に関し、文書の定義、録音テープとの比較などから新種証拠であるUSBメモリを論ずるのは、設問2と比較するとどこまで論ずるかについて、キーワードが示されてもよかったように感ずる。

- ・設問1課題2に関して、問題文及び出題の趣旨では、被告を乙と確定した場合には、第2回口頭弁論期日におけるAの陳述は乙の代表者としてのものとなることが前提とされている。しかし、Aは、「Xの訴えを空振りさせて時間稼ぎができるように一計を案じ」たのであるから、第2回口頭弁論期日の時点においては、Xが気づいていないのを奇貨として、甲の代表者であるかのように振る舞う方が素直なように思われ、問題文の設定では、Aの行動が不可解なものになっているのではないか。このようなことからすると、深く考えない受験者ほど容易に想定解の方向に辿り着いた可能性もありそうである。設問2、設問3についても出題分野として、あるいは、設問内容として、法科大学院における学習を

前提とする適切な問題であったかはやや疑問であり、総じて、基本的な事項についてじっくり考えさせるような出題が例年に比して少なかったのは残念である。

- ・例年と出題傾向が変わった印象を受けたが、特に設問2については、従来の基本的な論点や判例法理の理解の応用というよりは、知識がなくてもある程度の読解力があれば解けるような問題ともいえ、若干違和感を覚えた。問題文中の誘導が強すぎるのではないかとも思う。

d. どちらかといえば適切でない

- ・各設問自体は、よく考えられたものであると考えられる。〔設問1〕は、当事者の確定基準についての考え方について、異なる結論を導く複数の考え方についての解答を求めており、得てして判例や通説に従った考え方1つを暗記するに留める傾向を有しやすい受験生に対する警鐘となっている。また、特定の学説の立場が、どのような具体的帰結と結びつくのかについての理解を問うている点も、学説の立体的理解を評価対象とする点で評価できる。〔設問2〕は、判例の規範を前提としつつ、それを自己に有利な立場で事案に適切に当てはめることを求めるものであり、実務家として必須の視点・能力を問う問題となっている。〔設問3〕は、一見新種証拠という奇をてらった論点を扱っているように見えながら、書証とは、媒体上に記載された文字が表現する思想内容を心証形成の材料とする証拠調べであるという、書証の本質についての理解を問う問題となっている。とりわけ、〔設問2〕は、良問であると考えられる。

しかし、これらの設問が全体として、実務家になる入り口の段階として、受験生が有しているべきだと考えられる民事訴訟法に関する知識・理解・問題解決能力を問う問題として、適切であるかには、疑問がある。その理由は、以下の通りである。

第1に、本試験で扱われている論点（具体的には、当事者の確定、主観的追加的併合、書証の意義）が、法科大学院の限られた授業時間の中では、十分な時間を割いて扱われていない論点に偏っているように思われること。そのような論点であっても、重要度が低いわけではなく、これらの論点をおろそかにして良いというわけではないが、試験における論点のバランス、といった観点からは、余り望ましくないように思われる。

第2に、〔設問1〕が、複数の考え方の理解を求めている点、具体的帰結との結び付きについての理解を問うている点は評価できるが、当事者確定基準に関する学説は錯綜している状況にあること、出題の意図にある意思説や行動説はいずれも問題があることが指摘されていること、判例もいずれの見解に立っているとも位置づけられないといわれていること、に鑑みれば、この論点についての学説の理解を問うことが、受験生の能力を計測するのにどれだけ有効か、疑問がある。

第3に、〔設問3〕で問われている内容は、民事訴訟法を学ぶ者として意識すべき重

要な内容であることは間違いないが、その内容は、この問題について事前の十分なインプットが無い者が、既知の情報を頼りに短い試験時間の中でその場で考えを組み立てて解答を導出することに意義があるものとは思われない。この内容については、一般的に法科大学院の授業で十分な時間を割いて説明がなされることはほぼないと考えられ、〔設問3〕が受験生の民事訴訟法についての実力を計測するのに適切な問題となっているとは思われない。

第4に、〔設問1〕中、自白に関する問題については、検討対象となっている事実の中に、主要事実とは言えない様に思われるもの（例えば、請求原因事実(3)中の賃料不払いの事実）も含まれていることから、自白の成否を検討する際、対象事実を切り分けて事実性要件を検討することまで要するのかが問題となるように思われるにもかかわらず、その点をどう扱ったら良いかの指示が問題文中で不明確であるように思われる。

- ・ 問3についての知識・理解を問うことが、実務家としての能力・素養を測る上で適切なものとは考えられない。
- ・ 論理を積み上げ、法的思考力を問うような法的論点が少なかった。まともな受験生は肩透かしをくったような感覚であろう。・ かつてのような難問はないが、学生があまり考えたことのないような問題を出題しようとする傾向が強いように感じられます。長文問題であっても、旧司法試験問題に準じるような素直で題意の明確な問題（必ずしもやさしい問題ではなくても）を出題するほうが、学生の能力をより適切に評価できるのではないかと思います。また、第1問は誰が見てもまずは法人格否認を考える事実関係でそれを考慮する必要はないという前提ですが、このテーマを問うのにあえてこういう事実関係を設定するのは適切でしょうか。民訴の問題については、学生たちの間に「勉強してもした分だけ書けるようになる問題ではないのであまり時間をさきたくない」との考え方がかなり広くあるようですから、以上のような点を考慮していただいたほうがよいのではないかと考えます。

e. 適切でない

- ・ 基本的な論点を対象とした限度において適切である。問題文に不正確な又は誤導するような表現がみられる。設問1・2については、通説・判例による結論を確認することもなく、理論的対立について検討させる問題としては不十分である。設問3は、定義を問うことは重要であるが、知識を問う結果となっており、また理論的・実務的意義にも欠ける。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・刑法総論の中心部分を真正面から問い、最近の重要判例をきちんと学習しているかどうか
もチェックする良問と言える。
- ・法科大学院での標準的な学習内容を踏まえたもので、内容・出題方法ともに適切であると思
う。
- ・内容・分量ともに適切に思われる。設問2につき、十分に答えきることはできなくとも、
基本的事項を理解していることである程度対応し、答えることができる点でも適切に思
われる。
- ・総論・各論のバランスがとれている。
- ・特に設問2の傷害罪の成否の検討を求める部分により、最重要の基本判例の理解と事例構
造の適切な分析に基づき、具体的事実を評価して結論を導く能力を測りつつ、それ以外の
部分も含めて、思考力・応用力や、やや周辺的な領域についても基礎知識を身につけてい
ることの評価も一定程度可能とするバランスのとれた出題となっているため。
- ・設問1における主張の当否を検討させる出題形式、また設問2におけるいくつかの解答の
道筋があるなかで論理的な説得力を高める工夫をその場で考えさせる出題内容、いずれ
も地道に基本書や判例を読み、自分の頭で論理を検証しながらその妥当性を吟味する学
修習慣を求めるもので高く評価でき、このような出題の工夫は、事例問題を一面的に処理
する論述をもって解決したとして効率的な試験勉強にばかりに走ることを押しとどめ、
多面的にかつ多様に基礎から見直して考えることで未知の問題への創造的な解決を生み
出す学修を動機づけるものとして、さらに一層練り上げていただきたい。
- ・刑法問題は設問による出題に変更されて以降、論じなければならない点が明確化されたよ
うに感じられます。

今年度においては、総論、各論ともに、法学部、法科大学院において学習し、修得され
ているべき内容から出題がなされていたと思います。

ただ、設問による出題を継続していく場合は、あまりにマイナーな論点の出題がなさら
ないように配慮する必要があるので、この点について、今後も意識をおいた出題をお願い
したく思います。

- ・基本的な理解と応用力が試される良問と思われる。異なる結論を導きうる見解を問う近年
の出題傾向は今後も維持すべきだと思われる。
- ・設問の形式が前年同様シンプルになり、問題の量も受験者がじっくり考えることのできる
分量になった。検討すべきとされている論点も、著名なものからやや細かいものまでほど

よくバラけていて受験者の理解度の違いを判断しやすいのではないと思われる。

- ・判例をベースとした刑事実体法の基本的な理解および判例に対する批判的な観点ならびに常識的な判断力に基づき解答できる範囲内で、事実を分析し法的に評価する能力等が適切に問われる内容であるから。
- ・刑法に関する理解力を測ることができる問題だと思われるため。
- ・総論・各論の論点のバランスがとれている
- ・横領罪における不法領得の意思を問う問題であり、良問であるように思われる。
- ・問題となる論点が分かりやすく、基本的な知識、理解を問う問題であるとともに、そうであるからこそメリハリのある論述を求めるものであって適切であると思いました
- ・基本的な問題点について近時の判例を踏まえての理解を問うもので、よく練られた問題と感じた。
- ・全体的に、法科大学院での学修内容を踏まえたものとなっている。ただし、設問2の自招危難に関しては、必ずしも定説がなく、判例の立場も(少なくとも近時のものに関しては)明確ではない部分があるので、受験生にとっては書きにくかったように思われる。
- ・基本的な判例・学説の理解を問うとともに、単なる知識の表面的な暗記・理解にとどまらない、受験生の応用的な思考力を問う出題となっている。特に、正当防衛状況を基礎づける急迫性について、被侵害者と防衛者のいずれを基準に判断すべきかという問題は、判例知識の表面的な理解では対応できない「考えさせる」出題であり、柔軟な法的思考と論理力を試すうえで適切であったと思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・論点の抽出についてももう少し悩ませる出題形式の方がよいように思われる。
- ・刑法の重要問題についての正確な知識・理解を具体的事案に照らして展開し、論理的に記述する能力を問う問題として適切であると思われるから。ただし、それぞれ異なる見地から、①共犯を問うていない点において、受験者においてやや取り組みやすかったのではないかという意見、②事案の経過がやや不自然でやや強引な論点の設定があるのでないかという意見、③共同防衛における評価の「個別化～相対化」の話や「誤想」の話に関し、理由を真剣に検討した者は十分な時間の余裕がなくなり前提として評価が低くなるのではないかという意見があった。
- ・「簡潔に」論じなさい。など、「簡潔さ」についてのガイドがほしいが、内容はよいのではないかと考えている。
- ・設問1は主として立論能力を問う問題、設問2は主として事案処理能力を問う問題であり、全体としてバランスが良い問題となっている。

もつとも、設問2の後半部分（自招危難）の問題は、判例や学説があまり定まっていないところである。自招侵害に関する平成20年決定との対比を受験生に意識させるのはやや難しいのではないかと考える。

- 全体の分量もさほど多くなく、総論各論の重要論点に関して論理的思考力を問う基本的問題である。数年来導入されている設問方式は、複数の視点からの思考力を問う点に意義があるが、解答に時間をとられることがある一時間配分の能力も問うのであれば、趣旨に合っているかもしれない。
- 出題形式が頻繁に少しずつ変更されていくことで受験生を困惑させかねないこと、各設問の配点が示されていないため民事系科目等に比べ不親切であることは適切でないものの、問題内容については概ね適切と考えられるため。
- 重要判例を踏まえた事例問題である。ただし、設問1については、部分的ながら判例で否定されている見解を敢えて記述させる内容であり、法科大学院教育に必ずしも適切とはいえない影響を与えるのではないかと懸念がある
- 質、量共に穏当。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- 各主張の当否について、「それぞれ簡潔に論じなさい」という問いの立て方が曖昧である。横領罪成立肯定説の立場を前提に主張内容を吟味する必要があるのか、横領罪否定説の立場から論駁してもよいのかが明確でない。

e. 適切でない

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- 重要論点や重要判例の的確な理解を求めるものであり、試験内容としては適切なものであったと思われる。

- ・ 基本的な知識・理解や法的分析等を試すことができる問題である。
- ・ 分量及び難易度ともに適切に設定されている。
- ・ 設問 1 および設問 2 とともに基本的な論点に関して出題されており、出題意図も明確である。多くの受験者が、論点や何を書けば良いかについてあまり悩むことなく、事案をじっくり考察したうえで起案できたのではないかと思われる。また、近年、問題量がやや多い傾向にあったが、今年度はかなり分量が抑えられており、この点も評価できる。両設問とも、法律論において規範ないし判断基準を導く過程で、理論的に正確な理解に基づいて論理を展開しているか、設例の事実関係をその判断基準に従って丁寧に分析できているかで受験者の評価に差が付くと思われる。このように、受験者の多くが知っているはずの基本的な論点に関して、理論的に正確かつ十分な理解と法適用の能力を有しているかを評価するような問題となっている点は好ましい。
- ・ 法科大学院での標準的な学習内容に即したものであり、重要論点についての基本的理解と具体的事案への適用能力、論理的思考力をはかる上で適切な出題である。分量も概ね適切と思われる。
- ・ 法科大学院の学修成果を適切に判断できる水準・内容である。
- ・ いずれの設問も、重要論点につき整理して理解していれば基本的に解答できる問題で、適切。なお、各設問の事例は別個独立でもよいと思われる。
- ・ おとり捜査と訴因逸脱認定の問題という、重要で、かつ出題頻度が高くはない事項を取り上げている点で、満遍なく勉強することが求められる問題であった。
- ・ ロースクールで必ず扱う重要判例をベースとしつつ、事案を工夫することによって、刑事訴訟法に関する基本的学識と法適用能力を試す出題となっているから
- ・ 知識に偏らず、事実認定能力や応用力も試す問題だと思います。
- ・ 基本的な問題であるが、受験者の実力が反映されやすく、成績が正規分布を示すものと推測されるため。
- ・ 基本的な学識が問われていること
- ・ 設問 1 は、メジャーな論点であるが、事例がひねりがありながら現実的であり、より具体的現実的に詳細に分析できるかどうか、実務的思考能力を問うことができる良い問題である。過去問にもある論点なので規範はほとんどの受験者が書けたと思われるが、事案の分析で差が出たと思われる。設問 2 の小問 1 は、これもメジャーな論点であり、基本的な力がある受験者であれば規範は書けたと思われる。事例分析もそれなりに書ける問題ではあるが、裁判所の積明等を正しく評価できるかどうかにおいて、実務的感覚が必要な問題であり、これも実務的思考能力を測るにふさわしい問題と言える。設問 2 の小問 2 は、応用問題であり、冒頭陳述と訴因との関係を正しく理解しているかが問われる。これも実務的な問題であり、良い問題と考える。
- ・ 出題のテーマや分量が適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・適切な解答を示すことのできる十分な時間が与えられた一方、表面的な学修では解答できない難しさもあった。受験者の理解の深さを知ることのできる問題だったと思う。
- ・①【全体について】現行司法試験初期の頃は、2時間8頁の範囲内で解答することがほぼ不可能な分量・難易度の出題が為されていたが、この数年は、きちんと学習した者であれば十分に勝負できる分量・難易度の出題が為されており、本年度もこの傾向に沿うものであった。この傾向を、今後も是非続けていただきたい。

②【〔設問1〕について】平成21年度以降続いていた下線部型の出題を止めたのは正しいと考える。なぜならば、下線部型の出題をしてしまうと、受験者はその部分を真っ先に読んでいわゆる論点を探そうとする傾向があり、一定量の事実関係の中から法的问题点を取捨選択して捉える能力の有無を試験を通じて測るのが難しくなるのではないかと懸念があるからである。他方、設問文中に「おとり捜査の適法性」と明示する必要は無かったのではないかと考える。本件の事案を見れば、おとり捜査の適法性が問題になることは明らかであり、この点すら見抜けない受験者を振り落とすためには、書くべきテーマを明示しない方が良いからである。

③【〔設問2〕小問1について】適切な出題であった。

④【〔設問2〕小問2について】やや疑問が残る出題であった。小問2は、教科書で必ずしも十分に記述されていないテーマについて問うものである。そのため、このテーマを事前にきちんと学習しておくことを受験者に求めるのは、難しい面があるのではないかと考える。他方で、このテーマの出題意図が、試験現場で、受験者が訴因論の知識を踏まえて自分なりの論理的思考過程を示せるか否かを試すことにより、(受験者にとっては)未知の問題への対応能力の有無を測ることにあったとも考えられる(現場思考型の出題)。しかし、このテーマは予備試験平成29年度に既出のものである(旧司法試験においては、少なくとも事例問題の形では出題されていないはずである)。そうすると、予備試験過去問の検討を行っていた者は正解筋の当たりをつけて解答できることになってしまい、予備試験過去問検討の有無によって差が付いてしまうことになる。仮に現場思考型の出題をするのであれば、旧司法試験、予備試験、現行司法試験の過去問で出題されていないテーマを選ぶ方が良いのではないかと考える。

- ・設問1では、捜査法の基本的知識及び当該知識を踏まえた具体的事例の論理的思考力を問い、設問2では審判対象という公判の重要な項目について同様の知識・能力を問うものであることから、刑事手続全般に渡る幅広い知識と理解を確認することができる点で適切な問題と考える。

ただ、設問1と設問2との間に事例としての繋がりが弱いこと、また設問2の小問間でも問題としての連続性が見えにくいことから、捜査から公判への一連の手続としての流れや、訴因変更の可否をめぐる議論につき個々の問題の通底をなす審判対象そのもの

に関する基本的理解を問うていることの意識づけが不足しているように思われた。そのため、受験生が手続全体の理解に乏しいまま、個々の論点についての知識を詰め込む論点学習に偏るのではないかと懸念が生じる。

- ・おとり捜査の適法性、訴因変更の要否、検察官の釈明と訴因の関係、不意打ち防止のための争点顕在化義務といった重要論点について、指導的な判例をベースに事例が作成され、事例の中から規範の適用にとって重要な事実を抽出して分析し、規範に当てはめる能力を試すことができる問題となっている。ただし、設問1、設問2とも、実務的な知識・感覚がないと、当てはめに悩む学生が出そうであり、新たな法曹養成制度の開始を睨んだ場合に、やや難易度が高いかもしれない。
- ・あてはめの巧拙で受験生の実力を測ることができる設問となっている。
- ・学習内容の基本的問題が設題されており、概ね適切なレベルであるから。
- ・法科大学院で学修する基本的な問題を取り上げ、事実を摘示して記述することも比較的容易で、基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を試す問題として適切なものといえる。ただ、設問2の1で裁判所の心証形成の理由を説明させるのは目新しい点であるが（なお、この点は出題の趣旨で若干触れた方がよい）、同様の出題をしている予備試験の実務基礎の問題などと比較すると、着火方法についての自白の信用性に関する判断材料が乏しい点で中途半端な印象がある。
- ・論述試験の論点として定番の内の、捜査法及び訴因論の中からの出題で、大方の受験生の予想範囲内のものであったから。
- ・設問1は良問。設問2は、未修コース学生にはやや難しいか。
- ・基本的に適切だと思うが、共謀に関する争点顕在化措置の論点は、実務感覚を理解できないと難しいうえに、学生の立場からすると後回しになりがちなところであって、基本的な実力を試すという趣旨からすると、やや難しい問題だったかもしれない。予備試験で繰り返し問われていることは承知しているが、出題内容は法科大学院における教育への示唆でもあることからすると、もう少し基本的な問題でもよかったと思われる。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・問題文が資料も含めて4頁もあるのは、分量が多いと思われる。
設問2-1について、「裁判所が、前記の心証に至った理由を説示した上で、【資料1】の公訴事実に対して【資料2】の罪となるべき事実を認定し、判決することが許されるかについて論じなさい。」との問題文は、受験者に「裁判所が、前記の心証に至った理由を

説明することを求める」問題であると誤解を与えられる。事例の説明文と問題を1文で書いているために生じる誤解であると思われる。例えば、「裁判所は、前記の心証に至った理由を説示した上で、【資料1】の公訴事実に対して【資料2】の罪となるべき事実を認定して判決すべきであると考えた。このような判決をすることが許されるかについて論じなさい。」というように、事例の説明文と問題を明確に分けるべきである。

- ・論点が複雑でないため、一見すると難易度の低い問題に見えるところ、事例分析の難易度は比較的高く応用力を問うこのとできるものであるように思う。ただし、設問によっては、過去の司法試験・予備試験を解いておけば対応可能なものと思われ、そのような出題傾向が望ましいかについては、若干の疑問がないわけではない。

e. 適切でない

(4) 知的財産法

a. 適切である

- ・知的財産法に関しては、クレーム解釈や共有著作権の行使などの特許法・著作権法の代表的論点について幅広く、かつ、一定程度複雑な条件設定の下で触れる出題となっているところ、法的思考力・表現力等において受験者の理解度が適切に反映される問い立てになっていると考える。
- ・基本的な知識に加えて応用力を問う問題であり、手も足も出ないという学生は少なかったと想像する。論述できる内容は多いので、どこまで解答するか（解答できるか）は時間との兼ねいでその場で判断することになる。時間配分や答案構成も重要であったと思われる。
- ・近年の基本的かつ重要な裁判例を素材にしており、特許法の基本的な理解度を試すものであり、また文系でも理解しやすい事案であった

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的に習得すべき知識から大きく外れることのない出題ではあるが、実務を経験しない学生であることを前提とするとやや難易度が高いように感じた。
- ・第1問・第2問ともに重要論点に関する基本的理解を問うものであり、適切な出題であった

たとえるものの、第1問では侵害訴訟の手續に関するやや細かい規定について問われている点、第1問・第2問を通して問題数が多く、受験生がじっくりと考えて解答することが困難ではなかったかと思われる点で課題も残ると考える。

- おおむね相当な問題ではあるが、第1問（特許）については、技術に疎い受験者にとって「物を生産する方法の発明」について具体的に想起することが難しいところもあるため、「物の発明」による出題の方が穏当かと思われる。
- すでに主だった論点は出題済みであり、マンネリ感は否めない。
- 若干問題の分量が多すぎるか。
- 基本的な判例法理の論点を、具体的な事案を前提に応用するところまで理解しているかということを問うものとして、評価できる。ただし、多少、設問が多く、一部に「簡潔に」回答しろという指示があるのはその点を配慮したものと思われるが、それでも分量的にやや過大なように思われなくない。
- 第1問については、条文の知識を問う傾向が強くなったが、事案を適切に整理、分析する問題の方がより望ましいように思われる。また、試験時間に比して解答すべき内容が若干多く、設問において、解答すべきポイント等を適切に絞り込んだ方が、受験者の実力をより適切にはかることができるように思われる。
- 手續問題を絡ませながら特許クレーム解釈の方法を問うたこと、著作権のやや複雑だが今日的な問題を問うたこと。
- 難易度が過度に高過ぎることはなく、多くの論点は学習が期待されるものである。他方、問題数は若干多く、特に特許法の設問1は実務的色彩が強く、司法試験に出題する必要性に疑問を感じる。問題文では「簡潔に説明しなさい」と指示され、単に条文を挙げれば足りるのかもしれないが、反対にその程度でよいならば司法試験の論述試験として出題する意味が問われる。また、著作権法の設問3の侵害主体論は最高裁で審理中の問題であり、出題のタイミングとして適切であったかについて疑問が残る。

c. どちらともいえない

- 最近の裁判例に素材を求めるのは理解できる。
しかし、今回は、設問が多すぎて回答のための時間不足の受験生が多いのではないかとと思われる点で適切さを欠く。枝問によっては基本と言えないものもある。もっと枝問が少なくても差はつく。

d. どちらかといえば適切でない

- ・論じるべき論点が多すぎ、受験生の理解度の深さよりも、論述の要領の良さを評価する結果となっているのではないと思われる。
- ・特許法については、批判の大きい最高裁判決やそれを修正する高裁判決を取り上げ、また地裁判決の引用やあまり参照されない条文の設問など偏った内容の問題が多く、実務をしていない者にとっては解答が困難であったと思われる。著作権法については、出題内容は妥当であるが、設問、解答事項が多く、設定された時間内で記述することが困難であったと思われる。

e. 適切でない

- ・設問数が多すぎるし難易度も高い。
- ・第1問〔特許法〕は適切であったと考えるが、第2問〔著作権法〕の設問1は、甲のイラストについて、分離利用可能性があるから結合著作物と見る余地もあり、また、模型 β を展示室に設置して一般の観覧に供したという事実関係について、展示権侵害や45条の適用について何らかの論述を求めるものであるのか等、何をどこまで論じればよいか非常に分かりにくいように思う。出題趣旨を見る限り、これらについては論じる必要がなかったということのようだが、それであれば、上記のような疑義が生じないように、問題文において検討事項を明示する等の措置をとるべきと思う。実力のある受験生が、何を論じるべきか戸惑って実力を発揮できないことがないように配慮をお願いしたい。

(5) 労働法

a. 適切である

- ・近時、実務上も重要な課題となっている非正規労働者の処遇改善や不更新条項に係る問題を取り上げており、時宜にかなっている。また、最新の重要判例を素材とするものであるが、オーソドックスな問題であり適切であると考えられる。
- ・基本的ではあるが現代的な論点を含む出題となっているから。
- ・正確な知識と通常の思考力があれば解答できる、良い問題である。
- ・新規性のあるトピックと基本的な問題がうまく組み合わせられており、法曹に現に求められている対応力を図るに適切な問題と思われた。

- ・ 基本的な論点を中心とした出題であるから
- ・ 第1問、第2問ともに、労働法の分野で重要度の高い論点を複数組み合わせ、近時の判例・裁判例の傾向も踏まえたものであり、受験者の学修の深度によって得点に相違が生ずる内容であったと思われ、適切な内容といえる。第1問は個別的労働関係法分野からの出題、第2問は集団的労使関係法の分野と個別的労働関係法の分野を組み合わせた出題であり、近時の標準的な労働法体系の中での個別法と集団法の内容の比率を踏まえると、このような出題のあり方が適当であろう。
- ・ 労働法の基本的論点および最近の法改正並びに判例動向を踏まえた論点について問題文をじっくり読んで考えさせる問題であり、また、出題分野のバランスも良いから。
- ・ 定番の判例だけでなく、その理解を最近の重要論点に適用できるかどうかを問う問題であり、適切である。
- ・ 労働法におけるアクチュアルかつ基本的な出題である。
- ・ 配転命令や雇止めの可否、労働協約・就業規則の不利益変更といった基本的な論点と判例の知識に加えて、不更新条項や不合理な待遇格差禁止など近時の新しい論点や立法・裁判例を含め、労働法の体系的な理解を確認する出題となっていると基本的には評価できる。
- ・ 問1は、①職種変更型配転、②雇止めについて、また問2は、③労働協約の不利益変更、④契約社員に対する賞与の不合理な格差について問うものである。特に、令和2年度の最高裁判例を参考にすべき論点(④)や、平成30年以降増加している裁判例の傾向を参考にすべき論点(②)など比較的最近のテーマを問うている点が、本年度試験の特徴であるといえる。基本的論点を理解しているかを問いつつ、最近の裁判例・学説を理解しているかを問うものであり、良問といえる。
- ・ 最新の裁判例を基礎にして、基本を押さえつつ、新たな問題について思考させる良問。第2問は従来、集団法の問題のみであったが、近時の集団法の役割の縮小にともない、第2問を個別法と集団法の混合問題にしたのは適切と考える。
- ・ 基本的な判例をベースにして、かつ比較的最近の事例を取り入れながら、作問がされていると考える。作問に盛り込まれている事実関係も、適切な分量であると思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 第1問は実務でよく問題となる論点であり、受験生に事実を拾って検討させるという観点からもよい問題と思う。第2問は改正があった点が絡んだ問題であるが、出題が少し早かったようにも思う。
- ・ いずれも全体としてはオーソドックスな出題であると思われる。ただし、事例の内容等が充実した反面、複雑になってきており、難易度が高いように思われる。
- ・ 第1問、第2問とも、現在紛争が多く生じている重要かつ基本的な論点に関する内容であ

り、実際に現れる事案をもとにして、問題文に現れた様々な事情の検討と適切な論述が求められる問題であって、適切である。

ただし、第1問は設問1、2ともいずれも事案が微妙であり、受験生は結論をどうするかで苦勞をするのではないか。特に設問1はX1の行った乗務指示割り振りが、Y社の指示する業務が過多であるため運行の安全や労務軽減のために行ったのか、それとも、業務は過多でないのに樂をしたいだけなのかで結論が決まりそうであり、この点は事実認定にかかわるものであるが、問題文からはどちらか不明であり、設問として無理があるように思う（安藤運輸事件の事案では、割り振りに不満を持っている乗務員は一部であった（したがって、業務が過多であることが推測される。）のに対し、本問は「多くの乗務員が不満を持っている」と変えているので、一層、わからなくなっている。）。出題者は、結論にはこだわらないのであろうが、受験生の立場では、結論がわかりやすいものが適切だと考える。

- ・論ずべき点が多岐にわたり、受験生にとっては時間が足りなかったのではないかと思います。
- ・第1問・第2問ともに、マニアックな下級審裁判例の理解がなくとも既存の知識の応用によって解答可能で良問だとは思ふものの、第1問は元ネタである「安藤運輸事件」という一裁判例の認知を過度に期待しているところが見受けられる。また、第2問も集団的労働関係法でありながら労働協約の効力などが中核的論点となっており、第1問・第2問を通じて出題が広義の労働契約法の理解に偏っているのが気に掛かる。

c. どちらともいえない

- ・第1問の設問2で労契法19条所定の要件を充足しているかどうか検討させる部分は司法試験の問題としては難しすぎるのではないか。
- ・集団的労働関係法からの出題の割合がかなり低いように思う。
- ・設問2において、短時間・有期雇用法8条の論点を問うのは、やや難易度が高すぎるように思いました。これまでの裁判例は労働契約法20条のもので、短時間・有期雇用法8条に関するものではないので、同条8条の解釈は、まだ明らかになっていないと思います。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(6) 租税法

a. 適切である

- ・基礎知識とその応用のバランスが適切であると考えます。
- ・基本的な教材である「ケースブック租税法」の範囲内から出題されているので
- ・問題自体は基本的な所得税法の理解を問うものであり適切であった。
- ・所法 56 条適用時の必要経費算入主体や、業務委託料の所得種類など、いずれも法科大学院教育で扱う基本的論点の出題である。代償金の取得費算入につき、判例の扱いを単純に問うのではなく、PQ 両説をそれぞれ考えさせ、かつ金額まで計算させる点などは、よく配慮されている。第 2 問は設問が多くやや負担が重いようにも思われるが、所得分類、損害賠償、退職所得の趣旨・徴収手続などいずれもごく基本レベルの出題であり、法科大学院での基本的な教育内容をしっかり覚えてさえいれば、余裕で解答できるものである。

b. どちらかといえば適切である

- ・条文・判例ベースで難度や焦点も適切。民法にも目配りしつつ真面目に学習してきた受験生が報われやすい試験内容と思われる。
- ・出題自体は、オーソドックスな判例の理解や基本的な事項を問う問題であって、難問奇問ではないと思ったが、分量が非常に多く、時間内にざっと起案を仕上げるような試験のテクニックを有している人が高得点を得ることになるのではないかと感じた。
- ・出題内容については、基本的な判例及び法令の構造を正しく理解した上で、具体的事案に則して適用出来るかを問うており、例年通り適切な内容であると考え
- ・スタンダードな問題で比較的簡単な問題である。少し物足りないが、これくらいのレベルで受験生には丁度いいのかもしれない。しかし、かつての司法試験の問題では、所得概念など理論的な問題も出題されていた。その意味では、第 1 問も第 2 問も似たような問題であり、もう一工夫していただければと願う。
- ・標準的な論点に関する出題である。

c. どちらともいえない

- ・第 2 問は給与所得、退職所得及び事業所得に係る所得分類並びに不当利得の処理等に関する設問であり、全体として標準的かつ適切な内容であると考えられる。これに対し、第 1 問は、譲渡所得に係るやや特殊な処理等に関する設問であり、設問中のヒントも限られて

おり、受験生の多くは当惑したと思われる。

- ・あくまでも試験問題なのでそれでも良いのかもしれないが、もう少し事実関係に現実性を与えてほしいとは思った。知識よりも思考力を問う問題が多かったのは良いことだと思う。また、設問が、昨年度よりも受験者にとって親切だったと思う。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(7) 倒産法

a. 適切である

- ・破産法、民事再生法につき、基本的知識の理解および事例に即した解答を求めているため
- ・いずれの論点も基本的なものである。
- ・正確な知識を前提に、基本的な諸原則や、基本的問題についての条文の適用、処理を問う問題、百選でも取り上げられる判例での有名論点についての基本的な理解や処理等を問う問題であり、基本知識、基本的な事実関係を前提とした条文の適用、倒産法における理念・利益状況のバランスを問う内容となっており、非常に適切である。
- ・破産法は基本的な論点である相殺、開始時現存額主義についての出題であったため。民事再生法は開始要件と商事留置権についての出題で、いずれも重要な分野であるため。
- ・基礎的な知識、あてはめ双方を問題としているため。
- ・第1問・第2問いずれも、基本的論点を扱うものでありつつ、受験生が倒産法の事案を適切に読み解いた上でそこで問題とされている事項を判断する能力を有するかを問う問題であり、適切であると考え
- ・条文の基本的な適用関係を尋ねていること、また百選搭載判例が選択されていること。
- ・基本的な事項に絞って出題がされており、受験生に過度な負担を課していない。このような出題でも、受験生の学力の差は十分に測定できると思われる。
- ・破産法・民事再生法の基本原理が理解できているか否かを、具体的事案に即して試しており、司法試験問題として適切であると、考える。

選択科目である点に鑑みれば、いわゆる「重要論点」とされる問題であっても、よほど重要な問題でない限りは出題を避け、制度・制度趣旨の理解を問うことに徹底すべきだと考

えるが、今回の問題はそうようになっていたと思われる。

今後もこの傾向を推し進めるべきであるが、もっと易しくしてもよいと考える。

- ・法科大学院で学ぶべき基本的内容と実務において必要とされる知識を問うものとして妥当な問題であるから。
- ・条文の知識・理解があれば解ける問題と判例百選に掲載されている基本判例をベースにした問題がバランス良く出題されており、良問である。また従前通り、破産法と民事再生法の双方から出題されている点も評価できる。
- ・試験問題として適切な事例を基に破産法や民事再生法の基本から若干の応用までを相応の幅広さをもって尋ね、倒産処理法制度にどの程度の馴染みや活用力があるかを的確に測定し得る極めて合理的な良問であると感じました。
- ・基礎的な事項や重要な判例を基にした出題であり、法科大学院の授業で取り扱う事項との関係で、受験者の学習成果を適切に判定することができるものであるため。
- ・破産法・民事再生法ともに、体系的に基本的知識を習得しているか、また、判例を基礎として、それを具体的な問題に適用できるかを確認できる良問であると思いました。

b. どちらかといえば適切である

- ・第2問設問2において、相殺禁止の問題も考慮させた方がよりよいと思う。
- ・出題のレベル感としては、概ね法科大学院における授業で扱う範囲の基本的な制度理解・判例理解を問うものであり適切と考える。ただし、若干判例の知識を問う出題（判例を知っていれば解ける問題）に偏っているところがみられるとともに、分量的にやや過剰という印象がある。

c. どちらともいえない

- ・実務上重要な問題ではあるが、設問1の分量が多かったように思う。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第1問設問1小問(3)が念頭に置くと思われる最判平成24年は、百選掲載の判例とはいえ、司法試験問題として採用するには難度が高いと思われる。また、第2問設問2は、決済手段としての重要性が低下してきている手形を素材とする点、理論的に不分明な最判平成23年の判旨の知識を問うものである点で、あまり適切でないと考えられる。

- ・設問の数が多すぎる。
- ・設問1の(3)の出題根拠となっている判例は難解であり、判例を記憶ものとして出題しているのではないかという問題がある。

e. 適切でない

(8) 経済法

a. 適切である

- ・時宜に適った最新のテーマをむ含む題材となっており、伝統的な論点をより現代的な視点で分析することが求められる問題となっている。今後の受験生には、教科書や判例百選だけ勉強していれば良いわけではないというメッセージにもなると言え、かつ、受験生が最新の動向により注意を払う契機になると思われる。
- ・問題の質及び問題文の量について、適切であるため
- ・実際のビジネス現場において発生し得る事例であるため、それに対して事業者がとるであろう行動を独禁法の側面から検討することは大変意味があると思われる。
- ・急性骨髄性白血病の関連でアルツハイマー型認知症にり患している自分でも、独占禁止法上の重要な論点に関する基本的知識及び最近の重要判審決例の正確な知識をもとに、問題文の事実を(定立した)規範にあてはめていけば十分に時間内に答えられる問題であると思われたことが最大の理由である。また、上記のこととも関係するが、過去に多く出されたきわめて難解で高名な経済法学者が何年もかけて考えても、解答を見出すことが困難であるとされた問題(例えば、平成20年「経済法」第1問)と異なり、経済法の過去問の出題趣旨や採点実感等を読みながら繰返し答案練習をした受験者にとっては、出題者が求めている解答が一定程度わかるように問題文の事実が工夫して作られており、受験者の経済法に関する法的能力及びそれに裏打ちされた実務法曹として必要とされる事案解析能力を試すのに適切な問題だと思われたため。
- ・第1問、第2問とも出題趣旨が明確であり、基本的な知識・論点について正確に理解し、的確に使いこなせているか否かを問う問題となっており、法科大学院において経済法の習得度を把握する上で適切な問題である。ただし、第1問、第2問とも不公正な取引方法の問題となっていることから、取り扱うテーマが偏重気味であった。
- ・例年と同様、3時間で解くにはやや問題量が多いようにも見えますが、基本的な内容を筋道立てて組み立てる力を試す問題となっていると感じています。最新事例に目配りされ

ており、質問の仕方も工夫されていると思いました。出題分野がやや偏っているように見えたところが若干気になりました。

- ・例年と異なり、不当な取引制限や企業結合といった水平的協定・結合の問題がなく、不公正な取引方法からのみの出題となったが、そのような年があってもよいと思われる。問題のレベル感は適切であり、オーソドックスな解答が期待できるよう工夫もされてあった。ただし、問題 1 のアフターマーケットの市場画定に関しては事実の評価が少し難しかったように思われる。
- ・両問とも不公正な取引方法からの出題ではあるが、予備試験とは異なり、ロースクールの授業でも扱う典型事例や条文でもあることから。

b. どちらかといえば適切である

- ・法科大学院教育への配慮が認められる。
- ・第 1 問は、耐久剤と消耗品の抱合せ問題であるが、最近判決が続いて出ている問題であり、論点も明確に示されており、受験生の実力を試す上で適切である。第 2 問は、垂直的価格制限と非価格制限（販売方法の制限）であり、これらも典型的な論点について問うものであり、実力を確認する上で一応適切である。ただし、第 2 問(1)は拘束の有無を認定する問題であるが、やや細部を問いすぎているようにも思われるが、実務法曹試験としては必要だという意見はあろう。
- ・数年前の混乱が嘘のような素直な問題。ただし、2 問とも不公正な取引方法であり、分野が偏っているように思う。
- ・経済法の基本が理解できているかを確認するのに適切な内容の問題と考える。ただし、検討のための関係事実が、十分・適切に示されているか疑問。
- ・最近の判決例を素材にし、あるいは再販売価格の素材にして基本的な問題を問うたこと。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

- ・第 1 問は明らかに試験前年秋の地裁裁判例に酷似しているところ、「出題趣旨」において当該裁判例に言及しないことは不自然である。また、学生が法科大学院講義を受講するのは試験の前々年または前年であるから、本年の受験生に対して法科大学院において当該裁判例を紹介し解説することは事実上困難であった。

このような出題は、予備校が試験直前期の模試・答練において最新裁判例をコピーしただけの安直な問題を出題した場合において、当該模試等を受験したか否かが合否に直結する事態を招いてしまいかねない。実際に、本年の試験において予備校の「ヤマ当て」に救われたと感じている受験生がいるようであり、このことは、学生の間で予備校に対する信頼や法科大学院に対する不信を生むきっかけになってしまいかねないと考えられる。

- ・ 解答用紙に完全解答を書き切れないほど書くべきことが多い。第1問は、本体市場での競争と交換部品市場での競争の関係性という、これまで審決・判決で正面から議論されていない争点を問うため、答案構成に相当の時間を要するにも関わらず、あまり差が付かないであろう24条の論点も書かせる問題になっているため、問題量として過剰である。電子部品を取り付けることによって非純正品では甲が作動しなくなるメカニズムについては、もう少し丁寧に説明した方がよいのではないか。問題文の記述だけでは読み取れず、様々な可能性を考えて時間を浪費した受験生もいただろう。他方で輸入品や新規参入など、あまり意味のない攪乱要素を敢えて事実に入れるべきではなかった。第2問は、問題の内容自体は適切と考えるが、解答用紙4枚では明らかに不足、5枚半は必要である。設問(1)では再販の条文(2条9項4号)自体が長いために、当てはめを丁寧に書いてしまうと、その他のより重要な論点にスペースが避けなくなる。司法試験では論点中心の解答を書けばよく、条文を軽視してよい趣旨なのか、誤解を招きかねない。設問(2)では競争への悪影響やただ乗り防止といった点にかなりの字数を割く必要があるところ、スペースが足りないために、論点漏れや不十分な記述に終わってしまう可能性が高い。

e. 適切でない

- ・ 令和4年度の出題は、いずれも公正競争阻害性を実質的な違法要件とする「不公正な取引方法」に係るものである。

しかし、①独占禁止法上は「不公正な取引方法」より、競争制限に係る違反行為類型(私的独占、不当な取引制限のほか、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」合併・株式保有など)のほうが重大な違法行為と考えられていること、また、②不公正な取引方法につき検討を行う際は取引実態などの事情を具体的に踏まえる必要があり、主要な行為類型に係るものだけでも内容的に膨大なものとなり得ることから、法科大学院などでの講義も後者に重点をおいているはずである。

このため、令和4年度の司法試験において競争制限に係る違反行為類型についての出題がなされていないのは、受験者の独占禁止法に係る知識・理解度を測る上で適切ではないと考える。

なお、第1問については、プリンターインクに係る事例を踏まえたものであることは受験者にも推測され得るので、それなりの答案を書くことはそれほど難しいものではないか

もしれない。しかし、第2問については、再販売価格拘束及びその類似行為に係る独占禁止法上の取扱いは変化してきており、この変化を踏まえた回答を受験者に求めるのはやや酷なように考える。

(9) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・ 1問目、2問目ともに常識的な問題で、国際公法の基本的な論点を理解していれば解答できる問題である。また、国際法と国内法の関係について具体的な適用関係を問う問題はこれまでほとんど出ていなかったと思われるが、それが答えやすい形で出されていること、日本の国際実行について学んだことが活かせる点などによる。
- ・ 国際法の基本的な理解を問う良問であったと思う。
- ・ 基本的な理解を問うものとなっており、分量等も適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 両問とも、教科書レベルの知識を実際にありそうな事案に当てはめて考えさせる良問で、よく練られた問題だと評価できる。他方、近年の出題傾向と比較すると、国際司法裁判所の著名判例だけを勉強したのでは解答が困難なところもあり、新司法試験制度発足当初の出題傾向に復帰したような印象も受ける。
- ・ 国際法に関する基本的な知識と論理的思考能力を備えていれば、解答を導出することが可能であると判断されるため。
- ・ 例年と同様に、広い分野から基本的な論点がバランスよく出題され、全体として適切であった。
- ・ 問題は主要な論点を尋ねており、個々には適切な内容である。しかし、小問まで含めてすべて異なる論点を論じることになっており、限られた時間内で回答を求められるという点で、総合的に見ると、受験生にはやや厳しい問題となっていると思われる。
- ・ 具体的事例がやや複雑な構造になっているが、設問自体は基本的事項を問うものが多く、良問といえる。
- ・ 小問に分けて国際法の各分野の理解度を問うといった工夫がなされている。各問の出題自体は適切であるが、両問の設定状況が多少とも類似していることが懸念される。但し

第2問で日本の法整備支援云々の記載があることで、遠い世界のことでないといつた一定の配慮がなされているといえよう。

- ・重要な国際法上の制度及び代表的な先例に関する理解を前提に、自身で論点を発見した上で、解釈論を展開する能力を求める問題であるため。
- ・各設問の内容は適切であるが、設問数が多すぎるように思われる（解答に非常に時間がかかる）
- ・各問題それ自体は国際法上の重要な論点を扱っており、適切と思われるが、第1問と第2問は問いの分野・あり方は異なるものの問題文の事実関係はいずれも犯罪人の引き渡しを扱っている面があるため、国際公法の問題全体としてはややバランスが良くないように思われる。
- ・問われている論点や関連する判例はいずれも基本的なものであり、一見したところ両問ともに犯罪人引渡しと関連づけられているものの実際には分野の偏りもなく、学修の度合いが適度に点数に反映されるような内容・性質の問題と言えるように思われる。しかしながら、おそらくはそのような要請を充たそうとするためもあって問題文の設定に非現実的な面や不明確な面があり、それに伴って受験生の無用の混乱を招きかねないところも見受けられる。

c. どちらともいえない

- ・難易度の観点からは適切と考える。しかし、残念ながら、第2問の設問2と設問3とを読んで、「出題の趣旨」で述べられている趣旨を見て取ることは少なくとも私にはできない。たとえば、「出題の趣旨」の設問3の箇所で相対的政治犯概念について言及があるが、これを設問2に対する解答で論じることに何ら問題ない。また、文言を見る限り、設問2は一方当事者の主張の立論（あるいは裁判所が結論ありきで判決を書く場合の理由付けの作成）、設問3は判決の予想（日本の判例法に照らした場合にどのような判決が出るか、の予想）が期待されているが、「出題の趣旨」ではその区別が明確になされていない。さらに言えば、判決を予想させるためには詳細な事実関係が必要であるため、答案を書こうとすれば種々の条件を挙げて場合分けをして論を進めることにならざるを得ない。そうであれば、司法試験の問題としては、「裁判所はどのような事情を考慮して判決を下すか」のような問い方にすべきでないか。実際、設問3に関する「出題の趣旨」はそのようになっている。私が無能であって教員として不適ということに過ぎないのかもしれないが、第2問の設問2と設問3とに関する限り、自分自身が答案を書いて出題者が期待するような結果を示すことができるとは到底思えない。
- ・設問自体は適切であると考えられるが、問題文が長いうえに参考資料として条文に目を通す必要があることから、受験生にとっては負担が大きいのではないかと。2つの問題の傾向がや

や似通ったものであるのが気にかかる。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

- ・私の誤解があるかもしれないが、設問に正確さが無い。受験生に親切な設問ではない。詳細は下記を参照。

(10) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・国際関係法(私法)が対象とする渉外的な法律関係の規律に関する基礎的事項についての理解を確認する出題であったと考えられるため。
- ・難問・奇問に属するような出題はなく、隔地的不当利得の原因事実発生地決定(第2問設問2)のように、一部に応用力を試す問題も見られるが、十分な基礎力があれば対処可能と思われることから、適切と評価しうる。
- ・適度な難易度であって、基本的な知識を問いつつ考えさせる出題であり、受験者の勉学の達成度を測るのに適した問題であると評価できる。ただし、第2問の出題文はもう少し短くまとめてもよかったように思われる。
- ・かつては簡単すぎる問題がみられ、できる受験生が深読みし過ぎて間違えるという危険があったが、最近はある程度の難度の問題となっており、本年度についてもそうであると思われる。設問が取り上げている論点も適当である。
- ・両問共に、現実に生じ得る実務上の問題について抵触法上の基本的論点を問うものであり、また、様々な点が問われていて、実力差を成績に反映させ易いように思われるため。
- ・国際私法の授業で習う基礎的な知識を理解していれば解答できる問題であり、実力が反映される問題だと考えます。問題文が長文化したことや設問が多いことに対応できず、時間内に要領よく解答できなかった受験者も相当数いると予想されますが、試験では知識や理解度だけではなく事務処理能力も問われていると考えれば、問題として適切だと考えます。

b. どちらかといえば適切である

- 全体としては良問であるが、やや細かすぎる論点についての問いがある
- 例年と比べ、やや問題文（特に第2問）が長いように思われるが、設問自体はオーソドックスなものといえるから
- 出題内容及び難易度は適切であるが、条件設定のための設問が長大であり、必要な情報を整理する能力を測ることができても、解答者がどの程度深く問題を検討したかをどの程度試すことができたのか、疑問が残った。
- 第1問は、オーソドックスな基本的論点について確認する問題であり、かつ、細か過ぎることもなく、このような出題は受験生の実力を測るのに適していると思われる。

第2問については、民訴法の3条の3第1号の日本の国際裁判管轄権問題、通則法10条の契約の方式と同法14条以下の不当利得の国際私法、ウィーン売買条約1条、2条の条約適用要件についての国際取引法問題を、コロナ感染という状況も事案の経緯の中に入れて、バランス良く出題されており、良問であると思う。これからもこの3分野をバランス良く出題するが求められる。

また国際取引法分野について、ウィーン売買条約の適用要件については、令和4年を含め、これまで5回も出題された頻出問題となっている。一方令和2年に民法（債権法）の改正が施行されたこともあり、同年の司法試験で、ウィーン売買条約の実体法の問題（サンプル適合性問題）が出題された。これは一過性のことなのか、それともこれから繰り返し出題されるのか、受験生の準備にも影響することでもあり、また法科大学院の授業のやり方にも影響すると思われる。今後も基本的な問題を引続き出題する意図があるなら、それを示すため、早い機会に再度司法試験で出題されることが望ましい。

- 問題内容は適切であると考えますが、解答の分量が多く、時間が足りなかったのではないかと思います。例年と比べても、解答の分量が多いと思いました。

c. どちらともいえない

- 1問90分で考えると、両問ともに問題文が長く、回答すべき小問数も多いので、受験生が落ち着いた思考をできなかったのではなかろうか。また、正確なあてはめ能力は問えるが、各法的論点についての体系的な理解や分析能力等を問うには適さない問題のように感じた。
- 第1問設問2における甲国法③第1号の趣旨が明らかではないため解答を導くことが困難になっている。すなわち、「祖父母」はD以外にも健在であることがありうる。そのような場合に甲国法によりその全員が自動的に後見人となっているのかあるいはそのうち

の一人を後見人として選任する必要があるのかが分からない。そのため、後見人の選任をすべきなのかどうかについて判断に困る。

なお、第1問設問3小問1の問題文の「遺言による贈与」は「遺贈」と記したほうが良かったように思われる。「贈与」と書くと死因贈与契約の可能性も考えなければならぬと考える受験生も出てくるように思われたためである。

- ・ 解答に無関係な事実を盛り込むのは構わないが、それが多すぎるように思われる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 試験時間に比して量が多すぎると思われる。
- ・ 財産関係領域と家族関係領域の比率、問題数および難易度については、従前との比較において大きな変化がないですが、問題文がやや長いと思います。昨年度から急に問題文が長文化したことにより、受験生には戸惑いが生じたのではないかと危惧いたします。受験生の力量を解答に正確に反映させるためには、答案構成をじっくり行うために必要な時間を与えることが肝要と考えます。そうした観点から、問題文の分量を従前の水準に戻すことが適切ではないかと考える次第です。この点、何とぞご一考をお願いいたします。

e. 適切でない

- ・ ①問題文が長すぎる。昨年度と比べて、第1問は1.5倍、第2問は2倍の長さである。これでは答案構成をして、じっくり考える時間はない。受験者が本当に答案構成用紙を使っているのかを一度調べて頂きたい。②第1問で「甲国籍を選択した」という記述があるが、日本国籍の離脱届により日本国籍を喪失したのか（国籍法13条）、それとも甲国国籍法が日本の国籍法と同様の国籍選択制度を有し、それにより甲国国籍を選択した結果、日本国籍を喪失したのか（同法11条2項）、二通りの可能性があり、いずれか明らかでない問題文を作成するのは不適切である。

(11) 環境法

a. 適切である

- ・環境法学習の成果を試すのによい問題と考えられる。
- ・★第1問「a 適切である」
個別環境法の規制システムの基礎的理解を確認できる良問である。
- ・★第2問「b どちらかといえば適切である」
設問2において、B県知事がAに対して求める措置に関し、「どの範囲についてなのか」の認識が出題者にあるかが判然としなかった。事業場敷地内に限定されるのか、それともDやEの所有地までを含めるのか。また、DだけではなくEも登場させた趣旨がよくわからなかった。「汚染」という文言を不用意に用いている。省令基準超過と明記すべきであろう。
設問3は、新しい観点からの良問である。
- ・過度に難しい問題もなく、概ね適切な水準と考えます。ただし、第2問設問2で、「水質汚濁防止法第14条の3の方が優先的に適用される」ことまで要求するのは、細かすぎるようにも思われます。
- ・昨年の試験問題と比較すると、設問がとても素直になったと思う。このような設問であれば、設問数が少々多くても、授業内容を正しく理解し、しっかりと勉強していた受験生の実力を正確に測ることができたのではないかとと思われる。
- ・十分に吟味された問題であり、受験生の実力を把握することができるものであったと思います。

b. どちらかといえば適切である

- ・問いが小問に分けられ、小問の問いは条文に沿って素直な問いになったとともに、法律の構造的・横断的理解（規制手法等）を問うている趣旨が伝わった。ただ、最後の事業者の救済手段については、条文を明らかにして誘導している点では評価するものの、実務的には裁判所の厳しい対応が予測される論点について、環境法的に何とかしようとするだけ、深入りしすぎて必要以上に時間を費やしてしまうおそれがある。第2問の小問（3）も現場で考えさせるという問題の趣旨はわかるが、基礎力を問うという点からは、やや高度だったのではないか。その意味で分量はまだ多すぎるように思える。
また、偶然ではあろうが、本年は1，2問とも、事業者の立場から規制の問題や限界を問う問題が中心的な問題として出されている点と、伝統的な公害規制法分野のみから

出題されている点については、環境法の近年の発展の方向性との関係でバランスとして気になった。

- いずれも、行政法・民法の基本的な理解があり、法令を正確に読み解くことができれば、一定のレベルの解答を出すことができる問題だが、総計8問の小問を、それぞれ異なる論点として回答することになるため、分量がやや多いのではと感じた。
- 環境法の手法や個別法の基本的な仕組みを問う問題であり、丁寧な学習をした受験生にとってはやや易しかったと思われる一方で、環境質の改善等により大問1で想定されているような事案は今日においてあまり現実的ではないのではないかと思われる。もう少し、近時の判例の傾向に即した設問があってもよいのではないだろうか。

c. どちらともいえない

- 第1問は、大気汚染防止法による規制手法の基本的理解を訊ねる設問として、概ね適切かと思われる。第2問は、有害物質による地下水汚染防止、土壌汚染調査との関係は基本として、汚染除去措置実施後の環境基準強化、利根川取水停止事件をモデルにした事例への対応を訊ねる問題は限界事例でもあり、限られた時間内に資料を読みこなして、自らの見解を述べるのはやや難題ではないか。
- 問うている点は基本的な論点であり適切であると考えるが、設問数が多い中で、読み解くべき資料も多かった。それゆえ、環境法の知識よりも、資料を迅速に読み解く能力が問われているように感じた。
- 試験内容はそれほど難しくないと思いますが、問題数が小問が8つもあり、時間内に回答するのは難しいと思われるため

d. どちらかといえば適切でない

- 第2問設問4は、法的請求ができないものについて、どのような法的請求ができるかを問うている点で、適切でない。

e. 適切でない

3-1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・設問の是非は抜くとすれば、この難易度で25%未満ではダメという基準設定はやむを得ない。ただ、この25%という設定の意味があまりわからず、単純に総合点で決めない理由が説得的に説明されていない気がする。
- ・出題趣旨は受験生目線の丁寧なものとなっており、教材的価値の高いものに仕上がっていたと思う。最低ラインについても異論はない。
- ・出題趣旨は丁寧に説明されていると思う。「最低ライン点の設定」については何を求められているのか不明なため回答できない。
- ・適切である。
- ・今回の問題は、権利・自由を規制する側からの合憲の主張というかたちで「憲法上の主張」をさせており、これまでの出題傾向と比べてもやや変則的に思えるが、敢えてこのような形式をとった理由等についても、「出題趣旨」で説明があるといいように思われた。
- ・出題の趣旨では、富山大学単位不認定事件に関する言及があるが、問題文において司法権の限界について論じなくていいとしつつ、富山大学事件への参照を求めるのは、論理的には成立するにしても、試験場の受験生に対しては酷であったのではないか。
- ・試験委員でないこちらには正確な理解はできないが、昨今の予備試験経由の合格者の多さから見受けられることとして、基本的な応用力の存否を中心とする出題趣旨であり、同時に法科大学院の教育体制にも基本的な応用力をより強く求めるものと思われる。
- ・出題趣旨は丁寧な記述がなされており、受験生に対するメッセージとして明快であると感じた。

(イ) 行政法

- ・公表されている出題趣旨について、問題文の繰り返しにとどまっている部分があるため、もう一步踏み込んで具体的に記載していただけるとありがたい。
- ・特に本案の問題（設問2）について、比較的具体的な出題趣旨が提示されており、受験生にとっても分かりやすい内容になっていたと考える。
- ・過去にはおよそ120分では法科大学院を卒業したての学生には解答不可能と思われる問題も散見されたが、現在は問題が絞られそのような懸念は相当程度払拭されていると思

われる。他方で、奇をてらわない基本的標準的な問題が出題されている以上、想定された最低採点ラインがあるのであれば、安易にそれを下げて合格者を出すということは好ましいこととは思われない。

- ・ 出題趣旨に関する疑問につき、上記の「理由」を参照。
- ・ 〔設問1〕（2）では「Fに訴えの利益は認められるか、検討しなさい」となっているので、訴えの利益を肯定する答案でも構わないようにも読める。しかし、法務室長3番目の発言では「訴えの利益を否定する理由を明確化するため…検討する」となっているので、訴えの利益否定の答案を書かなければならないように受け取れる。他方、「出題の趣旨」では、「訴えの利益が否定される理由付けを明確化し、検討する」と、やや微妙になっている（法務室長3番目の発言では、「検討する」の前に読点がないが、出題趣旨では読点がある）。
- ・ Aの施設を水資源保護条例上規制対象事業譲渡認定した行為の行手条例との関係についても出題しても良かったと思われる。言及はまったくないが。
- ・ 出題の趣旨も、問題の所在、論ずべきポイントがクリアに説明されていると思われる。
- ・ 先例との対比も含め、解答に関する要求の水準がやや高すぎるように思える。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・ 出題の趣旨は、各問ともに、例年よりも丁寧に書かれており、分かりやすい。特に、譲渡担保の問題で、担保権者に真正所有権ではなく、担保目的の所有権移転が行われても、605条の2第1項、第2項の「譲渡」に該当するという点はもちろんのこと、譲渡担保権者が間接占有権を取得することまで説明している点は、高く評価されてよい。

・ (1) 出題趣旨について

本年度の出題趣旨については、一般に、受験生はここまで書けないのではないかという意見が多いように思う。

しかし、設問の半分以上が旧司法試験時代に何度も出題された問題であり、きちんと勉強している者であれば当然検討していたものといえる。それでいて、近時の判例や債権法改正の内容を正確に理解していなければ条文の引用もままならない。

そういう意味で、適切な難易度が設定され、解答すべき内容を詳細に示していることから、本年度の出題趣旨は親切なものであったと考えている。

(2) 最低ライン点の設定について

法科大学院設置時の予定や世間の反応からすれば仕方ないことは理解しつつも、合格者が皆一定の水準に達しているのか疑問がある。

明らかに法的知識、論理性、文章作成技術等において不良と思われる者も合格している。逆に、優秀な者が不合格となっている結果をそれほどは見かけない（あくまでも私見ではあるが）。

1400 人という合格者を出すために、大いに無理をしているのではないだろうか。各科目の最低ラインをある程度高位にして、個々の分野で致命的なミスをおかしている者を排除してよいのではないかと考える。

- ・今回は、設問 1（1）が、民法 94 条 2 項の類推適用、設問 2（2）が、民法 177 条の背信的悪意者、設問 2 が、賃貸人の地位の移転と譲渡担保、設問 3 が、死因贈与と遺言の撤回、に関する出題であり、特に設問 1（1）および（2）と、設問 2 における「賃貸人の地位の移転」は、法科大学院教育では最重要事項としてとり挙げられ、文字通り、受験生期待の通りの出題であろう。もっとも、設問 2 における「譲渡担保」との関連は、判例もない上にあまりとり挙げられることもなく、設問 3 は、重要事項としてとり挙げられているものの、最重要事項としての位置付けでは必ずしもないように思われる。しかし、設問 2 では、条文知識や基礎を踏まえて応用的思考を働かせることが可能であるし、また、設問 3 では、死因贈与に関する判例の知識は必須と思われ、そのような意味で、受験生の力を試しその力を比較するのには適切な出題であった。気になるのは、設問の内容は評価できるが、設問が結局 4 つであり、特に設問 2 では解答に迷う点が多いと思われ、解答に要する時間が果たして不足しなかったか、の点である。
- ・例年のとおり、受験者に分かりやすい詳細な解説がなされているように思いました。民事系科目の最低ライン点について、令和 3 年度試験では実人数 229 名中 178 名、令和 4 年度試験では実人数 245 名中 104 名が抵触していることから、今年の試験は比較的に解きやすかったと言えるかも知れない。少なくとも、民法の出題については、基本的な重要論点からの出題であったといえるかと思う。
- ・出題趣旨の解説はもっと簡単でよいと思う。必須の論点と、書いてあったら加点の論点をざっと説明するだけで足りると思います。
- ・問題それじたいのレベルに反し、出題趣旨には疑問が残る表現も多い。以下では、主要な 2 点についてのみコメントをさせていただきたい（なお、疑問についてはこれのみに限定されるわけではない）。
- ・設問 1 (1)においては、多くの受験生が最判平成 18 年 2 月 23 日民集 60 卷 2 号 546 頁を前提とした検討を行うものと推測されるが、同判例は「民法 94 条 2 項、110 条の類推適用」を語るものである。もっとも出題趣旨では、頑なに民法 94 条 2 項と同法 110 条の「法意」の重畳適用との用語が採用・想定されている。出題趣旨でもたしかに「趣旨の類推」との用語が一度だけではあるが紹介され、また当然のことながら、もとより民法 94 条 2 項の類推適用の捉え方には学説においてニュアンスがあることは重々承知しているが、とはいえ百選や多くの基本書等で提示されている枠組みとは異なるように読める叙述

は、特段の意図がないのであれば、可能な限り避けていただきたい。

- ・設問 1 (2) における転得者 C の「詐害性への」悪意（民法 424 条の 5 第 1 号）について、出題趣旨では「売買 [ママ] ③ の存在や A が無資力であることにつき転得者 C は知っていたことが示されているため、転得者の悪意の要件も満たされている」と説明されている。もっとも、同時に出題趣旨ではその詐害性の評価について「A が債務超過状態に陥っていること、甲土地が A の唯一のめぼしい財産であることが事実 8 に示されていること。また、事実 7 にあるように、甲土地の時価は 4 0 0 0 万円であるところ、その半額で売却をしていること。以上より、契約④は詐害行為に当たる」と説明されており、「契約④の内容＝売買代金額」を基礎とする財産減少行為にその根拠を求めている（これ自体は正当と評価できる）。しかし翻って転得者 C が契約④の内容を知っていたとの事実は問題文からは読み取ることができず、また前出の通り、出題趣旨においても悪意の評価において契約④の内容への C の認識は前提とされていない。こうした齟齬については、今後の受験生の検討のためより詳細な説明をぜひいただきたい。
- ・上述の通り、設問 1 及び 3 は基本的な知識を踏まえて検討することで解答できるレベルと思われる、適切なものと思われる。設問 2 は、新設規定の類推で難しいものと思われるが、受験者の力量を問ううえで、備えるべき解釈論の力をみるもので、適切なものと考えられる。以上から出題趣旨について適切なものと考えている。
- ・出題趣旨、最低ラインの設定、いずれも極めて適切であると思料します。
- ・昨年と同様、出題趣旨に関しては特に意見はないが、ただ受験者数の減少の中で合格率が半数に近づいているが、その合格最低ラインの設定の具体的、合理的な理由の説明がほしい。
- ・今年度も出題趣旨が丁寧に説明されていたのは、受験生にとっても大変有益であると考えられる。ただし、平成 18 年判決は、判決文に照らして正確に述べれば、「法第 94 条第 2 項と第 110 条の『法意』又は『趣旨の類推』によ」ったものではなく、「法 94 条 2 項、110 条の類推適用によ」ったものであって、文書の性質上、正確に言及した方が良かったのではないかと考える。
- ・出題趣旨の記載内容自体は概ね適切であるが、その内容を 2 時間 8 頁以内で書くことは不可能だと思われる。読み手からは、この膨大な記載すべきことを簡潔に満遍なく触れる事務処理能力が必要とされているという誤ったメッセージとして受け取られるリスクがあるのではないか。

(イ) 商法

- ・ 出題趣旨には、解答の指針が詳細に提示されており、よい。
- ・ 受験者が減少しているので、最低ライン点の設定はやむを得ないと思われる。
- ・ 近時の出題趣旨や採点実感は、従来のものに比べて、比較的詳細であり、受験生が過去問の検討する場合の資料として、非常に配慮されていると感じる。
- ・ 課題事実から、適用すべき法規範を特定する力は、法や基本判例などの基本知識を十分に学習することで修得されるべき力である。これに加えて、法規範についての類推適用を含む解釈論を課題と関係する限りで適切に論じる能力は、これらの基礎知識を十分に自己のものとしているかが問われるものであり、司法試験において問われるべきものである。

本年の課題では、規範に関する上記のような説明力に加え、課題の事実から、規範的要件事実の存在を肯定できるかどうか、事実を十分に吟味する能力が問われている。このような能力は、法曹として不可欠なものであり、司法試験において問うべきものである。

本課題で検討が求められる事実関係は、決して複雑なものではなく、また特異な法律知識を必要とするものではないが、適用する法規範の趣旨を踏まえながら、じっくりと考察した結果を論述することが望ましい。

この点からみて、各設問それぞれは基礎的な内容を前提としていると思われるが、3問を出題することで、その場における考察の結果よりは、事例回答案を多数覚える能力、あるいは「早書き」の能力がむしろ重きを置く結果とならないか、多少の懸念はある。

- ・ 出題趣旨は、懇切かつ適切に記載されていると思われる。
最低ライン点については特になし。
- ・ 出題趣旨はよく理解できるものであったが、問題文が長く、処理しなければならない情報量が多いため、情報処理能力で大きく差が開く可能性があることが懸念される。
- ・ 非常にわかりやすいと思います。
- ・ 設問1は、下級審の目新しい判決を題材としたものの、出題趣旨を読んでも、その前提にある重要な問題点について十分に検討された様子が見られない。出題趣旨では、定款の変更によって取締役の任期が当然に変更になるという前提であるが、そのこと自体、最高裁の判例はなく、十分な議論がなされたものでもない。

かつては、株主総会で取締役に選任されれば当然に取締役に就任するような考え方もなかったわけではないが、現在では、株主総会での選任後に会社と取締役との間で就任契約が締結され、その合意の効力として取締役としての任期も定まると考えるのが一般的であろう。そうすると、合意にとりこまれて定まった任期を、その後の株主総会の定款変更決議で一方的に変更できるのかが問題になる。最高裁は、取締役の報酬に

ついてであるが、就任後に株主総会の定款変更決議によって一方的に報酬額を変更することはできないと判示しているのであって（最判平4.12.18百選A23事件）、重要な就任条件の変更という点では共通の問題を含むから、この判例との整合性も問題となるはずである。

しかも、仮に、当事者間の合意にとりこまれた内容によってではなく、定款で定めた任期が当然に取締役に応用されるというのであれば、本件におけるDの任期は10年になるはずであろう（332条2項で非公開会社については10年とすることが認められており、甲社はこれに当たるからである。もっとも、ここでも、同条1項ただし書きの趣旨が当てはまるとすれば、10年以内であれば、定款や選任決議においてその任期を短縮することも可能であるが、本件のDの選任に際して、そのような定款変更や決議がされたという事情はない。）。

そうであれば、339条2項の類推適用による損害賠償については、まず、Dの任期は10年となるのかどうか前提として検討されなければならないはずであるが、出題趣旨は、ここでは事実上の4年を任期として検討することを当然の前提としているようであって、その整合性について何らの言及もされていない。目新しい題材に飛びついて、出題に際して十分な検討がなされていないのではないかとの疑問を感じた。

(ウ) 民事訴訟法

- ・ 出題趣旨は、例年分かりやすいものが公表されていますので今年もよろしく願いいたします。
- ・ とともに特に問題点はなく、妥当と評価できる。
- ・ 出題趣旨は丁寧に記述されており、分かりやすい。
- ・ 受験生の学習の指針となるよう、さらに丁寧な説明をお願いしたい。
- ・ 設問の3つの訴訟事例（乙を被告・甲を追加的併合・甲に別訴）の設定は悪くないが、出題趣旨を読んでも、論点らしい論点がなく、底の浅い解説である。法的思考力を測れず、浅薄な出題である（とくに冒頭の、当事者確定論の問題）。来年度の在学中受験の問題を先取りして、過度に簡易化したものかとの疑念を禁じ得ない。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・適切に思われる。
- ・出題趣旨は財産犯について良く考えているかどうかによってかなり差が付いたと思われる、良い出題だと感じた。最低ラインも適切であろうと思う。
- ・問1と問2の配点が示されていると良いと思います。
- ・出題趣旨で「誤想過剰防衛」という言葉を用いないのはなぜか。
- ・出題趣旨は、出題者が主に想定した解答の筋道を具体的に示しており、来年度以降の受験者にとっても、何をどのように学修すべきかに関する指針を与えるものとなり、適切なものと考えられる。
- ・出題趣旨は当該事例問題の分析検討を通じた基本的な法的解決のルートを指し示すことが本来ではないかと思われるので、論点や判例等の扱いについて論理展開の可能性の追求としてありうるという指摘を前面に出すのは疑問に思われる。そのような多様な判断による事案の解決が現に答案に見られた場合に、その論理展開に評価すべき点あるいは不十分な点が見られたことを採点実感において指摘する方が受験生に問題解決及び試験採点における柔軟性を認識させ、正解と思い込んだ1つにこだわらず、論理を組み立て検証し修正する学修を促すこととなると思われる。
- ・従来の出題趣旨よりも内容が丁寧になっていると感じました。
受験生において、解答の際にどのような点に配慮をすべきであったかについて、わかりやすくなっていたと思います
- ・出題趣旨の内容に特に異論ない。説明の内容も詳細であり、解答までの筋道がよく分かるものとなっている。
- ・出題趣旨は、懇切で多様な解答がありうることを示す点で適切と思われる。
- ・急迫性の判断基準を被侵害者と防衛者で区別すること根拠があるでしょうか
- ・出題趣旨については非常に詳細に記述されており、受験生にとって事例の検討を正確に行う上で非常に効果的であると考えられる。
- ・判例についての知識・理解をもとに適切に事実を拾えるかを見ることができる問題であり、適切だと思います。
- ・出題趣旨も、今後の学習方法の参考になる旨、適切に記載されている。
- ・複数の理論構成の筋道について、丁寧かつ明快に解説した出題趣旨となっており、受験生に対しても、学修上の重点の置きどころを伝えるメッセージになることが期待できるものと思われる。

(1) 刑事訴訟法

- ・適切である。
- ・出題趣旨は、学説・裁判例における議論の対立・立場の相違を踏まえ、それぞれの立場からの検討の道筋を示し、具体的事実の抽出・評価を促すものであり、フェアな解説であると言えよう。他方で、設問2のように確立した判例がある問題について、判例の理解をおよそ示さないまま自説を展開する答案がどのように評価されるのかを明確にしている点、判例の知識・理解を問うという観点からはやや疑問が残るところである。
- ・出題趣旨は、基本的に了解できる内容である。ただし、解答（特に結論）の方向性について、より示唆がある方がよいと思う。
- ・上記のとおり、実務的知識・感覚がないと規範の当てはめに悩む学生がいると思われるので、考え方の着眼点と考え方の筋が通っていたら、結論自体に関わらず一応の評価がされるような採点、最低ラインの設定が望ましい。
- ・出題趣旨では、各設問で論じるべき内容が分かりやすく示されており、受験生の今後の学習において有益な指針になると思われる。最低ライン点の設定について、特に意見はない。
- ・「おとり捜査は、捜査と言えるか。」などという細かい論点に言及することを求めておらず、適切な出題趣旨であると考ええる。
- ・捜査法の論点に関しては、おとり捜査という若干マイナーな事例を素材としてではあるが、任意捜査と強制捜査の区別の判断基準を問うものであった。最高裁判例があることなどから、受験生の学識、能力を問うものとして相当であったと考える。また、訴因論の分野からは、その基礎的知識及び最高裁判例の理解を前提とした、事例に対する具体的適用を問うもので、相当であったと考える。
- ・おとり捜査の問題性と規範との結びつきについて、捜査の公正を害するという点に比重をおく立場からの文献以外に、出題趣旨に書かれているほど明確な論調でその結びつきについて書かれているものは少ないと思われる。また、判例・実務も比重の置き方には差があるものの、概ね全ての問題性があり得ることを前提に判断をしているものと思われる。そのような意味で、ミスリードになりかねない表現だと感じた。

(4) 知的財産法

- ・最低ラインの設定には反対である。
- ・基本的な条文や判例の理解を複数問うという出題方針は適切と考えるが、設問の数が多すぎるのではないか。例えば、第1問（特許法）は設問が4つあり、そのうち設問1，2は（1）、（2）の枝問に分かれている。設問1には「簡潔に説明しなさい。」という

指示が記載されているものの、各設問の配点割合が不明であるため、受験生にとって時間配分や記載分量の調整が難しく、過度な事務処理能力を要求されたのではないかと。設問数を減らし、各設問について受験生が法的学習の成果を十分に発揮できるような出題をご検討いただきたい。

- ・ 出題趣旨等は、今年、従前とも、意見なし。
- ・ かつてのように奇をてらうような細かな論点を尋ねるのではなく、基本的な判例について、しかしそれをどの程度、自家薬籠中のものとしているのかを問うという出題方針を今後も維持していただくことを期待する。
- ・ 出題趣旨はよいと思う。最低ライン点の設定について意見なし

(5) 労働法

- ・ 平均点が48点となっており、最低ラインは19点のようである。最低ラインが科目間で同じとはなっていないように思うが、受験生が一番多い科目であり、かつ、20点が7名もいたことからこのような配慮になったのだろうか。
- ・ 大問1の出題趣旨で指摘されている、労働者が自身の能力・経験を活用することの利益や労働者のキャリア形成への期待を配転命令において考慮すべきとの点について、この点を重視する裁判例も近時みられるが、必ずしも多数とまではいえず、大勢としては日産自動車村山工場事件のように労働者のキャリアコース形成への期待より雇用保障を重視する傾向があるように感じる。そうすれば、キャリアコース形成への期待は考慮要素の一つという位置づけにとどまるように思われ、この点が論述の重要ポイントとまで言えるかという点は疑問の余地があるようにも感じられた。
- ・ 丁寧な解説であり、今後の受験生の学修に非常に参考になると考える。最低ラインによる足切り人数が相当に増加していることが気にはなるが、おそらく提示された論点に全く答えられなかった受験生が一定程度いたということであろう。問題の難易度から考えて、受験生側の勉強不足と思う。
- ・ 過不足なく適切であると思います。
- ・ 上記のとおり、基本的には出題趣旨も明快で適切と考える。もっとも、出題趣旨において論述の重要なポイントとされている検討については、問題文や問いの表現からそこまで論ずべきとまで断定できない点（特に第1問）が散見された点はやや気になった。最低ライン点の設定については、特段異論はない。
- ・ 出題趣旨によれば、第1問では、設問1.では就労請求権を、設問2.では労契法18条の適用も論じることが求められている。しかし、出題のテーマからすると、これらの点に触れると若干の加点をするということならわかるが、これらを重要な論点とし、相応の配点をするのであれば、答案に求めることが膨らみすぎではないだろうか。

- ・上記の通り、出題が広義の労働契約法に偏っているのは気に掛かる。また、第1問について一裁判例である「安藤運輸事件」を知っているように求めるのは過剰な要求ではないか。
- ・出題趣旨については、ポイントが明確に記されていると思う。最低ライン点については、妥当なところであろうと思う。

(6) 租税法

- ・第1問で、代償分割絡みの出題の比重が大きいため、その議論を正確に抑えているかどうかで差がつきやすい印象がある。
- ・出題趣旨は適切であると考えます。最低ライン点については判断することができません。
- ・租税法の基本的理解を問う問題を出題するという意味からすると、法人税法に関する理解を問う問題は少なくてもよいのではないと思われるため、本年度の出題は適切であったと考える。
- ・【最低ライン点の設定について】 選択科目別の受験者割合において、租税法は6.8% (208人)である。一方、合格者に占める租税法選択者の割合は5.6% (78人)とやや低下しており、採点基準または最低ライン点の設定が、他の選択科目と比較して相対的に厳しくなっているのではないかという点は、受験者の公平取扱いの観点から懸念が抱かれる。来年以降は、本年度の傾向を踏まえて、採点基準及び最低ライン点の設定をより適切に設定されることが期待される。
- ・出題趣旨については特におかしい部分はないと思う。設問の元ネタを書いているのは好印象である。最低ライン点については採点基準次第というところだろう。

(7) 倒産法

- ・第1問2 (2) の「配当額の計算の基礎となる破産債権の額」との表現は若干分りにくい。
- ・内容は適切であるが、処理する事項が多く、現場思考よりも事前知識等をその場で効率的に吐き出す要素が強いと思われる（試験であるので受験者の実力を適切に評価するという面では望ましいものであるが）ものの、基本理念、基本原則を外しているような答案はNGという評価でよいと思う。
- ・近時の重要判例に基づき作問しており、適切と思われる。
- ・出題趣旨には、以下の2点の疑問がある。
 - ①第1問の設問1 (1) について、出題趣旨は、譲り受けた売掛金債権を自働債権とする相殺であり、同債権が「破産債権」に当たることから、原則として相殺が可能である（破産法第67条第1項）ことを指摘した上で、同法第72条1項1号の適用を論ずるこ

とを求めている。しかし、破産法67条第1項の「破産債権」に、相殺を主張するものが破産手続開始後に新たに取得した破産債権が含まれるかは自明のことではなく、学説では否定説が有力ではないかと思われる。したがって、もしかりに本問題の採点基準として、まず破産法第67条第1項により原則として相殺が可能であることに言及することが求められているのであれば、疑問がある。

②第2問の設問1②について、出題趣旨は、再生債権の弁済ができず、再生計画が「作成」できないおそれがある、とする。しかし、再生債権に対して何らかの弁済をすることは、再生計画の絶対的必要的記載事項ではないのではないか（民事再生法第154条第1項第1号）

- ・ 上述したとおり、やや問題の分量が多いため、丁寧に解答しようとするとう時間切れに陥る恐れがある。そのため、出題の趣旨において、可能であればどの程度まで詳しく解答すべきか、おおまかな指針を示すことができると受験者にとって有益かと思われる。
- ・ 十分な趣旨の解説となっており、また最低ライン点について特段の問題はないと考える。
- ・ 採点実感で、設問の軽重を示唆すべきである。多年度にわたってそれが示されれば、時間配分を考えるヒントになる。
- ・ 本年度の出題趣旨は、解答のポイントをわかりやすく示しており、今年度及び次年度以降の受験生の学修に有用である。最低ライン点の設定については、特に意見はない。
- ・ 出題自体は基本的事項を聴いていても、第1問の物上保証人問題や、第2問の手続開始決定の問題は、「目くらまし」的な効果があり、動揺して答えられない受験生も多かったかも知れない。こうした点を考慮すれば、最低ラインは低めに設定してあげるのがよいかと思われる。
- ・ 本年度の問題は、基本的に受験生の実力を図るものとして適切であったと思われる。なお、第1問2(2)における開始時現存額主義と別除権の不足額責任主義の関係については、実力があると思われる受験生でも、試験現場で悩んだ者が多くいる印象である。
- ・ 出題趣旨は、極めて分かりやすく記載されていて法科大学院での履修者にとって参考となる良好な教材となっていると思いました。
- ・ 出題の趣旨に関して、細かいことではあるが、「本件貸金債権が、破産者所有の乙建物に設定された抵当権との関係で『別除権』（破産法第2条第9項）に当たり」という文章の主述の関係は、学習中の法科大学院生の誤解を招く可能性がある。
- ・ いずれについても適切であると思われます。

(8) 経済法

- ・ 不公正な取引方法に係る公正競争阻害性の考え方については、公正取引委員会が設けた独占禁止法研究会の昭和57年報告書が通説的なものと理解されるようになっており、今回での出題趣旨においても同様の説明がなされているが、回答においても同様の説明を求めているのであれば不相当と考える。なお、公正取引委員会が独占禁止法研究会を設けて検討を依頼した大きな理由の一つは優越的地位の濫用行為に係る公正競争阻害性を明確にすることであったが、平成3年の流通・取引慣行ガイドラインでは同研究会の考え方は採用されず、現在の優越的地位の濫用ガイドラインでも同じである。このため、公正競争阻害性につき検討する際は同研究会の考え方は一つの参考資料となろうが、公的な試験においてこれによるべきとするのは適当ではない。
また、不公正な取引方法の問題を検討する際にも「市場」（一定の取引分野）を画定すべきとする考え方があり、第1問の出題趣旨において競争減殺効果の有無を検討する際に「市場を画定する必要がある」としている。しかし、このような考え方は近年のものであり、法的な要件となっていないことのほか、出題文に行為者などの市場シェアが明記されている以上、この市場シェアを踏まえて検討すれば足りるとはせずと考える。
- ・ 第2問(1)はやや細かい。また、法律上の要件として「正当な理由がないのに」要件がある再販売価格の拘束において、かつ明らかに正当な理由がない事例において、出題の趣旨が、「正当な理由」の詳しい記述を求めているかに見えるのは適切でないように思われる。
- ・ 第1問については、抱き合わせ又は取引妨害について、独占禁止法に基づく差止請求の可否を問う問題であり、基礎的な知識を問うとともに、Y社の主張に対する反論という形で、問題とすべき市場、安全性に関する正当化事由について問う問題であり、基礎的な知識及び重要論点の正確な理解を問う問題として出題趣旨も明確であり良問である。第2問については、再販売価格維持行為及び拘束条件付取引について、基礎的な知識を問うとともに、行為の取りやめと価格維持効果への影響やブランド内競争とブランド間競争への影響などについて問う問題となっており、第1問と同様、基礎的な知識及び重要論点の正確な理解を問う問題として出題趣旨も明確であり良問である。
- ・ 出題趣旨の説明に特に問題は見受けられなかった。むしろ、再販売価格拘束については、一般的には市場画定は不要である、ということを示していただき、かつて示された市場画定を必要とするかのような見解を修正したことは高く評価する。
- ・ 出題趣旨は、筋道立てて整理された説明を行っており、今後の受験者の学修にも資する内容となっていると感じています。最低ライン点については、判断できません。
- ・ 出題趣旨に関しても概ね適切であったと考える。ただし、問題1で公正競争阻害性を競争手段の不公正さで解答する答案を否定するのは特に難しいのではないか。一般指定14項（競争者に対する取引妨害）を選択した場合には、特にそのように感じる。出題趣旨

では、競争手段の不公正さで解答する場合の問題点を指摘するか、競争手段の不公正さで解答する場合の考え方を簡潔に解説するか、いずれかの記述があった方がよかったと感じる。

- ・ 相応に良い問題であった。 最低ラインについて意見なし。

(9) 国際関係法(公法系)

- ・ 第1問設問1では、A国は「正当化するために、国際法上どのような主張を行わなければならないか」という問いであるが、そもそも正当化しなければならないのか。A国が自国において武力を行使することは国連憲章第2条4項に違反する行為であるのか。違反しないとすれば正当化の必要性はないだろう。C国に関しても、集団的自衛権を持ち出さずともA国からの要請があれば、A国内の武力行使に限っては正当化可能であろう。設問2は、何を問うているのか判然としない。実体法上の問題か、手続き法上の問題か。実体法上の問題であれば、「引き渡しか訴追か」原則にしたがい、引き渡しを拒否することが国際法違反であるのかどうかという論点を避けて通れない。しかし、出題趣旨には実体法上の問題には触れられていない。そうであるなら、ICJにおける管轄権、受理可能性、その他の問題に関する先決的抗弁を想定させ、それに対する反論を求めるなど、問題の趣旨を明確化することが必要。第2問設問1も、不思議な問いだ。そもそもB国は条約を終了させたかったのか、させたくなかったのかいずれなのだろう。「B国が上記宣言を行ったときに、むしろA国側から終了を宣言できたか」という質問に対しては、A国が終了させたのであれば、両国で意思の合致がある以上、条約法条約第5条に従い、終了させることができるかと答えざるを得ない。従って、条約を一方的に終了させる終了原因を議論する必要もない。もしA国が条約を終了させたくないのであれば、「B国の主張に対する反論をかけ」といった設問になるだろう。設問2の「A国裁判所が引渡しを認めないための立論をYとZの立場から論じなさい」は、設問3と重複している。どちらも政治犯不引き渡し原則を論じることになる。YとZの立場か、裁判所の立場か、立場は違えど全く同じ回答を書いても許されるのであろうか。出題の趣旨に、双方可罰が設問3では触れられているのだが、設問2にはない。両者の回答範囲が不分明。設問2の「特にA国国内法秩序における国際法の位置付けに言及しつつ」という箇所から、出題趣旨を理解させることは困難だろう。
- ・ 今後の法曹は、日本が関係する国際関係法(公法系)が一部関係する問題を扱うことが増加すると考える。そこで日本が関係して生じやすい問題が出題されることが望ましい。日本の近隣諸国との緊張を孕む問題点も出題することにより、法曹の国際公法知識も向上するのではないかと考える。
- ・ 出題趣旨の説明は懇切丁寧であり、かつ適切なものといえるが、どこまで判例に基づく解

答を求めているかを明らかにしてもらえると参考になる。

- ・上記のように全体としては適切であったと考えるが、一部出題の趣旨が分かりにくい設問があった。第2問は、同一人物の犯罪人引渡の可否について、一方で、設問2では、原告の立場から裁判所に引渡しを否定させるための立論をさせ、他方で設問3では、裁判所の判断の結果としての、最終的な引渡しの可否について答えさせるという出題方式が採られていた。当事者の立場に立った立論をさせるという狙いは評価すべきであるといえるが、他方で、受験者は、設問2と設問3で犯罪人引渡の可否に関する結論が異なってもよいという出題方式にやや戸惑ったかもしれない。
- ・出題の趣旨は論点を良く説明されており、第2問の設問2と設問3の相違点を見つけ出すのがやや難しいという以外は、おおむね妥当な設定である。
- ・出題趣旨について適切であったと思う。
- ・出題趣旨は適切であると考えられる。なお上記参照。
- ・受験者38人中未達者が2名だったことからすれば、適切であったように思われる。

(10) 国際関係法(私法系)

- ・①出題趣旨では、しばしば通則法や民訴法などの条文が鍵括弧付きで引用され、また「通説的な理解」により法性決定をするという記述が見られるが、受験者は、これを答案の書き方と勘違いするおそれがある。私の期末試験の講評では、「以上の解説は、出題の趣旨を説明したものにすぎず、実際の答案では、記述の方法が異なることに注意してもらいたい」という断り書きを入れているが、司法試験でも同様の配慮をしてもらいたい。②最低ラインの設定自体は適切と思われるが、それに達しない者の数が少ないのは、採点が甘いことを示している。法曹は、人の一生を左右する職業であるから、もっと厳格に採点するようにしてもらいたい。
- ・最低ライン点の設定については、特段の意見はありません。最低ライン点の設定が低いのではないかというご意見もあり得ると思いますが、最低ライン点は必修科目において厳格に設定する一方で、選択科目においては相対的に緩やかな水準に設定するのが適当ではないかと考えます。

出題趣旨については次の2つの意見を申し述べます。第一に、問題文を長文とする傾向が次年度以降継続されるかどうかは受験生および担当教員にとって気になるところで、すから、今年度長文化させたことの趣旨・目的に言及があった方が良かったのではないかと考えます。第二に、〔第2問〕〔設問1〕および〔設問2〕の問題文では甲国がウィーン売買条約(CISG)の締約国ではないことを前提に解答することを求めています。出題趣旨でもこの前提条件が解答の導出にいかに関係しているのかという点を明示的に説明するのが適当ではないかと考えます。すなわち、出題趣旨では、CISGの実質法

的規定に触れることなく甲国の純粋な国内法に基づいて解答を導出するものの、いかなる根拠に基づいてこれら設問の事案にCISGの実質法的規定を適用する必要がないのかという点には一切の言及がありません。この点、甲国がCISGの締約国でないという前提事実を基にしてCISG 1条(1)(a)および(b)を根拠として、これら設問の事案にはCISGの適用がないことを説明する必要があると考えます。併せて、こうした説明の有無に応じて採点上の措置があって然るべきではないかと考える次第です。

- ・ 出題趣旨が詳細で、解答すべき内容も明確であり、適切だと考えます。

(11) 環境法

- ・ ある程度、何をどこまで書けばよいのか、を具体的に示している点は評価する。
- ・ ★第1問について
出題の意図は的確である。
- ・ ★第2問について
設問2については、命令に基づく対応の地理的範囲をどうするかは、出題者において認識されていないような印象を受けた。
設問3については、信義則、比例原則といった行政法の基本原則について、問題文のなかでそこにたどり着けるような誘導があってもよかった。Aはトリクロロエチレンを使用していたというのであるから、原因者負担原則への言及も求めてよいだろう。
設問4について、Aは下流に浄水場があることを知り得たとするが、Aの施設が浄水場のあるF市に所在するかどうかは不明であり、また、双方間の距離も不明である。このような事実の記載を欠くなかで「知り得た」というのは、受験生の立場に立っていない。そのような言うためには、問題文中でもっと情報を出さなければならない。
- ・ 設問1で、大気汚染防止法附則10項の勧告が行政処分であると考え余地はないように思われますので、それを想定した記述は、出題趣旨には不要と考えました。
- ・ 出題趣旨を簡潔に説明し、期待される解答レベルを示す配慮が表れている。ただ、第2問設問4で、熊本水俣病訴訟を参照すると期待するのは、事件の経緯や性質の違いもあり、いかがかと思われた。
- ・ 第1問設問4、第2問設問4は、処分性・確認の利益の立論や、過失の立論について、どのような事情をどのように指摘して論ずるべきか、もう少し詳しく記載してもよいように思った。

3-2. 各年の「出題趣旨」及び「採点実感」についてのご意見

(1) 公法系

(7) 憲法

- ・趣旨は理解できるが、公立大学が法人化し、学長が経営者であることも求められてくると、学長の立ち位置が「大学の自治」の中なのか外なのか（法人の中なのは明らかだとしても）微妙であり、どのような法人制度を設定し、実際にどう運用されてきたか（学長選挙が民主的に行われているか、など）も結論を左右する筈だが、設問は指示が足りていない。そもそも、こういった大学の法人化について、受験生が理解しているか、あるいは、すべきかについては、要求しても無理があった。
- ・出題趣旨および採点実感はいずれも、年々クオリティが上がってきており、関係者の献身的な努力がうかがわれる。毎年この水準を維持することは骨の折れることだとは思いますが、今後も是非とも継続していただきたい。
- ・昨年の出題趣旨において、「匿名表現を正面から扱った最高裁判所の判例はないが、報道関係者の取材源の秘匿について、情報提供者の匿名性に配慮した判断を行っている決定（最決平成18年10月3日民集60巻8号2647頁）がある。」との説明があるが、取材源秘匿と匿名表現とは問題が大きく異なる。また、「集団行進の規制については、公安条例による集団示威運動の規制をめぐる判決（新潟県公安条例事件，最大判昭和29年11月24日刑集8巻11号1866頁）や，市民会館の利用拒否をめぐる「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される」ことが必要だとした判決（泉佐野市民会館事件，最判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）などが想起されよう。」という説明も、集会の自由の直接的な制限と集会のための施設の利用の制限という大きく異なる問題を一緒に論じてしまっている。これでは、なんでも関係ありそうな判例はすべて参照するという傾向を助長させる。また、「厳格な合理性」や「中間審査」など、内容の不明確な「基準」を挙げて、それに基づいて論ずることが正解であるような説明は避けてほしい。
- ・出題趣旨が最先端の内容であり、採点実感では多くの答案がそのレベルに程遠い（それでも合格答案になる）ことへの批判的指摘が、見受けられるように思われる。法科大学院の教育体制への批判の面もあるように見受けられる。事実としてそのとおりに思わざるを得ないが、難問にすぎる結果として、過去の合格再現答案を模倣しようとする勉強に熱心な学生が合格しやすい傾向は否定しえないところであろう。
- ・学生と過去問を検討する際に、非常に役立っています。
- ・説明が分かりやすく受験者にとって有益な情報が提供されている

(4) 行政法

- ・年度により疑問のある解説も示されているが、本年度を含め近時は丁寧な議論が示されていると感じています。
- ・行政法は原告適格、処分性、裁量論など、個別法をその場で読み解かせる「出たとこ勝負」の要素が強い科目であるため、出題がマニアックなものに偏ることなく、平易な事案を用いて深く考えさせ、記述させるという形式を今後も貫いてほしい。
- ・採点の基準について、具体的なものを公表してほしい。できれば解答例なども示してほしい。
- ・なるべく、詳しいものが望ましい。
- ・学生が公式に頼ることのできる解答例は実質この二つに限られているため、学生が読みやすい、また答案の検討がしやすいものを心がけて頂きたい。年度によっては実感部分の重複があり、読みにくいものがある。
- ・参考にすることを明確に求めている判例をどのように参考にするべきかについては、「出題趣旨」でせめて例示でもしなければ、説明不足であるように思われる。
- ・ともに適切と考える

(2) 民事系

(7) 民法

- ・出題の趣旨は、例年、簡に過ぎており、分かりにくかったが、本年度は、詳細かつ分かりやすく書かれており、教科書を満遍なく理解することが求められているということが出来る。中途半端な知識や理解では太刀打ちできないということが如実に表れている。今後も、このように詳細かつ分かりやすい説明をお願いしたい。
- ・出題趣旨については、試験終了後、速やかに公表すべきではないだろうか。可否発表まで待つ意味が不明である。
- ・特にいわゆる「採点実感」につき、将来の受験に資するような、すなわち、普段からどのような勉強すればよいかかわるようなことを示唆していただければと思います。
- ・特に来年度の試験内容について変更をする必要はないと思います。高校生でも合格する試験ですから。3年卒でロー在学中の試験になったからといって、特別の変化はないと思います。上記のような素直な優しい問題なので、高校生でも容易に合格できますが、あえてロー生に有利な問題という工夫は必要はない。へたな工夫は要らず、現状の予備試験合格者の合格率が高い問題ということ、下手に予備校対策で工夫するという必要は

ない。予備試験合格者が特にまずいということはないし、社会がそれを求めているものと思います。学生もローに行く学費を懸念しています(一旦就職して資金を貯めてからローに来る者もいます)。

- ・ 時期的に難しいかもしれないが、出題趣旨と採点実感とは内容及び機能において異なるものであり、同時に検討することが有益な資料であるため、可能であれば同時に公開していただきたい。
- ・ いずれも適切である。
- ・ 司法試験において求められる水準を理解し、ロースクール生の段階で備えるべき水準を理解するうえで出題趣旨及び採点実感は大変ありがたい。
- ・ 令和4年度出題趣旨は非常に丁寧に書かれており、将来の受験生に、どのような勉強を積んで欲しいかを示すメッセージとしても有用であると感じた。
- ・ 最近の出題趣旨は、学説の細かい部分というよりは、答案の記載例とでも呼べるような内容になっており、受験生にとっては有難いと思います。
- ・ 出題趣旨に関しては特に意見はない。
- ・ 出題趣旨と採点実感の公表は学習上も有益であり、継続していただきたい。

(4) 商法

- ・ 論文式試験民事系科目第2問の問題文3の1行目から2行目までの記述「令和3年(2021年)4月の時点」は「令和2年(2020年)4月の時点」の誤記であることが公表されている。「採点に当たっては、誤記部分の事実関係を前提とした者も、そうでない者も、いずれであっても、それぞれの事実を前提に適切な論述がされているかという観点から評価しました。」と発表されているが、受験生の疑念を払しょくするために、「それぞれの事実を前提に適切な論述がされているかという観点」とは具体的にどのような観点なのかについて、「出題趣旨」又は「採点実感」でコメントしてほしい。
- ・ 採点実感において、優良な答案の例・不良な答案の例を具体的に示すことは、受験生にとってとても分かりやすく、学習の方向性を決める際の指針になると思われる。今後も是非継続していただきたい。
- ・ 商法に関しては、出題趣旨等の記述は例年適切であるものと思われる。
- ・ 設問3の出題趣旨について、会社法22条の検討に加えて、23条、23条の2の適用についても検討を併せて求めた上で、いずれの主張が請求を根拠付けるのに適切かを比較することまでを求める趣旨で作問されたと理解するのが素直であると考えられる。実際の答案でどこが多く解答されたかを考慮して出題趣旨を事後的に手直しすることは好ましいものではない。23条、23条の2については解答してもよいという軽い扱いで

出題趣旨が書かれたことについて、出題趣旨の説明では十分に理解されがたいところを採点実感において説明されることが望ましい。

- ・ ロースクールの学生の方に読んでいただき、採点の先生方の目線がわかる内容だと思います。
- ・ ここ数年の傾向として、一般論としてはまあまあいい問題であろうと考えられるものの、受験生の会社法関する力を適正に計ることができる問題なのかについては、疑問を感じる。受験生の減少に伴って、全体の学力レベルが下がっているため、いわゆる「いい問題」あっても、きちんと書ける学生はほんの一握りであり、従来であれば、それほど素晴らしいとはいえない答案であるのに、結果的にかなり上位で合格しているという現実がある。出題の内容や方法などについて、検討を要するのではないかと考える。

(ウ) 民事訴訟法

- ・ いずれも大変参考にさせていただいています。採点実感は引き続き忌憚のない見解をお示しいただきたい。
- ・ 「採点実感等に関する意見」に記載されていること全てを答案に求められているとするなら、2時間では書き切れない。考える力を試すのであれば、もう少し量を減らすべきではないだろうか。
- ・ 本年度の出題趣旨の解説に誤りとみられる記述がある。
- ・ とともに特に問題点ないし課題はないと考えているが、論点の論証パターン丸暗記答案は評価されないこと、判例も結論をただ覚えているだけではなく、射程範囲を具体的事案に即して学修する姿勢が大切であることなどは、今後も強調していただきたい。
- ・ 今後とも受験生の勉学にとって指針となる「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」を公表して行ってほしい。
- ・ 詳細に記載され、有用である。
- ・ 求めているものが、理想的なものと、それには及ばなくても合格ラインには乗るものと、明確に分けて書くことが望ましい。予備校で「採点実感等に関する意見」解説講座の類いが開講されている現状を解消して欲しい。
- ・ 出題の趣旨及び採点実感等に関する意見については、現状よりも早期に掲載することが望ましいと考えられる。
- ・ 採点実感の基準が統一されていない。採点委員の雑多な意見を羅列する傾向があり、採点基準が必ずしも読み取れない。

(3) 刑事系

(7) 刑法

- ・適切に思われる。問われていることに関係しない点を、いわゆる論証パターンに（強引に）落とし込んで長々と論ずる答案は、受験者の心理から知っていることを書きたくなることは分からなくはないが、やはり問いには答えていないということを、今後も意識させていくべきであろう。
- ・大変丁寧に作成されていると感じる。いつも採点される先生方のご苦勞が垣間見え、大変だなと思いながら拝見している。
- ・もう少し簡潔でも良いと思います。
- ・現状を続けてほしい。
- ・「出題趣旨」において、判例・通説以外の説に対する配慮がもう少しあってしかるべきではないか。
- ・採点実感等に関する意見として、採点委員から出た多くの「実感」の全てを反映させることが受験生にとってどこまで現実的であるか、という点についての検討を是非お願いしたい。また、受験者の問題点だけでなく、良かった点についても具体的にご指摘いただくと受験生のみならず教員にとっても参考になると思われる。
- ・できれば、もう少し早い時期に発表されれば、適時に次のステップへの指導ができる。
- ・概ね妥当で、指導の参考になりますが、より詳細でもよいと思います。
- ・出題趣旨は、例年、非常に詳細に記述されており、学生が刑法の論述問題を検討するうえで、有益な資料となっている。
- ・昨年度の採点実感に「論証パターンの書き写しに終始している」という指摘があり、「こういうことだろうな」とイメージはできますが、差し支えなければもう少し具体的に悪い例を書いていただけると受験生も参考にしやすいかと思います。受験生の中には、何がここで指摘されている「論証パターン」なのかもわからない者がいるかと思えます。
- ・上記の今年度の設問2における自招危難について、「出題趣旨」では、最決平成21年の自招「侵害」に関する判例が参考になると書かれているが、あまり一般的な解決方法ではないように思われる。法科大学院においても通常はこうした説明は行っていないのではないだろうか。

(4) 刑事訴訟法

- ・適切である。
- ・この数年は、出題趣旨、採点実感共に詳細な物が多くなり、学習者側にとって有益な資料となっている。今後も、この方針を続けていただきたい。
- ・本年度の採点実感をWeb上で確認することができなかった。例年のものを参考にする
と、出題趣旨と採点実感にある採点方針とで重複する部分が多いことから、いずれかに
記述をまとめることを検討して良いように思われる。また、採点方針の中には、出題趣
旨にも反映した方が良いように思われる個所も見受けられるため、出題趣旨を充実化す
る方向で統一する方策もあると思われる。
- ・「出題趣旨」及び「採点実感等に関する意見」は、これまでも基本的に了解できる内容
である。ただし、解答（特に結論）の方向性について、より示唆がある方がよいと思
う。
- ・上記の問題の性質から、規範の当てはめに際して重視すべき事実については、できるだ
け具体的な例示を挙げて示した方がよいと思われる。
- ・事例問題においては、具体的な事実の適示とその意味付けが重要であることを出題趣旨
等でもっと強調してほしい。いまだに「論点の論証パターンを丸暗記し、それをそのま
ま答案に書こうとする在学生、修了生が多いからである。
- ・「出題趣旨」では、各設問で論じるべき内容（いわば理想的な答案内容）が分かりやす
く示されている一方、「採点実感等に関する意見」では、受験生の実際の答案において
検討不十分であった点やよく見られた誤りについて具体的に指摘されており、両者の役
割分担が適切になされている。受験生は両者を熟読することにより、司法試験で求めら
れている能力を具体的に理解することができよう。
- ・懇切丁寧な説明で学修の指針となっている
- ・出題趣旨と採点実感の内容がかなり被っている。採点実感においては、出題趣旨に書か
れた内容は省き、答案にあった「極めて良い記載例」や「極めて悪い記載例」などを具
体的に示した方が良いのではないか。
- ・詳細かつ丁寧になされていて、好感を持つ。
- ・学習の指針となるものであり、有益だと考える
- ・出題趣旨と採点実感等に関する意見で書かれている内容が異なると感じられる年度が1
回あったが、それ以外は、指針として大変助かっている。もっとも、これらで指摘され
ている事項を全て時間内に答案化することはほぼ不可能である。難しいことは承知して
いるが、細部に拘らせ過ぎないような指摘の方法、表現をお願いしたい。

(4) 知的財産法

- ・肝心のところは「適宜論ぜよ」となっていて、ほとんど参考にならない。このため、受験生は、予備校の再現答案にすぎることになる。せめて、どのような解答があったのか、例示してほしい。
- ・より「基本」に沿う出題を。また、プレテストに示された知財法の試験範囲を、再度明らかにしてほしい。法科開学時に担当していなかった教員も多く、プレテストでの範囲限定の文面を知らない方も増えてきているから。
- ・趣旨もさることながら、採点実感は非常に有益であり、今後も充実した記載を期待する。

(5) 労働法

- ・印象で恐縮ですが、出題趣旨で適示された部分がどの程度できていたか、どのような誤答が傾向的に多かったかをもう少し明確にしてもらえるとありがたいと思うことがあります。
- ・通説・判例を理解することは前提としつつも、その枠組みに限定することなく、多様で柔軟な法的思考を尊重する方向での記載をお願いしたいと思います
- ・採点実感等に関する意見は、年によって、採点で不適切と思われる解答について踏み込んで記述している場合と、一般的・抽象的な記載になっている場合とがある。学生の学修のために、特に不適切な表記については、具体的にその問題点を記載してほしい
- ・民集掲載の最高裁判例のようなものと異なり、下級審の裁判例で特異な判決が出た場合に、それをさも一般的であるかのように捉えて司法試験の元ネタとして出題するのは、特定の裁判例の知識だけが求められる結果となるため、好ましくないと思う。
- ・とくに出題趣旨について、受験生にとって知りたいと思われるポイントが、近年になってより明確に記されるようになったと思われる。

(6) 租税法

- ・特になし。採点雑感は、詳しいものを頂けると非常に助かります。

(7) 倒産法

- ・採点実感については、どの程度のレベルを合格点としているのかの最低となる判断基準をうかがい知ることができるよう、より事実ありのままの評価実感を記載してほしい。
- ・おおむねわかりやすく記載されていると思われる。
- ・基本的な条文+重要判例についての理解が毎年度問われており、特に問題はないものと思われる。
- ・「出題趣旨」および「採点実感」はいずれも受験生にとって極めて有益な情報であり、自修の大きな手がかりとして活用されている。こうした現状を踏まえると、採点実感等において、実際に採点において現れた様々な解答についてできるだけ丁寧に拾いながら指摘することは、一面においては大変貴重であるが、他方、主題趣旨や採点実感において触れられているすべての点について解答にあたり触れることができないことは当然であり、その点について誤解がないよう、最低限どの点に触れることが重要であるかといった情報も支障のない範囲で盛り込まれていると一層有益なものとなると考える。
- ・在学中受験を主とするなら、破産法に出題範囲を限定すべきである。在学中受験は早熟の優秀層の話で修了後受験が原則なら、民事再生法からも出題が良い。
- ・受験生の学修のために、引き続き丁寧な記述の出題趣旨を希望する。また、同じ理由から、採点実感では、ありがちな誤答になるべく多く言及して欲しい。
- ・どちらも、よくできていました。
- ・例年、極めて参考となる情報が展開されてあるので、今後とも是非とも継続して頂きたいと感じております。

(8) 経済法

- ・基本的な問題で良かったと思う。特に、アプローチの方法が多くて、採点する側は大変かも知れないが、柔軟な思考力を問う良い機会になったと思う。
- ・特に「採点実感」について、解釈上争いがある場合について、減点対象となる旨が書かれることがあるが、その際になぜ減点対象とされるのかが必ずしも判然としない場合がある。この点について、より丁寧な説明が必要だと思われる。
- ・受験界において、「経済法では条文選択が重要」であるとして、例えば、一般指定11項と一般指定12項のいずれを選ぶべきかといった点が重要であると強調する風潮があるようであり、過去の出題趣旨・採点実感のなかに、そのような風潮を助長するような記載がなかったとは言えないと考えられます。そのようなことは、経済法においては、本質的でない問題であり、例えば経済法（競争法）がその魅力とする国際的な場面においては全く意味を持ちませんし、日本法においても、出題趣旨・採点実感が妥当とした「条

文選択」とは異なる条文を掲げた事例が公正取引委員会から出てきた例などもあります。その点では、今年の司法試験で、受験者が不公正な取引方法と私的独占の記述の両立に悩む必要のない差止請求が出題されたことや、予備試験で、適用条文を問題文中で明示する出題がされたことは、今後の受験者に対する適切なシグナルとなっていると考えています

- ・ 早期に採点実感を公表されることを期待します。本年度第2問で、行為の終期についてSCE審決を踏まえた論述を期待されているとのことですが、本問が同審決と同様に評価できる事実関係と解されているのか、実感において何らかの示唆が得られればありがたいです
- ・ 丁寧に記述されており、非常に参考になる。引き続き、このような内容で。

(9) 国際関係法（公法系）

- ・ 上述のように、国際法についてよく考えさせる問題であり、実力を測るには適切な問題設定だとは思いますが、それだけに在学中受験者からは取っつきにくいという印象を持たれ、選択科目として当該科目を選ぶ受験生の減少につながるおそれなしとしない。
- ・ 出題者や考査委員に解答例の執筆をお願いしたい。特に、出題者でない考査委員は執筆すべきであろう。受験者の立場で解答を執筆することで、設問が持つ問題点の発見につながると思われる。
- ・ 採点実感に関しては、受験生の状況を正確に伝えるように配慮がなされており、どの程度の指導により最低レベルを越えることができるかの目安となる。
- ・ 国際関係法（公法系）は、出題範囲が広く、敬遠される傾向がある。今後も基本的な理解を問う問題を出題すべきである。
- ・ 2問とも事例出題にする絶対的な必要性があるのか。また今回のような2問とも途上国間の紛争に関する出題だと、「国際法は日本とは遠く離れた世界の問題である」との誤った印象を多少とも与えかねないことが懸念される。

(10) 国際関係法（私法系）

- ・ 以前は記載に疑問が残る出題の趣旨もあった（例えば、解釈等に必要がないのに規定の趣旨を必ず書かなければならないかの記載等）が、ここ数年は、適切な出題の趣旨等が書かれていると思われる。
- ・ 近年の出題趣旨においては、詳細な説明とともに、出題者の意図及び求められる解答の内容が分かるように記載されており、適切であると思われる。

- ・ 出題趣旨が詳細になっていることは評価する。
- ・ 国際的裁判管轄の有無を問うているのに、民訴法3条の9の特別の事情による訴えの却下にも言及するよう求める解説がなされているが、同条は、国際的裁判管轄が肯定されることを前提として、例外的に訴えが却下される場合を規定したものであり、同条への言及を求めるのであれば、問題文を変えるべきである。また、不法行為の準拠法を問うているのに、通則法22条の特別留保条項にも言及するよう求める解説がなされているが、同条は、準拠法の決定後の問題であるから、同条への言及を求める場合も、問題文を変えるべきである。
- ・ 出題趣旨が丁寧に説明されており、出題意図がわかりやすいと思いました。
- ・ ここ数年、出題趣旨と採点実感が詳細な内容となっており、在学生や受験者が学習するうえでとても参考になっていると思われます。今後も同程度の内容が示されるのが望ましいと考えます。

(11) 環境法

- ・ 行政法や民法の典型論点に関する立論については、どのような事情をどのように指摘して論ずるべきか、なるべく詳しく記載するのがよいように思った。
- ・ 令和3年度の「採点実感等に関する意見」を読んで環境法選択者の学習状況を推測するに、行政法・民法および行政訴訟・民事訴訟に関する学習が圧倒的な不足していることと、環境訴訟の実態についてイメージできていないことがよくわかる。法科大学院教育のあり方も問われているのではないだろうか。

3-3. 新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方について

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・ 大学入学後4年少々で受験可能となることが、憲法という科目にとっての意味は（民訴や選択科目などと比べて）あまりないであろう。「3+2」を一体運用する、事実上の5年制は、18歳入試の科目や出題形式を適切にできるかにかかっている。もしも、当該コース選抜を昔ながらの3教科穴埋め問題でよしとしているとすれば、その大学・LSは失敗していくか、司法試験全体を、以前の苦節十年型に先祖返りさせてしまうであろう。18歳入試で択一で4教科以上（もしくは3教科+適性テスト）・記述論述式を十分に導入することをお勧めする。他方、このような5年制法学部のような運用は、身近に見た、経済学部や理工系出身で短時間で司法試験を突破した数多くの学生に道を閉ざしてしまう結果になっており、LS制度の生き残りのためとは言え、残念である。
- ・ 司法試験は、司法修習に耐えうるだけの学力を有しているかを測る試験という側面もあるので、司法修習の内容自体が変わっていないのに、入試方式や受験方式が変わったという理由のみで司法試験のあり方が変わってしまうことには、やや違和感がある。したがって、司法試験自体はこれまでどおりでよいのではないだろうか。
(ただし、今年度の出題のような応用度の高い問題よりは、基本的事項を素直に問うような問題の方が、実務にも即していると思われる)
- ・ 憲法については、既修1年目で必修科目を終えるのが標準と思われるのであまり影響はないと思われるが、試験の内容は基本的なものとし、解答方法も単純化してほしいという点は変わらない。
- ・ より基本的な学習項目に即して、柔軟かつ実践的に考えられるかどうかを問う試験になるべきものとする
- ・ 直接憲法を使う法曹は少ないですし、在学中受験も始まりますので、少なくとも憲法については基本的な理解を問う問題で十分だと思います。
- ・ 学説中心の暗記科目にはならないはずであるが、応用能力をいかにためすかは、若年者の彼らに対する法科大学院教育としても、よりいっそうの工夫が肝要であると感じる
- ・ 出題傾向の変化が制度変更を見据えてのものなのかどうかは不明である。受験時期が前倒しになるにもかかわらず難化したのは、おそらく来年度以降の受験生に何らかのメッセージを発したいという意図に基づくものなのであろうが、むしろ混乱させるだけではないか。
- ・ 法曹にとって必要な基礎的知識と能力を問うような問題が望まれる

(4) 行政法

- ・現在と同様に、基本的な論点に関する理解を実定法に即して敷衍できるのかにつき、会議録による誘導を付したうえで問うという形式を維持していただくのがよろしいと感じています。
- ・上記の点に留意して頂ければ、行政法に関して問題は少ないと思われる。
- ・本年度の問題程度の難易度が維持されることが望ましい。しっかりと勉強してきた者と、勉強が足りていない者との差もその方が出やすいように思われる。
- ・カリキュラムから考えても、従来以上に行政訴訟以外の行政救済法の論点が出題されにくくなるように思われる。それが学生の学習意欲の低下を招かないような工夫が必要と思われる。
- ・これまでどおりの方針、難易度で継続すべきであると考えます。
- ・行政組織、住民訴訟、国家賠償2条、など、やや他法分野とも跨がる学習項目については出題しないことを明示するなどの方策も検討されて良いと思われる。
- ・法曹コースの新設に限ったことではないが、行政実体法（本案主張）の出題に当たっては、処分の根拠法である個別法の規定・仕組みから処分要件をどのように読み取ったかをまず確認できる出題をすべきである。
- ・最近の行政法の問題は、以前に比べて基本的に難易度が抑えられていると思われる。今後も、行政法は他の基本科目に比して学修に割ける時間が限られる傾向があると思われるので、難易度が上がらないように注意して頂くことを希望する。
- ・これらの制度変更によって従来の作問の方向性を変える必要は全くない。
- ・形式（択一か、小問か、あるいは論述の中に入れ込むか）はともかくとして、基礎的力を試す問題を出題するのはどうか。
- ・多くの論点を迅速に処理させる問題だけの試験問題とせず、標準的な論点を標準的かつ迅速に処理させる問題と、じっくりと考えさせる問題とを組み合わせるべきではないかと思います。受験生の点数が適度に分布しないという危惧があるのではないかと考えますが。
- ・行政法の基本的知識と、そのもとでの法令の解釈と事案の理解を適切に測れる、今年度のような問題は、在学中の受験であっても十分な能力があるかを測れる問題であると考ええる。
- ・行政法については、学修期間が少ないことが予想されるため、やはり、様々な個別法テーマを題材にした問題文の中で、基本的な重要論点の理解をきくという従来のパターンで出題していくことが適切ではないか。
- ・行政法の問題に関しては現状で変更が必要とは思わない
- ・今回の出題との関係でいえば、「最高裁判例によれば、建築確認の取消訴訟の継続中に当該建築物が完成すると、訴えの利益は消滅する。その理由を説明せよ」というような

導入的問題を設けてはどうか。検討会議の会話の中で法務室長がこの最高裁判例に言及しているが、これを小設問にして、その後の思索の手がかりを与えるのが狙いである。上記の設問が適切かどうかは分からないが、経験の浅い受験者には、早く安定した精神状態で思考できるように配慮する必要がある。しかし、それは弥縫策であり、2、3年様子を見て、抜本的な改革を検討する必要があると思う。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・従来よりも1年前倒しになるという印象である。それゆえ、出題の設定に関しては、未修コースの2年目、既修コースの1年目終了時までの知識と経験で解答できる程度の難易度が望ましい。

- ・法曹コースや在学中受験は、優秀な者がある意味で囲いこむ制度であると理解している。今後も法科大学院制度を維持するならば、仕方ない考える。

ただ、もし私が学生ならば、従来よりも短時間で受験資格を得られるのだから、手っ取り早く答案作成ができるようになろうと思う。そのために、しっかりした土台を築くことを怠る者が増えるのではないかと危惧している。

現時点でも、予備試験を経由したルートがいわばエリートの道となっている感があり、①予備試験ルート→②法曹コース在学中受験→③法曹コース卒業後受験→④法科大学院卒業後受験といった形で階層化するのではないだろうか。

もちろん、優秀な者がどんどん先へ進むこと自体は歓迎すべきである。ただ、繰り返すように、果たして合格者が本当に優秀なのか疑問を持つことがしばしばあり、安易な法曹コース利用、在学中受験拡大には反対である。

とは言え、これは司法試験実施側の問題ではなく、各大学・法科大学院の問題であると思う。司法試験委員会としては、出題内容を通じて、基礎の重要性を強調してほしいと思う。そういう観点からも、設問での過度な誘導や、最低ライン点の設定には慎重であってほしいと考える。

- ・従来より一層学修に要する年限が短縮可能となり、その分、短時間で習得できる知識量や身に着けうる思考力が限られたものになるので、これまで以上に、基本的な学修を踏まえた基本的な事項の出題が要求されることになると思う。
- ・就学年数が少ない学生が司法試験を受験することを想定すると、基本的な重要論点からの出題であることが大切かと思う。
- ・基本論点を前提としつつも、単に判例（・通説）の見解をあてはめて終わりというような出題ではなく、かと言って、むやみに難易度をあげるのでもない、バランスの取れた出題

を希望する。

- 基礎的な知識を有していて、応用力があるかを問う問題とすべきである。
- 本年度の問題は典型論点が扱われていた点で、昨年度以前よりやや易化した印象を受けた。これがいわゆる「3+2」を見据えてのことであるとすれば、今後も同様の出題傾向とすること自体は適切であると思う。一方で、1つの問題点について深く掘り下げて検討するという能力も重要であるから、典型論点の出題のみではなく、現場思考が求められる設問の比重も高めて良いように思う。
- 基本的な事項の学修を踏まえた応用力の展開を試す試験を検討してもらいたい。
- これまで以上に基本的な問題を出題することが望ましい。
- ロースクール入学から司法試験受験まで期間が短縮され、基本的知識抑えるべき知識量を従来そのままとするのか、それともそれを考慮し、より基本的なものに限られるのか、しばらくは模索が続くと思われる。3 + 2の趣旨を踏まえると、基本的な知識を抑え、それを踏まえて応用力を問うように、知識量の多寡に左右されない論述式の問題が望ましいと思われる。近時の民法の論述式試験は、そうした傾向がみられるが、そうした傾向が変わらない方が、3 + 2の上記趣旨からも望ましいものと思われる。
- 問題の質やレベルは現行のままでも良いとは思いますが、在学中受験という観点からは、もう少し問題の分量を減らしても良いのではないかと思います。点差をつけにくくなるとの懸念に対しては、採点の仕方を工夫することである程度対応できるのではないかと思います。
- 在学中受験が開始されてもこれまでと同様の出題傾向、同程度のレベルの問題で実施すべきではないか。というのは、司法試験受験までの期間短縮自体には反対しないが、そのことによって未修者コースの学生、在学中受験もしない学生が本法科大学院では多数存在しており、未修者教育の重要性が脅かされかねないように思われるから。
- 法曹に望まれる能力には変わりがないと考えるかぎり、試験のあり方については、制度変更にかかわらず現在の方向性を維持すれば良いと考える。
- 本年度の問題において取り上げられた論点については基本的な問題に関する正確な理解に基づき分析させるタイプの出題であり、それ自体は適切なものだと考えるが、分量が多すぎ、処理になれた者となれない者で差が出た部分があると思われる。基本的な論点に基づく出題は、学習期間が比較的短い受験生でも対応可能であるから、このような傾向を維持するとともに、問題量についてはもっと少なくしても良いように感じる。基本的な論点を問うことでは、採点に差をつけにくいかもしれないが、この点については検討してほしい。

(イ) 商法

- ・会社法は一般的には理解に時間をとられる科目であるので短期養成型の教育にはなじまず、多くの法科大学院在学生在が十分な学力が身につかないまま受験することになりかねない。そのため、ある程度典型論点に絞った基礎的理解を問うような出題とせざるを得ないように思われる。
- ・細かい論点を問う問題よりも、基本的な知識をもとに、事案から論点を抽出する能力を測るような試験にするべきであり、その意味では本年度のような試験は望ましい方向性であるように思われる
- ・確かに、法曹コース修了者による受験や在学中受験が始まるものの、多くの学生は在学中受験をせず、法曹コース修了者以外からの入学者も多いことから、取り立てて在学中受験者や法曹コース修了者の受験者に焦点を当てた問題を出题する必要はないと考える。ここ数年の問題は質及び量において適切であると思われ、この傾向の出題が望ましいと思う。
- ・「3年+2年」の学生は、弊学の2022年度春学期を見る限りではあるが、成績上位者から下位者までさほどの偏りなく分布している。したがって、「3年+2年」との関係では、司法試験のあり方について特段の変更は不要ではないかと思われる。
もともと、在学中受験との関係では、ある程度の実務感覚を前提とする出題では、法科大学院での学習歴の短い者(=カリキュラム上、実務系の選択科目を履修する機会が少ない)が不利になる可能性が高いことから、従来に増して、基本的知識の確かさと、それをベースにして応用力を試すことに主眼を置いた出題が望ましいと考える。
- ・上記最低ラインの設定に関する意見で述べたとおり
- ・商法の出題範囲については、再考の余地があるのではないかとと思われる。というのも、現在までのところ、商法の出題範囲は、伝統的な出題範囲は基本的にそのまま維持しつつ、会社法改正により制度が追加されるたびに出题範囲が事実上拡大される、という経緯を辿ってきた。その結果、商法の出題範囲は全体として相当なボリュームになっている。もとよりこれは多かれ少なかれ他の科目にもいえることであるが、法改正が頻繁な会社法に特に強く妥当するよう思われる。

在学中受験が可能となることとの関係でも、従来よりも出題範囲を絞る要請が存在するのではないかとと思われる。在学中受験を前提としてカリキュラムを編成する場合、在学中受験のタイミング(3Lの夏)までに開講される授業で扱っている内容には自ずと限度があるところ、商法の場合、手形法・小切手法や商法総則・商行為法にどれだけのリソースを割くかの判断が非常に悩ましい状況となっている。

そこで、①会社法の全範囲から出題するという方針を改め、一部の項目を明示的に出題範囲から除外すること(たとえば会社補償・D&O保険、持分会社、社債を除外することが考えられる)、②会社法以外の法分野の一部を明示的に出題範囲ではなくすること(たとえば手形法・小切手法を出題範囲から外すことが考えられる)も検討に値するのではない

か、と思われる。なお、②に関しては、手形交換所の廃止により、紙ベースでの手形・小切手の実務的重要性が今後ますます低下する可能性があることも考慮すべきである。

- ・情報処理の速さによって差が付く問題よりも、各科目の習熟度によって適切な差が付く問題が望ましい。本年度の問題はやや前者の傾向が感じられる。
- ・手形法分野の出題を継続すべきかについて。
- ・重要な判例が示されている基本的な論点について、事案に即した丁寧な論述を求めるという問題の傾向を維持し、さらに進めていただきたい。
- ・令和3年、4年の出題水準を維持し、細かな技術的条文を読み解くのに時間がかかるような設問や細かな事実関係に深入りさせる設問に重きを置くことなく、基本的な論点についての思考力を中心に問う問題を続けることが、法曹コース及び法科大学院における教育手法の正常化を促す最大のメッセージであると考えられる。
- ・特段制度変更と当該科目の試験との関係では、変更すべき点があるようには見えません。
- ・在学中受験が始まることによってどのような影響が出るのかについては、予測がつかない。まずは、例年通りの出題をしてみて、その影響を検証してから、慎重に論じるべきではないかと考える
- ・従来から、商法の論文式試験では会社法分野しか出題されていないこと等から、論文式試験の出題範囲を会社法分野に限定する旨を明示することが望ましい。
- ・新たな法曹養成ルートのもとで在学中受験が始まっても、本年のような問題で支障はない。

(ウ) 民事訴訟法

- ・憲民刑に比べて知識が十分ではない学生の割合が多い科目であるため、知識の量よりも、基本的な論点についての理解の深さを測る問題とするべきであるように思われます。
- ・どうしても勉強が後回しにされる科目であるので、基礎・基本から考えれば答えが導き出せるような問題にしていただきたい。
- ・大きく変更する必要はないと思われる。
- ・今年も例年通りの難易度の問題が出題されたと考えています。この傾向を変更する必要は特段ないと思います。
- ・本年度のような出題を継続していただきたい。
- ・学部3年+法科2年の5年間一貫教育のもとで行われる司法試験こそ、法科大学院の授業や日常の勉強の成果を測れる問題にしてほしいと願っております。

- ・在学中受験が可能になったとしても、これまでの出題方式や出題レベルを特段下げる必要はないと考える。出題レベルを下げると、安易な受験対策に走る方向に誤ったメッセージを与える可能性が高く、これまでの法科大学院教育の基礎を掘り崩す危険があるように思われる。また、民事訴訟法については、実務家登用試験であるという点に留意し、民事訴訟実務の基礎教育（要件事実論や訴訟運営論）ともリンクした出題が期待される。民事訴訟法単発の論点学修ではなく、これら実務的要素ないし問題意識を採り入れた出題が一部でもされることが期待される。今回の設問3も、そのような考え方に基づく出題とすれば了解可能であるが、出題内容については更なる工夫が必要と考える。
- ・基本的な論点について、正確な理解を示しつつ、深い考察ができるような問題が望ましい。学習期間が短くなるため、論述式試験において細かな知識を問うことは適切ではない。
- ・基礎的な概念等についての理解や知識を問う必要性が高まると思われる。また、長文の問題文を読解して解答する訓練を積む余裕のない学生が受験することになるのではないかと危惧される。
- ・在学中受験の制度には、制度設計上、疑問がある。本来の法科大学院のカリキュラムが修了しない者を対象に出題する司法試験問題は、おのずから浅薄なものになってしまいがちではないか？予備試験に媚びるようで、司法試験として懐疑的である。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・基本的事項の理解度をはかる上で、設問2のような出題形式が今後も継続されることが望まれる。
他方、全体的な分量はもう少し減っても良いかもしれない。
- ・今回も、基本的な知識が定着していれば適切な解答が導けるような、工夫された出題となっていると感じた。在学中受験は優秀層を想定した例外的な措置と考えれば、ある程度の難易度を維持していくべきであろうと思う。
- ・刑法は3年次前期までに学習の終わっている大学が多いと思われるので、特にありません。
- ・制度変更によって何かを変えるべきとは考えない。総じて、判例の立場さえおさえておけばある程度対処できるような出題は控えるべきであろう。
- ・学修期間に限られることを考慮すれば、最重要判例・論点についての理解度、特に、判例の理解に基づいて事実を適切に分析、評価する能力が採点評価の上で大きな比重を占める出題が強くと求められる。その一方で、学ぶべき対象が最重要判例・論点に限られて

いるという印象のもと、それ以外の点については短答試験用にしか学ばず、また判例上解決の筋道が示されていない問題については全く関心を示さないといった学修行動を避けるには、従たる位置づけでは、基本的でありながら学修の穴になりやすい事項について簡潔な論述を求めたり、応用的な問い方をしたりすることも必要であり、本年度のように、それらのバランスを意識した出題に務めるべきと考える。

- ・法曹養成ルートで5年間かけて学修を継続させ多様な価値観を持った法曹を輩出するうえで、自由で創造的な学びを試みる中等教育（特に意欲のある中・高一貫教育校）の工夫が大学受験が障害となって中途半端なところで終わってしまっているように、司法試験が同じような障害となって、法曹養成一貫教育における学部や法科大学院での学修が司法試験対応で画一的で安直な試験勉強にはまり込んでいくことがないように、司法試験の出題等が型にはまらず、日々の学修で得ている事物の見極め能力等をその場で活かせるものとなる創意工夫をお願いしたい。
- ・例えば、今年度はメジャーな論点が出題されており、前年度等もそうであったので、しばしばパズル的な問題もあるが、重箱の隅をつつくようなものよりはよいので、今までの司法試験の刑法も含めて、総じて新制度とうまく合致しているという印象を得た。
- ・例年ある質問であるが、上記ルートの問題と試験のあり方は別問題である。後者は、法曹としての資質を吟味できる問題かどうかという観点からのみ検討されるべきである
- ・司法試験が実務家登用試験であることから、刑法を実際に適用する能力をはかるため、事例による罪責検討を内容とした出題が必要とされる一方、法学部+法科大学院の5年間での学修の修得及び在学中受験も予定されていることを踏まえると、現在の設問による出題を継続していく必要はあると感じました。
- ・法科大学院教育の理念及び実績を踏まえれば、判例の射程を踏まえた論述・検討を正面から求めるような設問を置くことも十分にありうるのではないかと思われる。例えば、関連判例自体は資料として掲載しつつ、判例を前提にしながら異なる結論に至り得る立論を説明・検討させる問題などが考えられる。
- ・これまで以上に、判例・通説とは異なる学説に関する知識を前提とする問題は、望ましくなくなると思われる。
- ・在学中受験が可能となり受験まで期間が短い中で、受験生の間では出題予想や受験テクニック偏重の学習が盛んになるのは避けがたいと思われる。法科大学院における深い判例学習や理論の理解を省くような姿勢に傾かないよう、いわゆる論証パターンのような定型的論述がどのように評価されるのかは改めて受験生に向け強く注意喚起して頂きたい。
- ・制度が変更されたとしても、法曹になるために必要な能力を測る試験としての性格に変更はないはずなので、従来通りでよいと考える。
- ・より基本的な事項に関する的確な理解と問題解決能力を測る問題が重要

- ・新たな制度においても学習のポイントは同じであり、同様の方針で出題してよいと考えます。
- ・刑法に関しては比較的早期に通りの学修が終わっていると思われるので、制度変更の影響はあまり受けないと考えられる。ただ、早期受験を急ぐあまり、本来であれば応用力の涵養に割くべき時間が減少してしまうことを懼れる。

(イ) 刑事訴訟法

- ・若い層の合格可能性を広げるという意味では、問題の分量はもう少し（A4で1頁程度）減らすとともに、難易度ももう少し低く設定する（例えば小問は1つ減らす程度の）余地はあるように思われる。
- ・少なくとも直近5，6年の出題傾向を維持する限り問題はないと思われるが、法科大学院での実務基礎教育の時期との関係上、実務的色彩の強い問題は避けるよう留意していただきたい。
- ・単純に個々の論点の知識のみを問うような、論点学習の成果が出やすい問題では、答案作成に時間をかけることのできた受験生に優位であり、3＋2制度により短期間で学習する受験生には不利に働くと思われる。そうした観点からすれば、答案作成にかけた時間によって結果が左右されるよりは、法律・判例に関する基本的・全体的な知識・理解を問うことのできる思考問題が求められよう。
- ・より基本的な問題にシフトすることが考えられ、それ自体には賛成する。ただし、特に法解釈論については、やはり一定の水準を求める出題が必要だと思う。
- ・基本的な出題の方向性を変更する必要はないと思うが、在学中受験の学生にとっては、事案分析のための実務的感覚を学修する余裕が減少することになるので、複雑な事例問題は避けた方がよいと思われる。
- ・在学中受験者だけが受験するわけではないので、試験のあり方を変えるべきではない。
- ・来年度からは多くの受験生の受験タイミングが早まることから、これまで以上に、受験生の基本的学識を試す出題を心がける必要がある。
- ・在学中受験を可能にするため、実務科目の履修を、司法試験終了後に課す法科大学院が増えるものと思われませんが、これに迎合して理論的知識に偏った出題をされることのないよう配慮していただきたいと考えます。
- ・本年同様、基本的な問題点について正確な学識の有無と法適用力等を試す出題が望まれる
- ・具体的事例を示し、各局面で生じる刑事手続上の問題点、その解決に必要な法解釈、法適用に当たって重要な具体的事実の分析及び評価並びに具体的結論に至る思考過程を論

述させるといふ出題形式は、法律実務家として必要な能力を試すうえで相当であり、これを抽象的な知識に重点をおいた出題形式に変えるなどの必要性はない。

- ・本年度の問題も実務的感覚が必要な問題であったと考える。設問2の小問2は判例を知っていれば対応できるし、設問1も実務系科目を履修したかどうかはあまり関係ないであろう。一方で、設問2の小問1については、実際模擬裁判を体験した受験者の方が有利であったかもしれない。しかし、演習科目において理論と実務の架橋を試みている法科大学院では対応可能であると思われる。刑事訴訟法は、まさに実務で日々行われている手続の根拠法なのであり、これからもこのような実務的感覚が必要な問題を出題すべきであると考ええる。
- ・特に変更の必要はないと考えられる。
- ・5年一貫型入試で入学し、ローに在籍しながら予備試験、司法試験に合格する自頭のよい学生であれば、どのような問題（難問）でも対応できると思う。他方、純粹未修出身、社会人入学者の学生には、3年間で現在の司法試験に対応するのは難しいように思う。無理。一体、どのようなロー生を想定して、制度を構築しているのか？また作問するのか？改めて検討すべきだと考える。
- ・刑事訴訟法の試験問題は、他の科目に比べて、基本的な論点を素直に聞きながら、事案の把握、事実の評価も問うという良問が多いと感じている。制度変更があっても、この点は維持していただきたい。ただし、繰り返し指摘されているところではあるが、分量については再考の余地があると思われる。

(4) 知的財産法

- ・選択科目については、時間の制約により十分に対策ができない受験生がこれまで以上に増えるように思うので、より基本的な内容での出題をお願いしたい。
- ・在学中受験が可能となると、選択科目の学修をこれまでより早期に終わらせる必要があるとともに、学修に割ける時間も現状より短くなる。そのため、出題レベルを下げて、より基本的な事項に絞った出題を行うとともに、問題数もより限定することが必要になると思われる。事例問題形式は踏襲せざるを得ないとしても、出題レベルを下げ、問われる論点の数を絞るなどの工夫は必要だと考える。
- ・知的財産法について受験に向けた学習をする前に、技術および文化産業について広い知識を涵養すべきであり、このことを考えると、知的財産法を司法試験科目とすることについて問題なく賛成できるわけではない。
- ・新制度では、既習2年次は、必修の学習で精一杯である。選択科目まで十分気を配る余裕はない。これまで以上に、司法試験の選択科目の答案の出来は下がることが予想される。ごく基本的な事項の確認を作問の水準とせざるを得ないであろうが、一方、予備試

験よりは難しくする必要が制度上あろう。出題者のご苦心がしのばれる。根本的には、選択科目は、廃止の方向で検討されるべきであろう。

- ・ 知財法は従来回答すべき小問の数が多く、コンパクトに多くのことに回答することが求められていると思われる。このような形式を取る意図について明らかにしていただけると、限られた時間の中での勉強がしやすいように思う。
- ・ 今年、昨年の傾向を見るかぎり、このような新ルートの受験生でも対応可能かと思われるので、引き続きこのような出題傾向を維持していただきたい。
- ・ 従来以上に選択科目の勉強時間が少なくなることが予想され、より基本的な理解を問う出題が求められると考える。難易度が上がると、本来優秀であるはずの者の得点が低下し、実力差が適切に反映されないおそれがある。
- ・ 条文と主要判決について理解していれば、ある程度の解答ができるような設問を望む。

(5) 労働法

- ・ これまでの労働法論文試験の出題形式・内容・レベル等は概ね適切であり、制度変更によってこれらを変更すべきではない。
- ・ 来年度は在学学生も受験することを考えると、本年の問題ではやや難しいかもしれない。
- ・ 法曹としての素養を図るという観点では、従来から試験内容自体は内容・難易度ともに基本的に適切であり、維持すべきと思われる
- ・ 在学中受験については、受験準備のための期間が限定されてしまうことから、科目自体の絞り込みや受験時期の調整もさておき、出題内容の限定が必要かもしれないと考える（たとえば、一定の分野については出題範囲から除外するなど）。
- ・ 選択科目の準備期間が短縮される受験生が多くなることから、基本的な論点を問うスタイルを維持して頂きたい。また、出題の範囲については、例えば、労働者派遣法などの複雑な法律は、除外するか、限定するなど、知識量の差によって答案が左右されないようお考え頂きたい。
- ・ 期間短縮は基本的に正しい措置と考えますが、その具体的影響については慎重に見極めていきたいと思えます。
- ・ 在学中受験による法科大学院教育の空洞化を回避するためには、試験の水準を維持して理解の深化を促すことが重要であると考えます。
- ・ 司法試験合格までの学修年数が少なくなったとしても、問題の難易度は下げるべきではない。
- ・ 受験勉強の期間が短くなり、受験生間でのレベルの差が顕著になるため、選択科目については、実務への応用のような発展的知見を問うのではなく、ごく基礎的な理解を問うことに集中すべきではないでしょうか。

- ・基本判例と最近の重要判例の事実関係と判旨を十分に理解していれば、それとの対比で論述が可能になるような作問が望ましいと考える。

(6) 租税法

- ・制度が変更されることによって試験のあり方を変えるのは本末転倒であり、今のラインを踏襲すればよいものとする。
- ・試験範囲をどうするか。試験範囲についてしっかり教えられる教員が全国の法学部・LSで確保できるのか。
- ・カリキュラムとの関係で最先端の知識を勉強する時間に限りが出てくるのが予想されるので、より基本的な知識を問う問題の出題が好ましい。
- ・ここ5年前後の傾向であった租税法総論に関する出題が見送られたのは、在学中受験への対応のため教育内容を精選せざるを得ない今後の法科大学院教育に対する一定のメッセージとして受け止めてよいか、それとも出題委員の交代に伴う属人的な理由に過ぎないか、正確な情報収集に努めたい。
- ・現在の出題趣旨・出題水準が続くのであれば、特に問題は無いと思われます
- ・何ともいえない。ただし、租税法の知識よりも法律家としての基本能力（たとえば、未知の条文の内容を的確に把握し、そのオペレーションを再現する能力等）を問うような問題としてほしいと思う。

(7) 倒産法

- ・判例データベースを使用可能として、適切な判例を検索する能力を見る試験もあり得る。
- ・試験科目が多くなり、受験者の負担が増す一方で、試験合格の水準が薄く広くという表面的な処理能力・理解力のチェックとなり、合格水準は下がっていると感じている。
選択科目自体を廃止するなどの抜本的試験制度改革をしても良いように思う（選択科目群や行政法は、ロースクールでの講義は必ず必要であるが、試験科目からは外すことでも良いようにも思う）。
- ・在学中受験をする場合に倒産法等の選択科目を合格レベルまで引き上げるのはかなり困難である。
- ・民法をはじめとする実体法上の理解も問う設問（保証など）と関連する問いをより増大させるべきと考える。また、近時の重要な実務運用である私的整理に関連する問題があるとより望ましいと考える。

- ・ ややもすれば受験者離れを起こしている倒産法においては、徒に難解な問題の出題は控えるべきである。今年度の司法試験本試験・予備試験問題ともに、最高裁判例や学説にとらわれすぎて回答者側の事情への思いが足りなかったように思われる。判例や学説の議論に捉われず、条文の当てはめや原理原則の基本的な理解を問うことに重点を置いたほうがよいのではないか。
- ・ 倒産法については、破産法と民事再生法、さらには法人の倒産、自然人の倒産と扱うべき分野が多く、とくに在学中受験をする学生にとっては、手が回らないことになりかねず、その負担感から、倒産法選択を回避することが危惧される。倒産法は、実務においても極めて重要な法制度であり、上記のような理由により倒産法について基本的な知識を有する法曹を十分に確保できなくなることは、避ける必要があり、そうした観点からは、出題範囲をある程度限定するなど（たとえば、民事再生法については、再生計画に関する部分に限定する、さらには思い切って破産法についてのみを出題範囲とする、自然人の倒産事件については出題範囲から外す等）の方策についても、検討してもよいかも知れない
- ・ 学生の負担軽減の観点からすれば、対象範囲の削減、たとえば、民事再生法を範囲外とすること等が考えられなくはないものの、再生法が実務に根付いた現状からすれば、再建型手続の基本を学ぶ機会を失わせることは適切ではない。現在の基本的な条文の構造や基本判例の理解を問う形を継続して洗練させ、現状を維持することがベターかと思われる。
- ・ 問題の難易度は、今年並み程度が望ましく、過度に難化しないこと希望する。
- ・ 法の規定のルールや制度趣旨、それに「超」重要な判例のみを問うというポリシーを徹底することが重要だと考える。
それで司法試験レベルの問題が作れるのかと考える若手も多いが、それは問題作りの技術の問題であり、工夫を凝らしながら作題に当たっていただきたいと、希望する。
- ・ 新たなルートが創設されたことを理由に問題の水準を変更すべきではない。また、これまで同様、選択科目として実施すべきであると考ええる。
- ・ 変更する必要はない。従前通りで良いと考える。
- ・ 3+2の下では、本年度倒産法の如き問題が極めて適切と思われる一方で、その様な類の適切な事例と問題とによりマンネリ化に陥らない様にして作題するにはどの様なノウハウがあると良いかについての工夫と検討が重要だと考えます。
- ・ 前倒しになる点で、民法や民事訴訟法等の総合的な知識を前提とする本科目についての十分な学習時間の確保および学習効果の定着が危惧されます。しかし、近年の問題傾向や、合格後に必要な能力の確認という点からすると、とくに試験のあり方について検討する必要までではないかもしれません。

(8) 経済法

- ・新制度に合わせて試験の在り方を直ちに变える必要はないと思われるが、将来的に、新制度の存在により受験者の構成が大きく変わってくるようなことがあれば、その時に対応が必要と思われる。
- ・マニアックな問題よりも、基本的事項を問う出題に徹してほしい。
- ・企業などでの勤務経験のない受験者が具体的な取引実態を踏まえなければ十分な理解をすることが特に難しい不公正な取引方法につき出題する場合は、かなり基本的な論点に関する問題とすべきと考える。
- ・本学の場合、経済法は3、4年科目であるため、学部の法曹コースが3年になった場合、実際は3年生のときにしか履修できなくなってしまう。学部で履修できなかった場合、既修者コースで学ぶということも可能とは思われるが、2年のうち、経済法まで学習できる余裕があるのかは今後検討が必要と思われる。
- ・選択科目の学習期間の短さが気になる。
- ・修学期間を短縮し効率的に学ぶための制度変更であることから、基礎的な知識・論点とその正確な理解と応用について、重点が置かれるべきである。経済法においても基礎的な論点及びその判審決等を理解し、適切にその知識を応用できる問題が出題されることが望ましく、令和4年度の経済法の問題は第1問、第2問ともその流れに沿っているものと考えられる。新司法試験の下で、経済法をはじめとした他の選択科目の法領域でも、基礎的な論点を正確に捉えた上で、実務の場面で適切に應用できる法曹が徐々に養成されてきているものといえる。この成果を維持すべく、経済法をはじめとした選択科目がこれまで通り維持されていくことが強く望まれる。
- ・予備試験を司法試験よりも簡単にすることは見直すべきである。予備試験はLS修了と同程度であることを確認する試験である。司法試験を在学中受験をするLS在學生はLS修了前である。つまり、合理的に考えれば、予備試験は司法試験と同等以上の難易度に設定することになる。
- ・今年の司法試験・予備試験のように、基本的な内容を筋道立てて組み立てる力を試す問題が出題されさえすれば、特に問題は生じないように考えられます。
- ・学修成果を確認する内容と論理的思考の展開力を測る内容といずれも盛り込んだ試験内容となると望ましいように思いますが、今後の状況を見てみないことにはなんとも言えないところです。受験科目を圧縮する目的で選択科目をなくしたり、配点を少なくするのは、多様な法的素養を有する法曹養成の観点から適切でないと考えています。
- ・経済法は、企業の市場行動についての知識が必要で、学生にとって、学習期間が短くなった場合、この点の負担はかなり大きなものがあります。事実関係の記述において、市場行動に係るナマの事実についてできるだけ分かりやすい記述をお願いいたします。

(9) 国際関係法(公法系)

- ・ 1400名の合格者のうち400名が予備試験合格者であるとの事実に変更が生じるとは思われない。国際関係法(公法)に関しては、受験者が18人しかない。今年のような曖昧設問が続くと、さらに受験生は減るだろう。
- ・ 大変難しい課題だと承知しつつ申し上げるが、細かい知識ではなく考え方の根本を問う問題を作成してほしい。
- ・ 新たな法曹養成ルートの新設により、国際関係法(公法系)の試験のあり方の見直し等が必要になるとは考えていない。しかし、法科での国際法の学習が難しくなり、いっそう受験者が減少するのではないかとの懸念はある。
- ・ 今後、学部の法曹コース3年が法科大学院進学への既定路線になるとすると、学部で国際公法を履修していない法科大学院進学者が増えることが予想される。現状のように幅広い分野から出題する方式は、国際公法の専門家から見ると望ましい一方で、国際公法がこれまで以上に選択科目として敬遠されることも考えられる。法曹コースの動向を踏まえた包括的な検討が必要であるように思われる。
- ・ 在学中の受験になると、選択科目に割く勉強時間は圧倒的に少なくなると思われる。その点では、主要論点をオーソドックスに尋ねる問題が望ましく、本年度のように、小問ですべて異なる論点を詳細に論じることを求める問題は避けるべきかと考える。
- ・ 近年は問題の長文化・難化の傾向が見られるが、新たな法曹養成ルートの新設に伴い、特に国際関係法分野に関しては受験時までには十分な問題演習を積む機会が必ずしも確保できない可能性もあるため、少なくとも現状以上に問題の分量や難度を上げることについては慎重な検討を要すると思われる。

(10) 国際関係法(私法系)

- ・ 在学中に受験する学生を想定すると、選択科目については、学生の実質的な学習時間が少なくなることが考えられるため、より基礎的な事項について適切に理解しているかを確認する試験とすることが望ましいと考えられる。
- ・ 在学中受験が開始されると、選択科目の勉強が不十分なまま受験する者が増えると思われる、少し難易度を下げるといった工夫が必要になるかもしれない
- ・ 多くの大学では、学部でも国際関係法(私法系)の講座が設置されているものと理解しているので、制度変更との関係では、当科目の試験の在り方に検討すべき点は見当たらない。
- ・ 学習期間が短くなることから、国際取引法は出題範囲から外し、狭義の国際私法と国際民事手続法に限定してはどうか
- ・ 修業年限が短くなったからといって、司法試験のレベルを下げるような変更は、本末転倒

である。むしろ現在の試験時間内でじっくり考え、答案構成をしっかりとすることがある問題文を作成するよう求めたい。

- ・試験範囲の明確化と限定のため、実体法である国際取引法は出題範囲から外す方がよいように思われる
- ・学習年限の短縮化は学生の選択肢を拡充するという点で意義があると考えられるが、他方で、必修科目に関する知見も十分でなく到達水準が低いにも拘わらず、在学中受験を目標として、比較的早期に選択科目の授業を受講する者が少なからず見受けられる。授業選択は、最終的には学生個人個人の責任においてなされるべきものと言われればそれまでであるが、こうした到達水準の低い学生が受講することにより、全体として授業の進行に支障が生じることが危惧されるし、何より当の本人にとっても、期待した学習効果が得られない結果に終わる可能性が高い。令和4年度第1学期の授業では実際にそうした事態が生じている。学習年限の短縮化に当たっては、その弊害への対処も含めて慎重に進めて頂くことをお願いしたい。
- ・在学中受験者はどうしても準備の時間が限られることから、ベルヌ条約等が出題された令和1年の問題のように、基本書等の記述が乏しい分野から出題された場合、在学中受験者にとっては解答が難しいと予想されます。本年度のような基礎的な知識をもとに（ある程度複雑な）事案の整理をさせる問題の方が適切な競争になると思われまます。

(11) 環境法

- ・「理由」でも述べたが、行政法上の救済手段や行政命令の限界の設問については、かなり限界的な事例であり、3+2の在学中受験を前提にした問題としてはやや難しかったのではないだろうか。また気候変動とエネルギー問題が環境法の重大なテーマとなっている時代に、環境10法という枠組みをそろそろ考え直した方がいいと思う。そうしないと環境法を学ぶ学生が、公害法と民法の不法行為と行政訴訟法の方に注力すればよいのかのように受け取り、若い世代が取り組むべき気候変動問題やエネルギー問題、原子力問題、生体系の保全といった現代的な喫緊の課題について日頃きちんと勉強し、考えないことになってしまわないかを懸念する。出題の仕方が難しいことは理解しているが。
- ・★在学中受験をする学生が環境法を学習できる期間は、実質9か月である。しかし、基本科目の学習に時間が取られるため、難度については十分な検討が必要である。在学中受験でない受験生も同じ問題を受験するから、事例は単純であっても的確な理解度の違いが点数に表れるような問題にしなければならない。出題を楽しみにしている。「2011年の改正」というように、この事実を受験生は知っていて当然という前提での出題はされるべきであろう。

- ・ 選択科目に割く時間が限られるため、細かい知識を問うような問題は、今後も避けていただくとういのではないかと思います。
- ・ 司法試験の選択科目は3年次の後期に勉強してもらってもよいと思っていたが、在学中受験が始まったため、2年次の後期までに履修してもらわないと間に合わなくなってしまった。法科大学院としても、法学既修者に対し、入学の後、事実上1年半で、試験に合格できるだけの実力を身につけさせるよう強いられることになり、カリキュラム上も窮屈になった。
- ・ 法科大学院には、法律の基本を確実に身に付けた上で、幅広い教養も兼ね備え、具体的課題への対応力を持つ法曹を養うことが期待される。「3+2」の創設と在学中受験により、学修時間が減ることとなり、司法試験においては、基本的理解を問うことに重点を置いて、近年の課題に対応する応用力の側面も訊ねるという観点に立った出題を期待したい。採点においても、基本の理解を中心にした評価が望まれる。
- ・ 在学中受験者に配慮した制度変更は必要ないと思う。それよりも、環境法分野の特定の判例の知識がないと解けない問題よりは、行政法や民法の基本的な論点を環境法分野に応用する問題が、すべての受験者との関係で望ましいように思う。
- ・ 最短で5年間で、在学中受験が可能となることで、多くの大学においてカリキュラム上、周縁的な位置づけを与えられがちである「環境法」などの科目の選択者はさらに減ってゆくのではないかと懸念している。
- ・ 近年、環境法を選択する受験生の割合が非常に低いです。その理由として、環境法の問題の量が多いか問題が難しいことがあると思います。なお、環境法を選択する受験生の割合が低い状態が続くのであれば、選択科目から除外することも検討してもよいのではないかと思います。
- ・ 学部における「環境法」と法科大学院における「環境法」とは、必ずしも接続しているとはいいがたく、司法試験において環境法を選択する可能性がある学生には、学部の段階で試験を意識した「環境法」を受講させる必要があると思われる。そのためには、学部においてたとえば「環境と法」と「環境法」というように、講義内容や受講対象者を異にした科目を設置する必要があるのではないだろうか。

4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

- ・司法修習生の法律基本科目の理解度が低下していると感じています。出題傾向はこのままで良いと思いますが、合格ラインは厳しく設定していただきたいと思います。
- ・資格試験である以上、法律基本科目に関しても、基本的なことだけを問うのが望ましく、そうするほうが受験生の実力が結果にストレートに反映される。初見問題を出して、即応力・応用力をわずか2時間の試験の枠内で測定する必要性はあまりないと考え（以上は、あくまでも一般論であり、在学中受験にあわせてそうすべきであるという趣旨ではない）。
- ・短答式の出題形式のある程度の統一は必要。そして、現在の第一次合格ラインの決め方は疑問である。その点数を割り込む者はまず合格が難しいという統計的推測ができるので、論文式答案の採点はしない（それ以外の採点に集中すべき）、という線を第一次ラインとすべきである。しかし、短答式の配点は全体の1割程度であり、そうならば、数理的に、逆転可能線はかなり低くするべきである。もし、この短答式には独自の意味があり、これで一定点取る能力も問うべきだ、と考えているのであれば、配点があまりにも低すぎる。一貫性のなさを感じる。また、そういった意味があるとするれば、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についても何らかの形で（2科目程度の選択とするか、配点を憲法や刑法の半分程度にするかで）短答式試験を行い、その総合点で一定のレベルに達しない者は不合格とする方が、全体としては一貫性を感じる。受験者数が現状のまま推移するのであれば、（予備試験はともかく司法試験では）短答式を廃止するのも一つの考えである。
- ・今回の試験問題も、「環境法としての、実務家（法曹）に期待されるレベルの知識を問う」という観点では良問だと思うが、しかし、そもそも現在のような司法試験に、環境法や労働法あるいは経済法等といった「特殊分野」の知識を問うこと自体が、やはり疑問である。

現行の日本の裁判制度では、訴訟は基本的に 民事訴訟、刑事訴訟、行政事件訴訟 の3種類であり、特殊分野の諸問題も、裁判ではこのいずれかの訴訟形態で争われるということを考えるならば、法科大学院の教育指導では、やはり、いわゆる「基本法」（民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法+行政事件訴訟法、憲法、民法、商法・会社法 & 刑法）に集中し、そして司法試験ではその成果をチェックする、ということに集中した方が合理的なのではないか？

そういった「基礎」がしっかりできていれば、後の問題は、その後の学習・研鑽（&実務内での取り組み）で対応できるはずだが、基礎があやふやだと、その後の勉強も、成果をあげることは難しいと思われる。

- ・ 3000人を合格させることは不可能であるが、その原因を法曹として職がない・食べられないことに求める論調は誤りであると考える。単純に能力が足りない者を合格させてしまっているのではないだろうか。

小規模の法科大学院（回答者が勤務するのもそういう法科大学院）にとっては死活問題であるが、より厳格な選考をして良いと思う。

現在残っている法科大学院はそれぞれ着実な教育力を持っていると考える。そこで付与された卒業=司法試験受験資格が適切かを判定してほしい。

批判にさらされがちな司法試験ではありますが、制約の中で苦心されていることは伝わってきます。一時より明らかに改善されていると思いますので、今後もその方向で進めてください。

- ・ 試験問題の内容、出題方法については、短答式、論文式ともに適切であると思うが、とりわけ論文試験について、出題者が求めていることに応えることのできている答案の水準と合格可能な答案との乖離が気になるところである。
- ・ 試験科目が多くなり、受験者の負担が増す一方で、試験合格の水準が薄く広くという表面的な処理能力・理解力のチェックとなり、合格水準は下がっていると感じている。
選択科目自体を廃止するなどの抜本的試験制度改革をしても良いように思う（選択科目群や行政法は、ロースクールでの講義は必ず必要であるが、試験科目からは外すことでも良いようにも思う）。
- ・ 基本的な論点について出題することは、法科大学院教育ともマッチしているため歓迎すべきことである。在学中受験を実施するとなれば、なおさら基本的な論点の出題に注力すべきである。

- ・ 昨年度のものでも記載したと記憶しているが、全受験科目を同年度で受験するのは負担が大きいので、税理士試験と同様に複数年で合格できるような制度が適当ではないか。
- ・ 在学中受験の開始など制度的前提は変化し続けているが、司法試験で確認すべきこと、すなわち法律家になる者が最低限備えておくべき能力は変わらないと思われる。基本的に従来の方角性を継続することが望ましい。

学費が高いために資格取得までの年数を縮めることになっており、学生が全体として学ぶ量が減少していることに留意すべきである

- ・ いわゆる「3+2」についてはありうるとしても、在学中受験については、100%賛成しきれないところがあります。既修者コースの学生にしてみれば、1年半ほどの期間しかなく、果たしてこの程度の期間で法科大学院で勉強したことの意味はあるのでしょうか。本来の知識や理解よりも、受験テクニックに走らざるを得ない状況を生んでしまうのではないかと危惧する
- ・ 判例重視の傾向が依然強すぎる。

- ・ 択一の負担軽減、論文試験も簡単になったことから、基本のできている者が合格するようになり、その結果、高校生でも合格するようになっている。これはよい傾向である。私のゼミで在学中に司法試験に合格する者が数多くいるが、ローの学生よりも知識は遙かに多くよく勉強をしており、考えさせる質問をしても非常に頭の回転のよさを感じる。受験暗記ではなく、一歩先を自分の頭で考える能力も有しているからこそ早期に合格するのである。そういう人間が早く合格することはよいことである。それを閉ざしてローに入らなければならないとすると、優秀な学生が他に逃げてしまう。司法試験人気に戻りつつあるのは、予備試験のおかげである。ローに入れば無条件に司法試験が受験できるというくらいの恩恵にして、予備試験(司法試験1次試験)→司法試験(司法試験2次試験)を本道にすることも考えられる。ローは未修者を中心とする機関にしてもよいかもしれません。将来の抜本的な改革が必要だと思います。
- ・ 現行司法試験では、論文試験8科目、短答試験3科目が集中的な日程で実施される。それゆえ、受験生は、これらの科目の対策を同時並行して行わなければならない、1科目あたりに割ける学習時間はどうしても限られてしまう。また、司法試験本番の独特の緊張感の下、六法のみを用いて(短答試験の場合は何も見ずに)制限時間内に解答することは、非常に難易度が高い。法曹となるに相応しい素養を有しているか否かを試すのが司法試験である以上、受験生に対して、ある程度の負荷をかけるのは必要なことである。しかし、現行司法試験初期に見られたような、異常に難易度の高い出題は控えていただきたいと考える。

新たな法曹養成ルートが出来ると共に、令和5年度から在学中受験も始まるが、これらの新ルートを経由した学生が従来の学生より優れている保証は、少なくとも現在のところ無い。現行司法試験初期に見られた難問に戻るのではなく、現在のレベル(あるいは、もう少し簡単なレベル)の出題を続けつつ、もし受験生のレベルが上がってくるようなことがあれば、その段階で初めて難易度の上昇を検討していただきたい。
- ・ 現行の司法試験制度では、司法試験の受験回数が5回までと決められているが、回数制限には意味がないと思う。当初の制度趣旨としては、司法試験の受験が長期化することにより人生を棒に振る人を出さないようにするというパターンリズムの思想があったと聞いているが、5回不合格になった後に予備試験を目指したり、再度法科大学院に入学したりして受験資格を得ようとする人も少なからずいる。このことから、むしろ回数制限があることで受験生の人生が翻弄されているのではないだろうか。今すぐには困難であるとしても、回数制限制度は見直すのが妥当である。

また、予備試験も司法試験同様、採点実感を公表した方が良いと思う。
- ・ 学習期間が限られた条件下での選択科目の試験実施には無理があると考えます。
- ・ 在学中受験との関係から、試験科目や試験内容の見直しを検討しても良いように思われる。

- ・専門である憲法の出題傾向をみるかぎりでの部分的感想にすぎないが、試験全体の流れのなかにあっては、憲法は選択必修であることとしても、多くの受験生の勉強意欲にとってはマイナス面はさしてない、と考えざるを得ないほどに、憲法の論文本試験は他の科目に比しても、個人の能力差が明らかだと実感せざるをえない。
法科大学院制度を維持するのであれば、予備試験は廃止すべきである。
- ・春学期の授業が7月いっぱいまでである大学も少なくないかと思えます。
受験生の大半が大学生、法科大学院生であることを踏まえると、7月末や8月初旬の実施についても検討する必要があるように感じます。
- ・課題として、パソコン（ワープロソフト）による答案作成を原則とすべきではないかと考える。
- ・これまでも概して短答式・論述式につき適切な問題であったと思います。この傾向を維持していただきたい。
- ・来年から在学中受験が始まるので、司法試験の実施時期については、さらに検討を加えてほしい（7月は前期の授業期間中である）。
- ・個々の教員から複数の意見等が示されたので、以下に記載する（本学法科大学院としての意見ではなく、教員個人の意見であることを申し添える）。

①予備試験の廃止

かねてより予備試験の弊害が指摘されてきたにもかかわらず、司法試験の合格率が高いことにより、いかにも予備試験合格者が優秀であるかのような風潮があるが、司法試験は単なる入口にすぎない。そのあと1年間の司法修習を経て、二回試験を受け、その二回試験に合格しても、裁判官や検察官になるのは、ごく一握りであり、また弁護士を含め、法曹として一人前になるには、5年かかると言われている。その間に、本当に予備試験の合格者が優秀な法曹になっているのかは、検証されていない。

②3+2および在学中受験の廃止

修業年限を短くしなければ、「司法試験離れ」を防ぐことはできないという発想は、短絡的にすぎる。そのようなショートカットばかり考えて、質の低い法律家を多数輩出することは、クライアントである国民の利益だけでなく、国全体の利益を損なうことになる。もっと法科大学院教育を充実させて、そこでじっくり勉強したくなるような環境を整えるべきである。

③未修者コースの廃止

法科大学院の入学試験は、今の既修者コースのように、法律試験のみとすべきである。たしかに、アメリカでは、カレッジにおいて他の分野の勉強をした後、ロースクールに入学した者が立派な法律家となって、各界で活躍しているが、それだけを真似しようとしても、同じ結果を得ることはできない。そもそも法体系自体が日米間で大きく異なり、成文法である日本において、判例法であるアメリカの方法が通用するはずがない。また周知のとおり、アメリカの学生は、毎週膨大な量の判例をあらかじめ読んだ

うえで、授業に臨むが、そのようなことを日本の法科大学院生に要求するのは無理である。このまま未修者コースを残し、司法試験の不合格者を大量に排出するのは、本人だけでなく、社会全体にとって大きな損失である。

- ・5年一貫教育と在学中受験の制度により、予備試験は社会的役割を終えた。したがって、予備試験制度を廃止すべきである。

司法試験の実施時期を7月から8月に移動すべきである。

- ・「3+2」は、司法試験合格への期間短縮をめざしているが、受験技術に長けた者が有利となり、限られた学修時間で法律知識が偏重され、法曹に期待される幅広い社会的素養が軽んじられないか、在学中受験しない者との分断を招かないか、といった懸念がある。また、未修者の学修にどのように配慮するかという課題もあるのではないか。
- ・予備試験合格者の初回合格率が、どの法科大学院よりも高いという最近の実態は、法科大学院制度の本来の目的を阻害しているのではないか。
- ・司法試験選択科目での受験を通じて、確実に基幹法律科目以外の基礎的な素養が広がっており、特に判事・検事にこのような素養が学生時代に身に付くというのは何事にも代え難く重要なことと考えます。実際に、法科大学院出身の判事が担当する下級審レベルでの判決では、選択科目の法分野の全体像を理解した上で、重要部分をしっかりと押さえた司法判断が出始めており、これまでの状況と大きな差がみられる分野もあります。この良い流れを断ち切ることをないように、選択科目の廃止・縮小は特に慎重に検討していただきたいと考えています。
- ・令和5年からの7月実施は果たして妥当なのだろうか、第1回目の実施と同時に、在学中受験の実施に伴う、これまでの修了者に対する配慮が十分なのかどうかの点をしっかりと検証してほしい。
- ・本来であれば、当初のスタート時の様な科目融合的な論文問題が適切とは思いますが、諸般の事情で、それもなかなか難しいとも感じられますので、何か、折衷的な妙案がないものかと思案されるところです。
- ・憲法の論述式の問題についてみるに、事例に含まれる憲法上の問題点について、法律家としての考え方を反論を踏まえ、かつ参考とすべき判例を応用させて説明させるという設問形式となっているところ、こうした思考プロセスは、法科大学院の憲法の授業において判例を検討する際に常に意識すべき重要なことであると考えており、この設問形式を継続していただきたいと存じます。
- ・司法試験合格者の中でたとえば裁判官になるような者であっても「被害者がかわいそうだから特殊詐欺で故意を認めやすくするべきだ」などと発言する者もおりますし、大学で教鞭をとる実務家を見ていると、およそリーガルマインドというものが身につけていない者が多いように思います。また、裁判官や弁護士と勉強会をしても大学の学部ゼミ生以下のレジュメを作成し、表面的に学説を羅列して紹介するといった法曹もいます。面接試験（口頭試問）を取り入れたり、立法趣旨や学説の成り立ち等の重要性に目

を向けさせるような問題を出していただけたりするようになっても良いように思います。

司法試験合格者といっても、差が激しいように思いますので、差が縮まるような試験制度・問題になるとより良いと思うのですが、具体的な案を申し上げられず申し訳ありません。

- ・在学中受験制度が、法科大学院制度の理念に反するとの危惧を示す指摘が、複数の教員があった。次のとおりである。

意見1 そもそも在学中受験などを認めてどうする？与えられた事例につき、自ら調べ、じっくり考え、具体的な事例に取り組みさせること、思考のプロセスを重視することが、法科大学院教育の眼目ではなかったのか？在学中受験を制度化したことで、院生は浮足立ち、かつてのように、予備校本（論証ブロック）を丸暗記するような、小手先の試験対策にますます向かうのではないか？我が国の法曹養成制度（法科大学院制度）は完全に破綻したと考える。

意見2 予備試験、在学中試験の本格導入に伴い、法科大学院の格差拡大は止められず、法科大学院は「予備試験予備校」となりつつある。大都市圏から離れた地方大学の存続にも配慮していただきたい。

- ・司法制度改革の一環として、司法試験の合格者数を増加させ、法曹人口を増加させる政策がとられてきましたが、出願者数が激減している現状とその質に鑑み、合格者数をどの程度にすべきか、再度検討が必要であるように思います。

国際関係法（公法系）の場合、教科書や授業で一般に取り上げられる多くの条約や国際文書のうち、ごく一部しか司法試験用法文に登載されておらず、しかも日本が締結している条約に限られているという点で、他の試験科目との間に大きな違いがある。また、国際社会を構成する国が200程度しか存在せず、かつ非常に多様であるという状況において、A国やB国というように抽象的に取り上げることが困難ないし無意味な問題も、他の試験科目と比べて少なくない。そのような根本的な違いがあるにもかかわらず、形の上では他の試験科目と同じような事例問題とすることには構造的な無理があり、他の試験科目とは性格が異なる対応を受験生に求めることになっているという印象を受ける。また、司法試験用法文に登載される根拠や登載されない根拠が明らかではなく、司法試験用法文に登載されている数少ない条約でありながらその条約に関連する出題が長年なされていないものがある一方で、例えば今年の問題文の中で参考資料として挙げられている拷問等禁止条約については平成27年の出題趣旨でも言及されているなど、司法試験を前提とした場合に法科大学院で何を教えることが国際法の教員に期待されているのかも分かりにくくなっている。